

平成27年 6 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成27年 6 月24日～26日

場 所 第3委員会室

平成27年 6 月 24 日 (水曜日)

委員外委員 (なし)

午前10時0分開会

説明のため出席した者

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙3)
- ・平成26年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書(別紙4)
- ・平成26年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費繰越計算書(別紙5)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・電力システム改革の動向について
- ・発電所施設見学ツアー(綾第二発電所)について
- ・第二次宮崎県教育振興基本計画の改定計画素案の概要について
- ・「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート」結果について

出席委員(7人)

| | | | |
|-----|---|----|-----|
| 委員 | 長 | 重松 | 幸次郎 |
| 副委員 | 長 | 日高 | 博之 |
| 委員 | | 緒嶋 | 雅晃 |
| 委員 | | 井本 | 英雄 |
| 委員 | | 中野 | 廣明 |
| 委員 | | 田口 | 雄二 |
| 委員 | | 冨師 | 博規 |

欠席委員(なし)

警察本部

| | | |
|-----------------------|----|----|
| 警察本部長 | 坂口 | 拓也 |
| 警務部長 | 水野 | 良彦 |
| 警務部参事官兼 首席監察官 | 鬼塚 | 博美 |
| 生活安全部長 | 片岡 | 秀司 |
| 刑事部長 | 黒木 | 典明 |
| 交通部長 | 鳥井 | 宏一 |
| 警備部長 | 金井 | 嘉郁 |
| 警務部参事官兼 警務課長 | 永野 | 博明 |
| 生活安全部参事官兼 生活安全企画課長 | 神坂 | 正信 |
| 生活環境課長 | 児島 | 孝思 |
| 総務課長 | 小野 | 博 |
| 警務部参事官兼 会計課長 | 廣澤 | 康介 |
| 少年課長 | 藤川 | 寿治 |
| 交通規制課長 | 大野 | 正人 |
| 運転免許課長 | 鍋倉 | 幸次 |

企業局

| | | |
|-------------|----|----|
| 企業局長 | 四本 | 孝 |
| 副局長 (総括) | 梅原 | 裕二 |
| 副局長 (技術) | 満留 | 康裕 |
| 総務課長 | 沼口 | 晴彦 |
| 経営企画監 | 森本 | 誠二 |
| 工務課長 | 新穂 | 伸一 |
| 開発企画監 | 上石 | 浩 |
| 電気課長 | 喜田 | 勝彦 |
| 施設管理課長 | 平松 | 信一 |
| 総合制御課長 | 新見 | 剛介 |

教育委員会

| | |
|---------------------|-----------|
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 教 育 次 長 (総 括) | 原 田 幸 二 |
| 教 育 次 長 (教育政策担当) | 川井田 和 人 |
| 総 務 課 長 | 大 西 祐 二 |
| 参事兼財務福利課長 | 田 方 浩 二 |
| 学 校 政 策 課 長 | 川 越 良 一 |
| 学 校 支 援 監 | 永 山 良 宣 |
| 特別支援教育室長 | 坂 元 巖 |
| 教 職 員 課 長 | 西 田 幸 一 郎 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 恵 利 修 二 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 古 木 克 浩 |
| 文 化 財 課 長 | 大 西 敏 夫 |
| 人 権 同 和 教 育 室 長 | 黒 木 政 信 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 議 事 課 主 事 | 八 幡 光 祐 |
| 政 策 調 査 課 主 幹 | 西久保 耕 史 |

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。

それでは、今回、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○坂口警察本部長 おはようございます。警察本部長の坂口でございます。本日の常任委員会、よろしく願いいたします。

重松委員長初め、委員の皆様には、日ごろから本県警察の運営に関し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます公安委員会関係の議案及び報告につきましては、次の3件であります。

提出議案としまして、「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」について、報告としましては、「繰越明許費繰越計算書について」、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

警務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○重松委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、議案についての説明させていただきます。

まず、平成27年6月定例県議会提出の議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」の公安委員会関係につきまして、御説明を申し上げます。

文教警察企業常任委員会資料と平成27年度6月補正歳出予算説明資料で御説明を申し上げます。

それでは、311ページになります。

警察費の補正額でございますが、総額3億9,309万8,000円をお願いしております。今回の補正によりまして、公安委員会の補正後の予

算額でございますが、269億2,948万4,000円となります。

それでは、平成27年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に説明いたします。

上段左側で、会計、科目、事項がございますが、そちらの欄では、会計、一般会計でございます。

その下に、(款)警察費、(項)警察管理費となっております。

(目)警察本部費、(事項)運営費、補正額が663万9,000円でございますが、これは警察職員設置に要する経費でございます。番号1でございますけれども、庁用備品購入費で511万5,000円、これは、老朽化し、使用に耐えなくなった椅子などを買いかえるための経費でございます。

それから、「職員の健全な心身保持のための健康管理対策事業」につきましては、新規事業でございますが、新規事業の主な事業内容につきましては、別途資料を作成しておりますので、後ほど御説明させていただきます。

次に、その下、(目)装備費(事項)装備費の補正額2,175万2,000円でございます。この経費につきましては、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費でありまして、「警察車両の計画的更新整備事業」1,406万3,000円、これは老朽化した車両、それから自動二輪車を買いかえるための経費でございます。

その下、「受傷事故防止用装備資器材導入事業」429万4,000円でございます。これは、刃物から身を守るための耐刃防護衣等の装備を整備する経費でございます。

続きまして、(目)警察施設費(事項)警察施設費でございます。補正額が1,150万円でございます。これは警察施設の計画的整備と適正な維

持管理に要する経費でございます。

交番、駐在所庁舎新築費といたしまして、1,150万円を計上しております。これは、老朽化している川南交番を移転建てかえるための土地の購入費でございます。

続いて、(目)運転免許費(事項)運転免許費、補正額1,176万5,000円でございますが、この事業につきましても、新規事業でございますので、後ほど資料に基づきまして説明させていただきます。

続いて、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費でございます。ここでは、補正額6,311万6,000円を計上しております。

これは警察活動全般に要する経費でございます。そして、「暴走族壊滅作戦推進事業」として663万4,000円、これは、暴走族の暴走行為を撮影するためのビデオカメラの整備や、年末年始の暴走行為対策用の各種機材のリース料等でございます。

それから、「特殊事件捜査資機材整備事業」、これで2,485万円計上しております。これは、立てこもり事件に際しまして、被害者の安全な救出、捜査員の事故防止を図るために、例えば防弾衣などといった装備資機材を整備するものでございます。

続いて、(事項)交通安全施設整備事業費でございます。2億7,832万6,000円の補正であります。これは、交通安全施設の整備に要する経費でございます。そして、信号機の新設や道路標識・標示等の整備に要する経費でございます。

この事業につきましても、資料に基づいて説明させていただきますので、別添の資料1をごらんください。

新規事業等が、それぞれの事業ごとに説明されておりますので、そちらをごらんいただけ

ればと思います。

まず初めに、資料1の1でございますけれども、「職員の健全な心身保持のための健康管理対策事業」であります。

事業の目的は、警察が扱う各種相談業務や職務執行に伴う苦情等が多く、また夜間や休日の事件に伴う呼び出しもございまして、警察はストレスがたまりやすい職場となっております。

こうした中で、心の健康に支障を来す場合もございまして、メンタルヘルス不調者の早期発見、未然防止及び再発防止を図るためのシステムを導入するものでございます。

2の事業の概要であります。これにつきましては、システムの導入でございまして、システムのリース料として132万4,000円を計上しております。

事業の内容としましては、ストレスチェックシステムを導入することにより、職員各人がいつでもストレスチェックシステムを利用でき、自身のストレス状況を認識することを可能とするものでございます。

3の事業効果であります。保健師が入力されたデータをもとに、職員一人一人のストレス状況を把握し、ストレス危険度の高い職員との面接など、直接的な指導をすることが可能となり、職員がメンタルヘルス不調者に陥らないための未然防止と再発防止が図られるものでございます。

続きまして、資料1の2をごらんください。

「試験車両・更新時講習機器及び運転免許システム整備事業」でございます。

1の事業目的については、記載のとおりであります。運転免許の取得や更新に関する業務は、県民の権利や義務にかかわるものでございますことから、公平かつ公正な運転免許手続が

実施されなければなりません。

そこで、正確な試験の判定ができるように、試験車両や各種検査機器の更新整備等を図るものでございます。

2の事業の概要でございます。牽引車のリース料、それから検査機器の購入費といたしまして、1,176万5,000円を計上してございます。

事業の内容であります。牽引免許の技能試験用車両が老朽化しておりまして、故障時の部品が調達できないといった状況に陥っていることから更新整備をいたしまして、免許の更新業務で使用している視覚検査装置等についても、また更新するというものでございます。

また、道交法の改正等に伴いまして、プログラムを変更する必要が生じたことから、運転適性相談支援システム等の電算システムの改修を行うものでございます。

3の事業効果であります。公平かつ公正な試験や検査が実施されるとともに、システム改修により、運転適性相談や行政処分の正確性が確保され、より一層、適正かつ迅速な運転免許業務が推進されるものと考えております。

続きまして、次のページの資料1の3をごらんください。

新規事業「取調べの録音・録画装置整備事業」でございます。

1の事業目的であります。裁判員裁判対象事件や知的障がい等を有する被疑者の取り調べにおいて、供述の任意性・信用性の立証に資する方策について検討するため、長時間の録音・録画ができる装置を整備するものでございます。

事業の概要であります。録音・録画装置の購入費といたしまして、1,169万7,000円を計上しております。

事業の内容といたしましては、既存のDVD

方式の録音・録画装置は、2時間程度しか録音・録画することができないため、長時間の録音・録画が可能なブルーレイディスク対応の装置を新たに6式整備するものでございます。

3の事業効果であります。今後も増加が見込まれる取り調べの録音・録画に適切に対応することができると考えております。

続きまして、資料1の4をごらんください。

新規事業「検視業務充実強化事業」でございます。

事業目的につきましては、高齢化社会に伴い、本県における検視件数も今後ますます増加が見込まれますが、検視や解剖は死因を究明し、事件性を判断するために行う重要な業務でありまして、一定期間は遺体を警察署に保管する必要があります。遺体は、時間の経過とともに腐敗により変化することから、その進行を防ぐために遺体保冷庫の整備を図るものでございます。

2の事業の概要としましては、遺体保冷庫の購入費として、958万円を計上しております。

事業内容は、全警察署に整備済みの1体用の遺体保冷庫は、老朽化が著しくて交換部品も調達できないという状況であることから、3カ年計画で2体用の遺体保冷庫を整備するものでございます。

事業効果であります。2体用の遺体保冷庫によりまして、検視や解剖のための遺体保管体制が強化され、遺体の腐敗を最小限にすることができ、犯罪死見逃しの防止が強化されるものと考えております。

続きまして、資料1の5をごらんください。

新規事業「証拠能力確保のための採証用カメラ整備事業」についてでございます。

事業目的については、凶悪犯罪等の事件解決には、客観的証拠となるビデオカメラの映像記

録が極めて有用であることから、夜間でも鮮明な録画が可能な可搬式のカメラを整備するものでございます。

事業概要といたしましては、そのビデオカメラの購入費として374万5,000円を計上しております。

事業内容につきましては、DV・ストーカー事案の被害者宅等に、夜間でも監視、録画が可能な監視警戒システムを5式導入するほか、電源が確保できない場所でも、乾電池で長期間稼働する監視カメラシステムを10式導入するものであります。

事業効果につきましては、DV・ストーカー事案対策では、カメラの設置により被害者等の精神的不安が軽減されるほか、カメラ映像の証拠化による迅速かつ的確な事件化・行政措置が可能になるものと考えております。

続きまして、資料1の6をごらんください。

これは既存事業になりますが、「交通安全施設整備事業費」でございます。

本事業は、交通安全施設の整備にかかる経費のうち、県費による整備費のみを計上しておりまして、国庫補助の事業につきましては、既に骨格予算で編成しておるところでございます。

事業目的でございますが、交通事故及び交通渋滞の状況を把握し、信号機及び道路標識・標示等の交通安全施設を整備し、交通事故の防止や交通の円滑化を図るものでございます。

事業概要であります。信号機や標識等の工事請負費等で、2億7,832万6,000円を計上しております。

また、骨格予算と合わせますと、本年度は10億3,766万6,000円となります。

事業内容でございますが、信号機の新設、道路標識及び道路標示等を整備するとともに、交

通安全施設の災害対策強化事業費として、主要幹線道路に信号機用の自動起動型電源付加装置を設置するものでございます。

事業効果につきましては、交通事故や交通量等の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の生命の保護と交通環境の向上を推進するものと考えております。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんか。

○函師委員 新規事業について、何点かお伺いさせていただきますが、まず資料1の1で、職員の方々のメンタルダウンに関する取り組みを、今後、されていかれるということなのですが、このストレスチェックシステムというのは、任意でアクセスして判断するものなのか、それとも全職員に定期的にそういうチェックを行っていくものなのか、このあたりはいかがでしょう。

○水野警務部長 これにつきましては、御指摘のように、職員自身がまず残業時間、超過勤務時間も記入をしますし、それから本部のほうでも連携しておりまして、本部で保健師が一元的にこのストレスチェックシステムを見て、職員の中で超過勤務が非常に多重になっているような、そういう職員がいれば面談を手配したりというような、こちらでもフォローができるような、そういうシステムで構築しております。

○函師委員 では、任意でということですね。

強制的にといいいますか、定期的に全職員をチェックするものではなくて、あくまでも自分でここにアクセスするか、もしくは残業時間が長い方が抽出されて、このチェックを受けるといふことの理解でいいですか。

○水野警務部長 そういう意味では、おっしゃ

るとおりだと思います。

任意といいましょうか、御指摘のとおりだと思います。

○函師委員 最初に確認しておくべきでしたが、現在、県警のほうでメンタルダウンしている方、通院中、入院中の方、それぞれ数がわかれば。

○水野警務部長 長期の休業者という形で数字がございまして、それを御紹介させていただければと思います。

平成25年の数字になりますので大変恐縮ですが、宮崎県警におきまして長期休業者は23名でございます。

それから、先ほどのストレスチェックシステムとはまた話が別なんですけれども、労働安全衛生法がございまして、事業所であれば適用されるものなんですけれども、そちらで、今回、法改正がございまして、年1回のストレスチェックを実施してほしいという義務づけがかかってございます。

そういう意味では、システムとは別ですけども、ストレスチェックというのは、年1回、定期的に職員に対して行っていくというものはございます。

○函師委員 知事部局のほうだけじゃなかったと思うんですが、そのメンタルダウンされた方の職場復帰に関する回復プログラムというのがあるかと思うんですが、これは県警のほうでも導入されているんですか。

具体的にはどういう回復プログラムなのか、概要を教えてください。

○水野警務部長 プログラムというような名称で呼んでないんですけども、我々としては復帰に向けた復帰トレーニングというのを実施しております。

休業を解除するといひましようか、復帰する

日の前、1カ月ぐらいかけて徐々に勤務、職場になれさせていくというプログラムを用意しまして、大体、まず通勤訓練から入って、それから次に短時間勤務、例えば半日とか午前中だけというような勤務をして、1日いられるかどうかというのを次に試していくと、仕事の内容も少しずつ複雑なものにしていくというような形で、徐々に慣れさせていくようなトレーニングをやっておりまして、最後、トレーニングをして復帰をする段階になりましたら、その状況を、我々のほう本部で保健師も含めて審査をする場がございます、トレーニングの状況はどうだったのかというのを日報形式で書いておりますが、そういったものも全部読んで、復帰させていかどうかというような判断を所属等を交えながら、意見交えながら、判断していくというような仕組みで進めております。

○凶師委員 今のおっしゃられるとおりで、このメンタルが弱られた方は、退院後すぐ回復できるものではなくて、やはり徐々に慣れさせていくというような取り組みが必要でしょうし、あとはその上司の方の見きわめと申しますか、発生時もですし、回復時においても、その上司の方がより専門的な知識を入れられて、メンタル面がどういう状況にあるのかというのを判断できる管理が必要かと思うんですが、ある程度の管理者になられる方々の、メンタルヘルスの研修会みたいなのはあってるんですか。

○水野警務部長 これにつきましては、定期的に必ずやるというものではございませんけれども、例えば署長会議とか副署長会議というような、各署の署長が集まるような機会がございます。

そういった機会に、メンタルヘルス研修会という格好で講師の方、来ていただいて、こういっ

たことに気をつけてくださいというような講義を行っていただくというようなこともやっております。

その他、各所属のほうでも、保健師を呼んだり、あるいは部外講師を呼んだ研修を行っております、これ、職員に直接セルフケアをしましょうというような講義をするんですが、それにつきましては認定心理士の方が入ってきていただいたりということで、平成25年度では、合計33回、それから受講者数が970名であります。26年度は990名の受講者でございますが、毎年毎年1,000人近い人数に対して講義を行うと、職員向けのメンタルヘルス対策といったこともやっております。

○凶師委員 私は一般質問でも取り上げさせてもらったことがあるんですが、このメンタルヘルスケアに関しては、やはり職員の方の健康診断のときに、簡易の鬱のスケールテストでも入れなさいと、そうすることで、県警だけではなくて、知事部局も含めた、全職員のそういうメンタルヘルスのチェックを年に1回はできるようにしたほうがいいではないかという提案は、以前にもさせていただいたことがあるんですが、そういう体制が徐々に整いつつあるのかなという気はしております。

何よりも、メンタルダウンすることが悪いことではないという認識を、やはり管理職の方々は持たれるべきだと思います。

逆に、今の社会情勢の中、メンタルダウンするほうが正常な心の反応であるという分析といいますか、学者さんもいらっちゃって、この複雑多岐な社会の中、また業務の中で、やはりある程度、憂いていくということのほうが正常な反応で、それを頭から否定してしまう、それがもう仕事ができないことの評価に直結するとい

うことではなくて、やはりその職場全体で、その方々が回復していく過程を見守るというか、サポートするという環境づくりのほうが大切な場合も多いと思います。

○井本委員 全国的に見て、多いほうですか、少ないほうですか。

○水野警務部長 平成25年でございますけれども、全国で長期のメンタル関係の休業者の方が1,661名というふうになっております。

職員の数と物すごく違いますので、率で申し上げたほうがよろしいかなと思いますので、休業者の率ということで説明申し上げます。

全国で言いますと、全国の休業者数1,661は、全国の警察官の数に対する割合でいけば0.6%であると、休業者率で言いますとそうなります。

宮崎県警はどうかと申し上げますと、0.9%ということで、若干、数字としては高めなのかなと思っております。

ただ平成26年の数字がございまして、正式な数字は全国は出てませんが、宮崎県警の数字では14人ぐらいだったと思うんですけれども、率としては0.6%ぐらいということで、昨年は全国並みになっておるといってございまして。

母数が2,300名でございまして、1名、2名ふえると数字が上がっちゃうものですから、なかなかこれ正式には言いづらいんですけれども、0.6%ぐらいのところ、全国と同様な数字であると御理解いただければと思います。

○緒嶋委員 これは、予算的には大した予算じゃないわけですが、全警察署にこのシステムを導入するわけですか。

○水野警務部長 これはシステムでございまして、アプリケーションみたいな形で導入するというものでございまして、端末を増設したりということではないかと思っております。各警察官

に配付されている端末で、記入していくというものになるかと思っております。

あと、システムのリース料でございますので、5年とか長期でのお支払いになりますので、132万円というのは今年度でございますけれども、今年度の後半に1年の半分、3カ月分だけの支払いでの130何万円でございますので、年間になりますともう少し高いですし、長期の契約でございますので、総額で言うとさらにもう少し大きいという感じでございます。

○中野委員 これ見てますと、職員の健全な心身保持のための健康管理対策事業が、県単で新規となってるわけです。

今まで、この健康管理対策事業、例えば一番下に「保健師が職員一人一人」、今まで保健師がいなかったのか、メンタルヘルス対策事業を入れることだけが新規事業なのか、トータル的なこの相談対策というか、そこ辺を含めてちょっと説明してもらえ。何か今ごろこんなのを新規事業かと言うと、今まで何もしとらんとかという話になるわけやけど。

○水野警務部長 予算だけ御説明したものですから済みません。

ストレスチェックシステムについての全体像が、なかなかお伝えできていないかなということで大変失礼いたしました。

警察職員全体のメンタルヘルスに関する予算といたしましては、438万6,000円を計上しております。

その内訳でございますけれども、先ほど申し上げましたストレスチェックシステム導入のリース料でございます。

そのほか、本部での生活相談員を用意してございます。あるいは部外の生活相談員というのを用意してございまして、問題が発生したときに

は、当然その相談員に相談をしていただく、あるいは発生する前に、その相談員を御紹介して、職員と面談をするといったような人件費であります。その関係で232万円ほど報酬として準備しております。

それから、健康管理諮問委員会と申しまして、先ほど申しました復帰トレーニングをする際に、保健師の方が、専門家の方に、例えばメンタルですと、精神科のお医者様に御相談に行って、こういった方ですけどというようなことを申し上げて、復帰してもよろしいというような確認をしていただくということになっておりまして、その委員会の委員になっていただいているお医者様に対する謝金がございます。

その他、メンタルヘルス対策に関しての部外講師を呼ぶなりなどの各種謝金、それから啓発のパンフレットというものの印刷の予算、それから復帰トレーニングに際しての、これは保険をかける必要がございますので、そういった保険料といったものが予算の内訳でございます。

予算から見たメンタルヘルスに関する対策は、以上のとおりであります。

○中野委員 「保健師が職員一人一人」、この保健師というのは何ですか、警察署ごとにおるんですか、委託でいるんですか。

○水野警務部長 保健師は本部にありまして、本部を拠点として各署にも当然足を運ぶというような形で、常勤で、365日、8時間勤務で本部で働いていただいております。

○中野委員 何人いるの。

○水野警務部長 保健師で来ていただいているのはお二人です。本部に詰めております。

○中野委員 「来ていただいている」というのは、どっかに委託しているんですか、雇用してるんですか。

○水野警務部長 県警で直接雇用すると、なかなか人の回しができないものですから、県のほうから出向という形で、県の職員として採用された保健師の方が、県警のほうに来ていただいていると、そういう意味で来ていただいているという言い方をしています。

○図師委員 資料1の2ですけれども、この運転免許に関するシステム導入は理解できるところなんですけど、昨今、よく問題になっております認知症の方の診断も、これに該当してくるのかなと思うんですが、そういう部分が設けられているのか。

この運転適性相談支援システムですか、こういうものの中に認知症判定に関する内容が含まれているかどうかを教えてください。

○鳥井交通部長 運転適性相談支援システムというのは、道交法が昨年改正されまして、一定の病気、てんかんとか、そういったものに対する病状質問等が設けられた関係で、そういうシステムが入っております。

ですから、当然、認知症の相談件数についても含まれております。

年々、昨年1年間だけでも、1,700件ほどの適正相談というのを受理しておるわけで、これを運転に適さないといいますか、把握するためのシステムの改修費用でございます。

○図師委員 教えていただきたいんですが、この一定の病気の内容で、てんかんとか認知症というのが取り上げられておることなんですけど、それに該当する方、またその程度にもよると思うんですが、もう運転免許を与えることが適しないと判断された場合ですけれども、それは、ある程度、強制力を持って対応できるのか。

それとも、あくまでも本人なり、その本人を

取り巻く家族の方の判断に委ねられるのか、そのあたりいかがですか。

○鳥井交通部長 何も、この一定の病気の人たちを、当然、差別することはないわけで、質問に当たってはもう素直に答えてくださいと、これで差別されるわけではありませんよと、そういう中でそういう経験がありますよという回答をされた方には、うちの警察職員がそういった相談するわけです。

その相談の後に、どうしてもおかしい、ちょっと適さないというような場合は、家族等にもお願いしたりして、かかりつけの先生の診断書等の提出を求めることとしております。

そういう相談を受けて、更新手続の際にどうしても、適しないと、かかりつけの相談の医師の診断書も提出しないというような場合は、警察で委託している臨時適正検査といいますけれども、この先生への受診勧めますけれども、あくまでもこの段階までは任意でございます。

でも、それも受けないと、それも提出していただけないという場合には、強制力を持って取り消しするという場面もあります。

○凶師委員 昨年1,700件ぐらいのその相談件数があったということなんですが、このシステムが導入されれば、さらにその件数がふえてくるのかもしれませんが、昨年度、実際、取り消しまで至ったケースというのは、何ケースぐらいあるんですか。

○鳥井交通部長 認知症でということですか。

○凶師委員 そこでもくらくなくていいんです。

相談件数が1,700件ぐらいはあったということなんですが、それで一定の病気が理由で、結局、免許が取り消されたという方が何人ぐらいいらっしゃるのか。

○鳥井交通部長 今、資料を準備しております

けれども、これだけ社会の耳目を引くといいますか、いろいろな関係でみずから返納していただく場合もありますし。

適正相談で、てんかん、認知症等で、また「こういう状況ですけれども」というようなみずからの申告もございます中で、平成26年、昨年1年間で58人の方が取り消し処分となっております。

○中野委員 私、今度、免許証を切りかえて、70歳過ぎたら別途講習会があったんです。

民間に委託して70歳以上が研修受けるシステムの中で、あの検査器具がありますよね。

あれは、もう全講習箇所、統一した機械・器具とか、県が委託するだろうと思うんです。そういうときは、ある程度、器具代とかああいうのはどんなシステムになつとるんですか。

○鳥井交通部長 更新時の年齢が満70歳に達する段階から、高齢者講習というのを受けていただきます。

これは県内の指定自動車学校とか、届出自動車学校に業務委託しておりますので、そこで高齢者講習を受けていただく、受けていただいた終了証をもって、免許更新を受け付けるというふうになっております。

免許更新を受け付ける際のさまざまな器具、これは大体、当然のごとく、公平性を保つために、警察署でも更新事務というのは受けられませんが、器具はほとんど一緒のものを使用しております。

○田口委員 資料1の3で、取調べの録音・録画装置整備事業についてお伺いします。

まず最初ですが、裁判員裁判対象事件というのは、どういうものが対象だったですか、ちょっと教えてください。

○黒木刑事部長 死刑または無期に当たる罪で

ございまして、具体的な事件としては、殺人、殺人未遂とか、強盗致傷、それとか強姦致傷、それから傷害致死事件が該当してきます。

もう一つは、故意で被害者を死亡させた場合、ですから先ほど言った傷害致死事件、ですから傷害では裁判員裁判ではないんですけども、その原因によって亡くなった場合には裁判員裁判の対象事件ということで、大まかにこの2点が対象事件に指定されています。

○田口委員 刑としては、結構、重たいのが対象になるんですね。

○黒木刑事部長 はい、そのとおりでございます。

○田口委員 そうすると、今度、新しくその録画の時間が長く使えるようになったということですが、これは、使い方は警察の皆さんだけが使うということなんですか。

後でチェックするとか、いろんなときに、この録画されたものの使い方というのはどうされるんでしょうか。

○黒木刑事部長 この録音・録画、これは当然、検察庁のほうに送りますので、警察で録音・録画したものは、検察、それと裁判の過程で、裁判資料として有効に活用されると考えております。

○田口委員 わかりやすく言うと可視化になったと、なりつつあるという判断でよろしいんですか。

○黒木刑事部長 今、法制審議会のほうで法律の改正があつてますけれども、見通しとしては可視化の方向で、今、動いておるといふことで、その準備ということで、この予算を上げさせていただきます。

○田口委員 そうすると、今時点では、これが設置されましても、すぐに弁護士が見せてくれ

とか言っても、まだ準備段階ということであるならば、それはまだノーということですか。

○黒木刑事部長 そうでございます。

○田口委員 ちなみに、6式整備するというふうになってますが、この6のものはどこに設置されるんですか。

○黒木刑事部長 今、県下の13警察署に13台設置しておりますけれども、小規模署の5署、串間、えびの、高岡、西都、高千穂、ここがこのブルーレイディスク対応になっておりませんので、一応この5署の対応を考えておりますけれども、もう一つは本部にありませんので、本部を入れて6機導入を考えております。

○田口委員 今の小規模のところに入るということは、大きいところはブルーレイが既に入っているということなんですか。

○黒木刑事部長 はい、そのとおりです。

○中野委員 今ちょっと話聞いてって、この可視化についていろいろ話題になります。

それで、私も勉強してないんですけど、今回、まだ準備とかいう話でしたけど、今のところは法的根拠というのはあるんですか。

それと、取り調べについては、どこまで録音するかとか、今、そこ辺の規則というのは具体的にはどうなっているんですか。

○黒木刑事部長 今、試行段階でございまして、平成21年から、裁判員裁判対象事件ということが言われ出しまして、試行をなささいということで、可視化に向けた試行ということで、録音・録画の機器が導入されまして、現在まだ刑法の改正が成立しておりませんので、現在あくまでも試行段階でございます。

ですから、可視化が恐らく法案どおりだろうということ、今、準備をしておるといふことで、年内には法案が上げられるものとは考えて

おりますけれども、今、そのような状況でございます。

○中野委員 この録画対象というのは何ですか。

この裁判員裁判対象事件だけとか、録画する対象はどうなっているんですか。

○黒木刑事部長 現在、裁判員裁判の対象事件、それと知的障がい者がございますけれども、その被疑者の場合の取り調べ、これについて録音・録画を試行的に現在実施しております。

○田口委員 1の4ですが、いつも聞かれているかもしれませんが、また自分もちょっと確認のために、年間の県内の検視の数と、現在、実際に検視をした数というのはどれぐらいになっているんでしょうか。

○黒木刑事部長 26年が1,391体でございます。25年が1,430体、全てこれは司法検視並びに行政検視を行っています。検視を行った数でございます。

○田口委員 検視をするのと、もちろん当然しないのがありますよね、その判断はどこで誰がするんですか。

○黒木刑事部長 検視をする場合、先ほど言った司法検視と行政検視というのがありまして、まず司法検視ですけれども、これは判断は、当然、警察官の方でとか医師の届け出によって判断をして、検視をするわけですけれども、老死等の自然死ではなくて、事件・事故の疑いのある死体です。自然死ではないけれども事件・事故の疑いがある。

行政検視は、事件・事故の疑いはないけれども、死因が判明しないというような死体について検視を行っております。

○田口委員 ちなみに、私の義理のおやじさんは、朝、行ってみたら布団の中で死んどったというのがあったんですけど、それは結局は病死

だったんですけれども、そのときにはやっぱり警察も来て、その場でそれを判断して、行政かどっちかということで分けるわけですか。

○黒木刑事部長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 その2つの比率はどれぐらいですか。

○黒木刑事部長 26年ですけれども、司法検視が1,087でございます。行政検視が294。

○中野委員 よく、いろいろ風呂場で死んどったとか、倒れとったとか結構あるんです。第一発見者が大変、いろいろ聞かれる、それはもう当然だと。

例えば、そこに警察官が来て、検視のために死体を確保するかというのは、そこで判断してもう遺体を運ぶんですか。

いろいろ死亡があった場合、風呂で死んだりとか倒れとったりとかあるわけですよね。当然、現場に警察が来て、さっき言ったように、検視のための死体として確保するかどうかというのが難しいと思うんです。

そこにドクターが行って診ればいいけど、医師の死亡診断書もできないじゃないですか。

○黒木刑事部長 まず医師がみとってない死亡については、ほとんどもう検視をいたします。そういうお考えでいいかと思えますけど。

○中野委員 検視をするときは、一旦、死体を警察に持っていくということですか。

○黒木刑事部長 基本的にはその場でやるんですけれども、ほとんどの場合が、ちょっと御遺体を御遺族に見せるのは、非常に忍びないということもありますので、その場で検視をするのは、やっぱり御家族対策、遺族対策等を考えて、できるだけ警察署のほうで検視を行っております。

○中野委員 1の5、いろいろ、今、犯罪見て

いると、やっぱり証拠としてはこの防犯カメラ、かなり活躍していると思うんです。

これはあればあったほうがいいんですけど、宮崎県内の設置とか、今後の設置計画とか含めて。

○黒木刑事部長 捜査支援カメラにつきましては、今20台設置をしておりますので、設置というか、装備資機材として運用をしておりますので、さらに今後はこの議案で15台をお願いするものでございます。

街頭につけている固定の防犯カメラについては、ちょっとこちらでは把握しておりませんが、

○中野委員 事業内容で見ると、ストーカー事案の場合に、そのストーカーされたところ辺に、そのとき、そのとき設置するというんですか。

○黒木刑事部長 そのとおりでございます。

これは固定配置じゃなくて機動的に、犯罪が発生する可能性の高い、また連続発生する可能性の高い場所、またストーカーとかDVで、今、被害に遭って、非常に不安を感じてる被害者の方等の家に設置するもので、これは固定ではございません。

○片岡生活安全部長 街頭の防犯カメラにつきましては、公共の空間を写す街頭の防犯カメラですけど、県内で20カ所、208台、今、設置されているところでもあります。

○凶師委員 今回のこのカメラは、DVとかストーカー用ということなんですが、このDVと、またそのストーカーの相談件数はどれぐらいあるのかと、あとはこのカメラを設置するという基準は、どこで設けられているのかを教えてください。

○片岡生活安全部長 まず相談件数であります。

平成26年、1年間の件数ですけれども、スト

ーカーにつきましては289件、過去2番目に多い数字でありました。DVにつきましては374件、これも過去2番目に多い数字でありました。

それと、カメラ設置の判断につきましては、もうケース・バイ・ケースでありまして、ストーカーの被疑者がよく自宅を伺っているようだとか、最近よく見かける。あるいは何者かが玄関に、何かを投げ込む、そういう相談があった場合には、必要性を判断して、防犯カメラを設置するという流れになります。ケース・バイ・ケースになります。

○凶師委員 ストーカーはそのような対応でいいんですが、DVになると今度は家の中とか、限られた空間の中で行われる可能性が多いと思うんですが、そういう場合は、どのような設置方法があるんでしょうか。

○片岡生活安全部長 もちろん、被害者、相談者の了解を得た上での設置となりますけれども、件数的にはDVによる設置、去年は3件、一昨年が1件でございました。

○凶師委員 家の中に設置するということですね。

○片岡生活安全部長 場合もあります。

○井本委員 街頭の防犯カメラ、あれを閲覧するというか、映つとるのを見るというのは、ある意味ではプライバシーの侵害になるわけでしょう。

こういうときの見たときの手続というのは、どういう手続でやとるんですか。

○片岡生活安全部長 商店街等がつけております街頭防犯カメラにつきましては、各防犯カメラを運営する組合等が管理規程をつくっております。

その中で、犯罪等の捜査に必要ながあれば、警察に見せるという規程があれば、それを見せて

いただく場合もありますけれども、それを事件の証拠として活用するとなれば、認定領置するか、もしくは令状をとって差し押さえるかという流れになります。

ですから、自由に勝手に見るというわけではございません。

○井本委員 やっぱ証拠として採用しようとするときに、まず見らんことにはわからんよね、そのときはどうすると。

○片岡生活安全部長 通常は、その管理運営規程の中で、警察の捜査に見せることができることと書いてありますので、それで見せていただいて、なるほど不審者が映っている、これは被疑者かというような場合には、また法的な手続に移っていくという話になります。

○井本委員 商店街が見る場合だって、やっぱりこれは当然プライバシーの侵害になりますよね。本来的には商店街がそのビデオを見るときだって、やっぱり本当はプライバシーの侵害になるわけでしょう。

○片岡生活安全部長 公共の空間を写す防犯カメラでありますので、個人の住宅の家の中とか、敷地内を写すカメラではありませんので、商店街が自分たちが必要と判断して、運営規程をつくって設置したカメラでありますので、プライバシー云々というのはちょっと私はわかりません。

○井本委員 私はその辺はちょっと解せん。やっぱり我々は最悪の事態を想定するわけです。

本来的に、警察国家みたいなことになりかねんわけだから、防犯カメラが日本中にザアッとあったら、その人の全てを全部、何もかもやるというようなことになりかねんわけ。

そのときに、勝手にそういう何もかも見れるという、そういう規程さえあれば見れるという

のはどうですか、それは許されるもんなんですか。

○片岡生活安全部長 警察が勝手に見るというわけではございません。

ちゃんと運営主体に聞いて、見せていただくという話でありますので、また本県におきましては、警察独自でカメラを設置しているというのはございません。

○井本委員 運営主体は勝手に見れるわけですか。

○片岡生活安全部長 そのカメラ自体は、例えば商店街の方々、地区の方々が自分たちでつくった、設置したカメラでありますので、その運営主体の方々の考え次第になると思います。

○井本委員 運営主体の人たちが見ることは、個人のプライバシーを侵害することにはならんわけですか。

○片岡生活安全部長 それは、ちょっと運営主体のほうに聞いていただかないと、警察がどうこうという判断はできない。

○坂口警察本部長 今、生活安全部長から御説明したとおりですけれども、議員御指摘のとおりでして、商店街は「安心な商店街ですよ、どうぞ安心してお買い物に来てください」ということのために、お客さんのためにつけるわけですけれども、当然、警察だけじゃなくて、誰でも見せてくださいと言ってくる可能性はあるわけです。

マスコミが見たいと言ってくることもあるかもしれないし、警察に限らず誰であれ、見せてくださいと言ってきた人に見せていいのかどうかというのは、それはカメラを設置している人の責任の問題です。

見せちゃいけないのに、やたら見せちゃったりすれば、それは当然、損害賠償という問題に

もなり得ますし、警察であれ、誰であれです。

それはカメラを設置、運営する人の責任において、やってもらうということが一般的なルールですので、そこは警察が決めたり、口出しすることではないと。

他方、警察も必要もないのに見せてくださいと言って見たりすれば、これはまた別の犯罪を構成するとか、国家賠償を後から受けるという危険もありますので、当然そんなことをする必要もないし、やらないということで、プライバシーが保たれて、運用されてきているというのが実態でございます。

○井本委員 理論的なものは、一応それなりには確立はされておるといことはわかるけれども、じゃあ、もし本来的に民間がそういうものをつけて、それを見るということ自体は、下手すると、やっぱり侵害しとるといことになる可能性はあるわけですね。

○坂口警察本部長 それは警察で説明したり、決めたりすることではありませんが、一般的にはおっしゃるとおりで侵害の可能性はある。

ですから、本当にその商店街に必要なのかというのは、よく地元の了解とか利用者の声とか考えた上で、皆さんやられていることであって、必要もないのにやたらつけたりすれば、当然そういうトラブルになる危険はあるということでございます。

○中野委員 今の関連で、例えば商店街で防犯カメラつけるというのがあるでしょう。商店街独自の規約とかあればいいということなのか、それとも設置するときの、あるいは規約つくるための法的な規制とか、そういうようなものはないの。

とにかく商店街がつけたいよと言え、どうぞ自由ということでもいいわけですか。

○坂口警察本部長 これは警察で御説明することでは、そもそもありません。

ただ、おっしゃる問題は非常に大きな問題なので、法規制をつくったらいじゃないかという話は前々からありまして、例えば民主党だったと思いますけれども、議員立法で規制する法律案が提案されたこともあります。成立はしませんでした。

もう10年以上前ですけれども、東京の銀座が、一番最初、問題になったと思うんですが、カメラをつけようという動きが商店街の中で出てきて、だれもお客さんのプライバシー侵害になるからまずいんじゃないのか、法的根拠は何なんだと、いろんな論争がありましたけれども、結局、商店街の責任においてつけるということをして、今日まで運用をされてきている。

つける側も、当然、録画してあるからといって、商店街の自分は好きに見ていいかということ、当然、見られないわけで、本当に必要があるときだけ再生して見るという運用をきちんとしてきているので、お客さんたちも信用して、それなら今のままでいいという了解で今日まできておりますので、特段その後も法規制はされてないと承知しております。

○中野委員 話変わります。私、やっぱり最近いろんなテレビ、ちょっと凶悪な犯罪があったりして、子供が殺されて胸が痛むときがあるんですけど、例えば、国富で殺人して、夜、パアッと福岡へんまで帰られたら、証拠書類ないわなとか思ったりするわけです。

そういう防犯カメラで、例えば県境の入り口とか、高速の入り口、いろいろ道路ありますけど、幹線道路とか、そういうところの監視カメラというのか、そういうのは、今、実態としてはどうなってるんですか。

○坂口警察本部長 御指摘のとおりでありまして、捜査の責めをあずかる者としては、そういうカメラがあれば大変ありがたいので、整備したいんですけども、他方でやっぱりプライバシーの侵害とかもあるという、両方の均衡を保つということになるわけですが、実態としましては、本当に必要性が高いと、ここは犯罪が頻発すると、そこを訪れる人たちもここはしようがないと、姿は撮られるけれどもカメラつけてほしいという場合には、警察自身がカメラを設置するというケースも全国的にはございます。典型的には東京の歌舞伎町のようなところですよ。

ところが、うちの県内は、そこまで危険な場所はないと判断しておりまして、うちの県では、警察がカメラをつけているということはしておりません。

ただ、他方で民間の方が自主的にというか、防犯カメラをつけていただいていますので、了解してもらえれば、捜査にそういうものを使わせていただくことがあるということでございます。

○中野委員 とりあえず、あの高速についているスピード違反取り締まり、あれは私がかかったことがないからわからん。夜間でもちゃんと監視するということは、そういう何かあったときには、利用はできるということですよ。

○坂口警察本部長 捜査とは別に、例えば交通の管理のためとか、何かのためにカメラをつけているということはあるわけですけども、当然それはその目的のために使っているカメラですから、そうじゃないことの目的に使うと問題が起こるということですので、ただそうは言っても捜査上どうしても必要で、犯人がそこに映ってる可能性が非常に高いというような場合は、法的手続をとって、必要であれば令状をとって令状執行するというような形で、法的

にも実際にもう問題がない形で証拠化するということはあり得ます。

○緒嶋委員 交通安全施設整備ですが、これは希望するところへ、なかなか十分にその予算措置がないので、信号機の設置がおくれているとか、これも全体を満足するような交通安全施設をつくるということは、もう予算的にも不可能に近いわけですよ。

この問題は、もうこれはエンドレスみたいなもんじゃけど、解決方法というのは、予算が100億でもつけばそれは十分できるわけであろうと思うわけですけど、警察としては、この対策については、決め手というのはなかなかないと思うんですけど。必要のないところにつくる必要はないわけじゃけど、必要があってつけられないということの対策を、いろいろ何か考えもあるようですけども、警察のほうとしては、どういうふうに考えて、今後、この対策を立てられるのか。

交通安全というのは重要なことでありますが、今のところ決め手がないと私たちは思うんですけども、警察としてはこういうことを考えておるのが何かありますか。

○鳥井交通部長 非常に難しい御質問でございます。前回も御説明させていただいたとおり、年間400ぐらいの信号機の設置要望があるわけなんです。

県内、2,380カ所に信号機がついておる。

今年度は12基、去年の積み残しがありますので、13基、信号機設置予定なんですけれども、もうこれはやはり設置要望あるわけですけども、当然、地元の方が要望される訳ですので、現場を踏んで、こういった理由からできないという丁寧な説明を心がけている。

本来であれば、希望どおりつけたいんですけど

うけれども、ただ宮崎県の信号設置、この2,380という数は、九州内でも決して少ない数ではないんです。

ですから、時々限られた予算の中で、その度合いといいますか、重要度、これに優先順位をつけてやっているとあります。

また、交通安全施設の整備事業で10億近い費用をいただいているわけで、2,380基あるうちの、信号柱も鋼管柱化にかえていかなければならない。

既存の整備も、災害対策とかいろんな観点で進めていかなければならないということで、限られた予算と、その現状の設備を維持するということもありまして、なかなか全ての要望を満たすというのは非常に厳しい。

じゃあ、警察としてどう考えているのか、もう地道にその辺、現場踏んで、優先度の高いところはつけていくという方法しかないのかなと考えております。

○緒嶋委員 これは知事部局との予算のやりとりなんかも、当然、出てくるだろうと思うんですけれども、やっぱり信号があっても事故が起きるときは起きるわけです。

だから、もう絶対100%それをつくるということは不可能であるけれども、もうちょっと我々から見れば40カ所も希望があって、実際に年間に10カ所ぐらいしかできませんという形が、いいのかどうかという気もするわけです。

それはもう必要性があるわけじゃから、これは警察当局に言うよりも、知事部局の予算を握つとる人に言わないかんことではあるんですけれども、やっぱりここあたりは、本当に需要のあるところにもものをつくるというのは当然なことであって、それが40分の1ぐらいしか、その希望が達成できんということが本当にいいのかど

うかと、我々政治家としてそういう気もせんでもないわけです。

だから、警察の行政がどうこうと言う前に、そのあたりのニーズのあるところに予算配分ができないという、今のシステムが本当にこれが県民のため、やっぱり人の命は地球よりも重いということが言われる中で、そういうような予算配分が本当にいいのかなという気がしてならない。

だから、そこ辺を含めた場合に、何か警察としてもやっぱり積極的に知事部局に対する、それはもう警察署も新しくつくらにゃいかんとか、いろいろそれはあるわけですけども、やはりそういうこと全体を含めた場合に、毎年こういうような形で、前に前進していないというような気がするので、このことについてはもうちょっと、今は10基ですけど、20基つくれるようになりましたとかいうような形のものが出てくるべきじゃないかなと。

予算が足りませんので、やむを得ませんというようなことで、我々も仕方ないなと、今まで終わってきておるわけです。

だけど、これは我々も含めて、考えていかなければ、毎年10基前後で終わっておりますという形が、本当にいいのかどうかということをもうちょっと深く、我々も知事部局に言わないといかんと思うんですけど、考えていかないといかんのじゃないかなという気がしてならんわけです。

実際、事故が発生している件数からいっても、やはり信号機があれば、事故が防げたというようなところもかなりあるんじゃないかなと思うんです。

それだから、事故の多いところから、順次、可能性の高いところから設置されておるだろう

と思うんです。

そうなれば、それを少しでも事故を未然に防ぐという形の中では、やっぱりそういう努力を当然やっていくべきじゃないかなという気がしてならんもんだから、これは予算があればできますと、一言で実際言えると思うんですけれども、毎年10基でいいのかと、もう毎年10基ですよというような一つのくくりの中で、ものが進んでおるんじゃないかなという気がしてならんのです。

○鳥井交通部長 委員の貴重な意見として受けさせていただきます。

ただ、400カ所の要望箇所があって、数字上は12基、13基の世界でございますけれども、400カ所の要望の中では、地元の現場を見た上で、地元の人等に説明して、信号機がつけられない分、じゃあ、この交通量とこの交差点の形状だったら、一時停止を追加しましょう、横断歩道を追加しましょう、そういう代替手段もとっておりますし、また道路管理者にもお願いして、音の出るドットラインやカラー舗装とか、道路管理者とも連携して、その辺は安全対策には支障が出ないように、いろんな対策はとっておるところでございます。

○緒嶋委員 もちろん、信号機がないためのいろいろな御苦勞というか、そういう考え方は当然出てきて頑張っておられると思うんですけれども、何となく私たちから見れば、毎年10基というのは、どこか物足りんというか、前進した交通安全対策と言えるのかなという気がしてならんもんだから、これは、我々、また知事部局なんかにも、もうちょっと考えるべきは考えてやるべきだというような思いが強いもんだから、我々も交通安全というのは、県民の生活、安全を守るために一番重要なテーマでもありますの

で、今後、我々議員としても頑張っていきたいと思えます。

○井本委員 信号機の予算がないのにつけるとするのは、本当、無理なことでありましてけれども、やっぱり絶対つけないかんとすると、これはなくてもいいじゃないかなというところの、その境目みたいなものがたくさんあると思うんです。

私もこの前は来てもらったんだけど、ちょっとスピードを出すからそこを何とか出さん、ちょっと気をつけてくれれば、大分、事故がなくなるというところですよ。

だから、本当、金がないならやっぱり知恵を出せという。

民間でちょっとしたランプでもつけて、そこでくるくる回っておれば、あんなん回るとるわと思って、そこでスピードを落とすということはあると思うんです。

やっぱり民間の人たちが、そういうものにちょっと知恵を出そうというときに、規制があるとやっぱりなかなかできんじゃろうから、その辺のことをちょっと考えてもらって。例えばくるくる回るライトがあるじゃないですか。坂からブーンと来たときにあんなものが見えれば、恐らくスピードを緩めると思うんです。

そんなもんを、民間が自分たちでやりたいとあったときに、やっぱりそれは何かししようというように、そういう姿勢があると大分違うんじゃない。

○鳥井交通部長 委員の御質問のパトライトというんですか、これは何も警察が許可を却下とか、それはやっておりません。相談は受けまよと。

幾ら私有地内であっても、これを無秩序に立てていただいたら、標識の効能を妨げたり、信

号機の効能を妨げする場合もございますし、屋外広告物の関係もございます。

そこは相談してくださいということで、実際それに基づいてつけられたところも多々あります。

ただ、信号機に関しては、先ほども言いましたように、信号機がつけられない場所には一時停止の規制であったり、道路管理者等の道路標示であったり、またはそこは効果的な交通取り締まり、街頭監視等、要は運転手の方が緊張感持って交差点に臨んでいただければ事故は減ると。確かにここ数年、人身事故の件数そのものは、関係機関の努力、皆様のおかげで年々減っておるわけですので、そういう信号対策とあわせて、運転者の教育というのもやっていきたいと考えております。

○井本委員 そのくるくる回るやつは、赤色はいかんとですか。何色でもいいとですか。

○鳥井交通部長 赤色は悪いとか、敷地内に立てる行為ですから、そこは相談していただければというふうに。

実際、ガソリンスタンドとか、何件かもう設置されておりますよね。

○中野委員 信号機の設置がある交差点とない交差点じゃ、かなり差があると思うんですけど、交差点の事故で、信号機がないところとついでとついでで仕分けた交通事故数とか、死亡率というのはどんななってる。

○鳥井交通部長 交通事故の発生状況というのは、分析してみると、どこが一番多いかというところとやはり交差点付近、道路が交差しているわけですので、ここが一番多いんです。

その原因というのは、事故の形態として何が多数か、追突です。信号待ちでとまっている車に追突する場合であったり、信号機のない交差

点では一時停止を怠った結果、出会い頭に衝突、これが一番多いんです。

ですから、そういう信号機のハード面の整備とともに、やはり交通警察としては運転者教育であったり、歩行者に対する教育であったり、この辺にも力を入れて事故防止に取り組んでおるところです。

○中野委員 そういうデータはないんですね。

○鳥井交通部長 信号交差点で何件、それと信号機のない交差点で何件というのは、今この場ではちょっと即答できませんけれども、また別途、回答したいと思います。

○中野委員 いろいろ、田舎は要望とかあるんです。

交差点のカーブの安全のためのというので、スピードを出さんようにガタガタするものをつけたり、斜線つけたりとか、これは土木事務所の管轄というか、管理者として交通事故を防ぐというか、こちらで警察と土木事務所の連携というのは。

○鳥井交通部長 当然、交通事故防止対策のためには、警察行政だけではなくて、そういった道路管理者等と連携というのはできております。

当然、重大事故が発生しましたら、現場で事故防止の検討会ということで、警察、土木事務所、県の関係者、地元の住民等と、そういった対策等もやっているところです。

○田口委員 これには説明文書はついてませんが、資料の1のところ、暴走族壊滅作戦推進事業というのがございますが、一時に比べると大量につるんで走っている暴走族というのは、ほとんど見なくなって、最近、若い兄ちゃんが、一、二台走っているのはよく見るんですが、今、県内の暴走族の状況というのはどんな感じなんでしょうか。

○鳥井交通部長 県内で、暴走族という組織は、今のところ把握しておりません。

ただ、若い青少年、未成年で暴走行為を行うおそれがあるという者として、170名ほどを把握しておるところです。

また、特に5月の連休等もあったんですけど、「旧車會」と言いまして、昔の愛好者のグループ等が、東九州道の開通に合わせて走るということで、この組も場合によっては違反行為を行うこともあるということで、それなりの対応、取り締まり等は行っておるところです。

実際、暴走族グループは把握しておりませんが、昨年も10数名、共同危険行為で検挙しておりますし、ことしも現在そのような捜査を行っているところです。

○田口委員 この壊滅作戦推進事業というのは、具体的には中身はどんなことをしておられるんですか。

○鳥井交通部長 まず、年末は宮崎県、かねてからですけれども、堀切峠あたりで、迎光を目指して九州各県からやって来るということで、これで毎年予算措置をいただいております。

それと、いわゆる暴走族対策の採証ビデオ等を更新、新しくするというので、この予算をお願いしたところです。

○緒嶋委員 オートバイ、物すごい音を立てて進行するというか、1人でもですね。オートバイの音の規制というのは、あれは何か改造したのがあるのかなと思うんですけども、夜中なんか、我々も議員寮に泊まっておると、物すごい音で目が覚めることもあるんです。

そういう取り締まり的なものはどうなってるわけですか。

○鳥井交通部長 当然、大きな音を出すということは、整備不良があるからこそ大きな音を出

しているわけで、これにつきましては、交通指導課のほうで、通称、特別暴走族取締隊という組もおりまして、毎晩、取り締まりをやっておるところです。

しかしながら、単発暴走等が各地で相次いでおるということで、現在も、実際、2つの警察署が事件検挙に向けて、今、取り組みを進めておるところで、近々、広報等は行うこととしております。

○中野委員 資料1ですけど、私も議員になってもう13年。その中で一つ不思議に思うのが、例えば公安委員会、それから県の教育委員会とかあるんですけど、これは法律に基づいた設置だから、別にとやかく言う話じゃないんですけど、あの中身はどんなことをされているのか、1回も聞いたことないんです。聞けば答えてもらえるかわからんですけど。

この公安委員会というのは、月1回とか、それで中身的にどういう検討というか、委員会されているのか、それぐらいは聞いてもいいのかなと思ったりするんですけどどうですか。

○水野警務部長 公安委員会の活動についての御質問ということで、お答えさせていただければと思います。

公安委員会につきましては、月1回というよりは、むしろ週1回ということで、一応、原則的にはやっております。

ただ、委員の先生方の御都合がございます。御多忙な先生方なものですから、なかなか毎週1回というわけじゃないんですけども、月に三、四回ぐらいは開けるかなというようなことで進めております。

その他、公安委員会の活動といたしましては、各警察署の警察協議会というものがございまして、協議会の委員の皆さんに委嘱をしていただ

くために、そういったところに出向いていただき、その際に警察署の督励も行っていただくような、そういう各現場に行っていただくこともやっていただいております。

また、公安委員会は各県にごございますので、全国の公安委員会の皆さんがお集まりになる会議がございますが、そこに行ってください、各県、ほかの県ではどういう公安委員会の活動をやっておるのかというようなことも、お互い情報共有しながら、警察の管理のあり方というものをも深めていただくといったこともやっていただいております。御多忙の中でございますが、年間50日、委員長におかれましては80日程度ですか、活動をしていただいているという状況でございます。

○中野委員 例えば、行政だと、もう週1回となると、案件がなくてもあっても開いたりするんですよね。

週1回の案件というのは、内容的にはどういう委員会、協議内容というのはどういうことがあるんですか。

例えば、先週、先々週ぐらいの委員会のタイトル、議題、どういうのがあるのか。私、不思議でたまらんです。

○水野警務部長 先ほどの話に若干補足という形でございますけれども、開催の回数をまず申し上げたほうがよろしいかなと思います。

平成26年中は、開催回数で37回でございます。提出の議案が185件でございます。1回当たりになおしますと、大体5件ほど議案があるということでございます。

中身でございますが、例えば警察運営に関する重要事項、規則等の制定に関する議案、それから各種行事計画、それからその行事を行った結果はどうだったのかという報告を申し上げる

事案、それからその他各種の施策、それから企画の事項についての議案、その他、事件・事故が大きなものがございましたら、それに関しての報告、発生状況あるいは検挙の状況を報告するといったような議案が出ております。

○中野委員 例えば、その委員会の中で公安委員会としての承認とかがないと、事業を進められないとか、そういう項目もかなりあるんですか、報告だけという話ですけど。

○水野警務部長 公安委員会名義において、公安委員会として行うような活動については、公安委員会の決裁が必ず必要になるかと思えます。

例えば、各種行政手続的なもので警告を行うだとか、あるいは何らかの命令を行うと、公安委員会の名義で行うものについては、必ず公安委員会の皆さんにお集まりいただいて、御決裁をいただくという手続を踏んでます。

法律上、公安委員会が行うこととなっているものについては、基本的には公安委員会の皆さんに決裁をいただくというふうに御理解いただければと思います。

○中野委員 公安委員会の決議、決定で、やる場合の周知というのは、私なんか1回も見たことがないんですけど、どこかにそれは出すんですか。関係あるところだけに文書は行くから、我々としては見る機会がないということですか。

○水野警務部長 これにつきましては、一般的な行政の手続と同じだと思いますけれども、公告なり広報なりをとということで、一般的にはお伝えしているということだと思いますし、中には、例えば公安委員会のホームページとかございますので、そちらでどんなことを議論しているのかなというのは、少しわかるような形で、公開をしておるということでございます。

○中野委員 これから1年間ぐらいの主な活動

内容とか、ぜひ教えてください。

○水野警務部長 これは余りつまびらかには、なかなかできない部分があるものですから、あれなんですけれども。

○中野委員 いやいや、もう次の委員会とかそんなところで、何かあれば。

○水野警務部長 例えばで申し上げますと、先ほど行事関係でのお話もありましたが、このたびの春の交通安全運動というのを、いついつからやりますよというようなことを御報告したりとかいうようなことをやっております、例えばこの予算につきましても、この補正予算を出すに当たりますとも、公安委員会のほうに御報告を申し上げたり、こういう補正予算の案が、県議会のほうに提出されますよというような議案が出されたりということでございます。

○坂口警察本部長 今、警務部長から、るる御説明させていただいたとおりでございますけれども、若干補足しますと、公安委員会というのは、そもそも大きな仕事が2つありまして、1つは膨大な許認可権限を持っております。

運転免許は、もちろん公安委員会がお一人お一人に対して出すものですし、免許の停止とか、取り消しとかも、全て公安委員会がする処分でございます。

それから、風俗営業の許可ですとか、警備業の許認可権限ですとか、銃砲・刀剣類の所持許可ですとか、もろもろの許認可権限をそもそも持っておりますので、そういうものをきちんと処理するだけでも膨大な仕事の量があるわけです。

もちろん、警察本部が、補助部局として事務局的な役割を果たしてやっておりますけれども、そういう行政処分を毎週毎週やっているというのが、1つの大きな仕事でございます。

もう一つの大きな仕事は、警察を管理するという仕事でございます、管理するというのは、一つ一つの案件について、個別に指揮監督をすることはできないとされておりまして、例えばある事件で、犯人を逮捕するかしないかというのは、警察本部長である私が決めることであって、公安委員会はこれに口出しはできないということになっているんですが、警察の大きな運営方針をどうするのかと、ことしは交通警察にどのぐらい重点を置くのか、それとも捜査に主眼を置くのか、どういう月間を設定して、どういう運営をして、ですから例えばことしの警察の運営方針というのは、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」というのが、我々の運営方針ですけれども、それは公安委員会が方針として定めるものでございますし、という仕事をしております。

警察を管理するために、最近こういう事件を捜査しましたとか、こういう出来事がありました、こういう企画をしましたという報告を毎週毎週やっておりますけれども、それが180案件あるという先ほどの説明の意味でございます。

いずれにしても、公安委員会が、いつ開かれて、何をした、何を決めた、どういうことをやったというのは、議事録をきちんと残しております、これは公表しておりますので、いつでもホームページを開いていただければ、ごらんいただけるようにもなっておりますが、確かにおっしゃるとおり、その活動状況について、まだまだ広報が足りなくて、県民の皆様にも、いま一つ御理解いただけてない点もあるかもしれませんので、心したいと思います。

○中野委員 大変勉強不足で済みません、免許証を見たら公安委員会になっています。

○重松委員長 それでは、次に報告事項に関する

る説明を求めたいと思います。

○水野警務部長 続きまして、報告事項につきまして御説明申し上げます。

平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書、それから損害賠償額を定めたことにつきまして、資料は27年6月定例県議会提出報告書であります。

まず、繰越明許費の説明になりますので、21ページをごらんください。

警察本部の平成26年度の繰越明許費は、事業名にあります、「災害に強く環境に優しい信号機等整備事業」でございます。

繰越額につきましては、1,236万4,000円でございます。

この事業は、新設道路の交差点に信号機を整備し、道路交通の安全と円滑化を図るための事業でございます。繰り越す事業の具体的な中身でございますが、宮崎西環状線の城の下交差点に信号機を設置する計画でございましたが、道路管理者の工事がおくれたことによりまして、26年度中の設置ができなくなったということでございます。

そこで、さきの2月議会において、予算の繰り越しの御承認をいただきまして、27年度に予算の繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして、報告するものでございます。

これが繰越明許費、繰越関係の報告であります。

続きまして、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告いたします。

これにつきましては、4ページをお開きください。

今回、御報告申し上げます損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故によるものが17件ござ

います。

警察官の交通移動中に発生した一般車両同士の交通事故が1件でございます。

また、合計18件ございますけれども、公務中の交通事故のうち、同一の交通事故で損害賠償の相手方が複数あるものにつきましては、この冊子の中では分けて書いてございます。

したがって、報告書上の件数といたしましては25件ということになります。

早速、中身でございますが、4ページから御説明します。

上から2番目の事案であります。

これ以降が県警の事案でございます。

まず、上から2番目の平成26年12月15日の事案であります。

これは西都署の警察官が、ミニパトで交差点に入りまして、交差する道路の先で駐車違反の車両を発見しました。

そのため、曲がろうと思ったんですけれども、曲がり切れなかったということで、1回繰り返す格好で後退をしようということで、ミニパトをバックさせました。

その際に、後方に通行しておった歩行者と接触したという事故でございます。

この事故で、相手方の直接のけがは大腿部打撲の軽傷ではございましたが、事故に起因して、持病が悪化して入院治療を行ったということでございます。治療費等で274万5,087円の賠償でございます。

続きまして、その下の欄であります。

平成26年1月12日の事案であります。

これは高速隊の警察官が、パトカーで、高速道路の追い越し車線で、速度違反の車両を追尾しておりました。

前方の走行車線のほうから、大型貨物自動車

が急に追い越し車線側に車線変更してきたというものでございまして、パトカーのほうで衝突を避けようとして、ハンドルをちょっと右に切りました結果、中央分離帯に衝突してしまうことになりまして、相手方車両と衝突をしたということでございます。

この事故で相手方車両の修理費用を5万5,200円、これは過失割合に応じたものでございまして、5万5,200円でございますが賠償しております。

その次であります。

平成26年5月1日の事案であります。

これは宮崎南署の警察官が、別件で交通事故がございまして、その現場近くの相手方の敷地に事故捜査車両を駐車しまして、その際、ギアがドライブに入ったまま降車してしまったために、車両が前進をいたしまして、その家屋の外壁に衝突したという事故でございます。

このため、外壁の修理費用といたしまして、19万4,000円を賠償しております。

続きまして、その下から3つにつきましては同じ事案であります。

平成26年6月26日の事案であります。

これは賠償の相手方が事故の当事者、それから道路管理者、道路脇の水田の所有者、この三者に分かれていることから、3つの記載になっております。

本件は、本部の会計課の職員が、乗用車を運転して交差点に侵入したところ、一時停止のある道路のほうから乗用車が交差点に入ってきてまして、出会い頭に衝突したという事故でございます。

これによりまして、過失割合に応じて、相手方車両の時価額分1万8,840円を賠償しております。

また、この事故で交差点に設置されておりました視線誘導標、いわゆるデリネーターが損壊をした上、双方の車両が道路外の水田に滑落して、そこに植えてあった稲を損傷したということでございました。

そのため、過失割合に応じたそのデリネーターの修理費用が6,400円、それから稲の損害額、これが1,552円、これについて、宮崎市と水田の所有者に賠償をしております。

次に、その下であります、下の2つでございます。

同じ日付でございますが、26年の7月14日あります。

これも同一の交通事故で、車両の所有者とけがをした同乗者が、2つ相手方ございますので分けて記載しております。

この事故は宮崎北署の警察官が、道路脇の駐車場に交番のスクーターをとめて、交通取り締まりをしておりました。

その最中に交通違反車両を認めましたので、そのスクーターに乗って発進しようということので発進したところ、急いでいたんだと思いますが、ハンドルとアクセルの操作を誤ってしまいまして、前方の信号待ちで停車中の車両の側面に衝突したという事故でございます。

この事故で、車両の修理費用で17万3,066円、またけがをした助手席の同乗者の治療費等で137万1,411円を賠償しております。

次のページ、5ページの一番上であります。

平成26年8月29日の事案であります。

これは、本部地域課の警察官が乗用車を運転し、駐車場に左折侵入する際に、歩道上を対向する形で走ってきた自転車と接触したという事故であります。

この事故により、けがをした相手方の治療費

6万9,366円を賠償しております。

続いて、その次とその下であります。

2つは、同じ事案であります。平成26年10月23日の事案であります。

この賠償の相手方が、車両の所有者と運転者の勤務する会社に分かれております。

この事故は、交通機動隊の白バイの隊員が、2車線の国道の第一車線で信号停止中に、対向車線側に交通違反車両を認めまして、白バイの右側の第二車線に停止中の今回の相手方の車両の前方に回り込んで、対向車線側にUターンしようというふうにしたんですが、その際にバランスを崩して、相手方車両の側面に衝突したという事故であります。

この事故で車両を所有するリース会社に、修理費用等で11万9,716円を賠償し、運転者が、その日、搭乗予定の航空機便を変更したということでございまして、その際の変更の費用1万4,000円を運転者の会社側に賠償しております。

その下であります。

平成26年10月24日の事案であります。

これは宮崎北署の警察官が、中型バイクで交差点を左折する際に転倒して、一時停止中の車両と接触した事故であります。

この事故で、相手方車両の修理費用29万3,142円を賠償しております。

続いて、その次から3つ同じ案件でございしますが、平成26年11月5日の案件であります。

運転者のほか、同乗していたお子さん2名を相手方として記載しております。

この事故は、小林署の警察官が、ミニパトで駐在所から道路に出る際に、右側から進行してきました相手方車両と衝突したという事故でありまして、相手方運転者に、お互いの過失割合

ございましたので、それに応じて治療費や車両の修理費用として143万7,198円を、それから同乗されていた2人のお子さんに、目立った外傷はございませんでしたが、初診で治療費がかかりましたので3万3,784円及び2万4,802円をそれぞれ賠償しております。

その下であります。

平成26年12月1日の事案であります。

これは地域課の警察官が、乗用車で県道を走行中に、左側の脇道から出てきた車両と衝突したという事故でございます。

この事故で、過失割合に応じた相手方車両の修理費用が11万2,896円ございましたので、これを賠償しております。

その下の案件と、それからページめくって6ページが一番上の案件、これは同じ交通事故で賠償の相手方が異なることから、2つの記載になっております。

けがをした運転者と車両の所有者に分けての記載であります。

この事故は、警備一課の警察官が、軽自動車を運転し、赤信号で停車した後、青信号で発進した際に、いまだ前方で停止中であつた相手方車両に追突したという事故でございます。

この事故で、相手方運転者の治療費等で24万8,138円、車両の所有者にその修理費用として25万9,308円を賠償しております。

続きまして、その下であります。

平成26年12月6日の事案であります。

交通指導課の警察官が、暴走族取り締まり用の自動車で、自動二輪車を追跡しておりました。

その中で、分離帯に設置された視線誘導標、デリネーターに衝突した事故でございます。

この事故で、道路管理者の宮崎市に対しまして、その誘導標の修理費用として9万4,000円を

賠償しております。

次に、3番目でございますが、平成26年12月21日の事案です。

これは都城署の警察官が、ミニパトで交差点を右折する際に、対向してきた車両と衝突したという事故でありまして、お互いの過失割合に応じた相手方車両の修理費用で、15万6,600円を賠償しております。

その下の同年12月22日の事案であります。

これは、えびの署の警察官が、ミニパトを運転する際に、助手席に積載していたものを脇見してしまいまして、電話柱に衝突したという事故でありまして、電話柱の修理費用が18万1,507円でございます。その費用を賠償しております。

その下であります。

平成27年1月7日の事案であります。

これは都城署の警察官が、パトカーで交通違反車両を追跡して、赤信号の交差点を通過する際に、左側から交差点に進入してきた車両がありまして、それと衝突したという事故でございます。

この事故で、過失割合に応じてお支払いする相手方車両の修理費用が2万1,472円でございますので、それを賠償しております。

1つ飛ばしまして、7番目であります。

平成27年2月20日の事案であります。

交通機動隊の警察官が、駐車中の白バイのセンタースタンドを解除する際に、バランスを崩して右側に転倒し、駐車中の車両に接触したという事故であります。

この事故で、相手方の車両の修理費用が3万9,900円発生しましたので、それを賠償しております。

公用車の交通事故の最後であります。一番

下になります。

27年3月12日の事案であります。

これは生活環境課の警察官が、乗用車を駐車し、助手席側同乗者が降車する際に、非常に強い風が吹いておりまして、助手席側のドアが開放して、横の駐車車両のドアに衝突したというものであります。

これによりまして、相手方車両の修理費用5万4,247円、これを賠償しております。

県有車両による事故につきましては、以上の17件であります。

最後に6ページ、6番目の交通誘導による交通事故について御説明いたします。

この事案は、日向署の警察官が、延岡西日本マラソンの交通規制に伴って、選手の走行する国道側の信号機は青信号に、それから細島側からの信号を赤信号に固定して、交通規制を実施しておりました。

国道は青信号で北進走行中の車両に気づかないまま、赤信号になっていた細島方向からの国道に向けての右折待ちで停車していた車両に対して、交差点内に入ってよろしいと誘導してしまいました。

そのため、交差点内で北進車両と、それから細島方向からの車両がぶつかったという交通事故でございます。

この事故については、警察官の交通誘導に瑕疵が認められたため、相手方車両の修理費用13万5,022円を県費から損害賠償いたしました。

以上が損害賠償額を定めたことについての御報告でございますが、この場で、現在、県警において実施しております主な公用車の交通事故防止対策について、簡単に御説明をさせていただければと思います。

県警では、公用車による交通事故防止につい

て、各種対策を講じてきたところがございますけれども、昨年6月以降、さらに対策の強化を図ったところがございます。

まず、警察署ごとに独自の運転訓練の実施を行い、それからスローガンの設定をするなど、工夫を凝らした対策を行われた上で、県警全体といたしましても、事故の関係の職員に対しては、一定期間運転禁止をするといったようなペナルティーを科す取り組みも実施しております。

また、公用車による交通事故が発生しました場合には、当該事故を事例とした資料をメール配信して、危機意識の醸成も図っております。

また、その他、年2回実施しておりました交通事故を起こした職員を対象とする運転技能講習についても、本年度から年8回にふやしまして、内容を充実させた上で、新たな取り組みとして、運転技能講習の実技結果から、運転技能向上を図る必要がある職員を抽出して、その職員を対象とした運転実技講習をさらに年3回実施するという事としております。

以上、主な県警職員の交通事故防止対策について説明させていただきました。

なお、報告書は27年の2月まででございますけれども、本年1月から5月までに発生した、損害賠償の必要な公用車の交通事故の発生件数について御報告申し上げます。

昨年は、若干多かったものですから、18件ありましたけれども、本年は同じ期間、1月から5月までの間で7件ということで、半分以下に大きく減少させることができました。

また、特に本年度4月、5月の2カ月間の発生については1件ということでございまして、遅まきながらではございますけれども、対策に一定の効果があらわれてきているのかなと感じているところでございます。

いずれにいたしましても、交通の指導取り締まりを責務といたしてございまして、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故というものは、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでございます。

今後も防止対策を強力に推進いたしまして、職員による交通事故の絶無に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑ございませんか。

○中野委員 これ、全額保険金だと思うんです。

今、県警の車両にかけている保険代は幾らぐらいあるものですか。

○水野警務部長 平成27年度の数字で申し上げますと、885万8,000円の予算でございます。

これは車両の保有台数も申し上げたほうがよろしいかと思っておりますので、申し上げますと4輪が734台、2輪が264台、合計の998台であります。

○中野委員 事故というのは、一応、被害者、加害者というような区分、我々、してますけど、この中で加害者、いわゆる県警の車両に責任があったとかいう割合というのは、逆にもらい事故というのものもあるわけですけど、その割合はどうですか。いきなり28件とか言うけど、これはもう相手が突っ込んできて仕方がなかったという事故もあるわけで。

○水野警務部長 済みません、過失割合の多さ、少なさという形でのちょっと分類はできていないんですが、公用車による損害賠償の交通事故の発生状況を、年別にちょっと御報告申し上げますればと思いますが、25年が30件、26年が35件というペースであります。

27年については、先ほど申し上げましたけれども、1月から5月で7件という数字になっております。

○中野委員 ぜひこういう事故というのは、本当に避けられた事故か、避けられなかった事故か。

そういう区分をしながら、警察官のそういう意識というのも違うと思いますから、やっぱりそこら辺はしっかり分析すべきじゃないかなと思いますけど。

○鬼塚首席監察官 今回、報告させていただきました事故のうちの警察職員の過失割合が大きな事故は、事故自体17件のうちの13件が警察のほうに過失割合が大きな事故でございまして、4件が第2当という、相手方が過失割合が大きい事故でございます。

○田口委員 これは本会議場でも申し上げましたが、この間、高速道路の事故の御報告をいただきました。

その中で、高速催眠現象というのがあって、要するに休憩所が少ないことによって、非常に事故が今ふえているんじゃないかという、警察のほうでの分析をお聞きしました。

その中で、私はパーキングエリアとか、サービスエリアの設置を要望してくれということで、県土整備部に申し上げましたが、先ほどみたいなそういう分析というものは、ネクスコとか、国交省のほうにはこれは報告されているんでしょうか。

○鳥井交通部長 内容については、当然、ネクスコあたりにも情報提供を行っているところで。

○田口委員 その中では、当然、やっぱり休憩所が少ないことが原因だということで、できるだけそういうこともつくってほしいということ

も、警察のほうからも要望は出すんですか。

○鳥井交通部長 これは警察のほうからの、あくまでも推測になるわけなんです。

原因としては脇見かもしれないけれども、そういった高速催眠現象が強く推認されるころですと、その過程において、当然、休憩所の数も影響しているのではないのでしょうかと、そういう意見は、当然、差し上げております。

ネクスコのほうでも、何かトイレをふやしたりとか、いろんな工夫はされておるようですけども、うちとしてはそういう事故が発生している実態、そして原因等については推測ではございますけれども、そういう意見は述べさせてもらっております。

○田口委員 もちろん私どもも、今後いろんなことで要望活動していきたいんですが、特に東九州自動車道は大半が片側1車線ですので、居眠りで反対に出ると、もうカウンターでぶつかって大変大きな事故になるもんですから、引き続き、分析等も含めてしっかりと安全対策を進めていただきたいと思います。

○緒嶋委員 この前、佐土原交番に青少年がスリルを味わうためとかいろいろあったけど、これは交番に警察官が常駐されておれば、そういうこともなかったんかなと思うけど、これはもう警らで出られればやむを得んのだろうと思うんですけども、ああいう事件というか、事が起こること自体がちょっと問題だと思うんですけど、警察のほうでは、その事件をどう捉えておられるのかということをお伺いする。

○黒木刑事部長 警察施設に対する器物損壊ということで、一応検挙をしたんですけども、常日ごろから少年等を把握しておいて、少年と断定するわけじゃないんですけども、今までの北署管内とか、中心市街地の事件を見てみま

すと、やはりこの手の事案は少年による事件が多いということで、いろんなほかの捜査活動とか事件を通じて、その少年の状況把握を、それから実態把握をしながら、必ずリーダーがいるわけですので、その辺のリーダー格になる人物等もしっかり把握をしておいて、事件が発生したならば、情報等に基づいて聞き込み捜査等を作りながら、事件検挙につなげておるというふうで、日ごろから実態は常に把握しておるところでございます。

○緒嶋委員 これはやはり学校とか家庭とか、子供であるので、そういうところの中での対策というのを立てていかんと、警察だけで結果でいろいろするよりも、やっぱり予防的にそういうのが起こらないような努力というか、それを当然やらんにかいかん。なので、学校とか地域とか、家庭とかとの情報交換というか、連携というか、指導というか、そういうようなことも含めての協議というか、話とかというのは、当然そういう事件が起こる前に、ある程度こういうことが可能性があるということで、そういう情報をお互い流し合うというのも必要じゃないかなと思うんですけど、そういうことは現実にはやっておられるわけですか。

○片岡生活安全部長 犯罪等のいろんな情報を地域の住民に提供するという意味でよろしいでしょうか。

先般の常任委員会の席でもお話があり、事件が発生した後に、翌朝気がついたというようなお話がありましたので、生活安全部長名の通知で、13警察署には凶悪な事件とか、あるいは連続して発生しているような、地域の住民の方々が畏怖するような事案があった場合には、出せる情報についてはあらゆる手段を使って、地域の住民の方々に積極的に情報を流しなさいと指

示はしておるところでございます。

○緒嶋委員 特にやっぱり警察署や交番なんかには、未成年の少年やらがああいうスリルを楽しむというか、そういうことをやること自体が、子供の教育の点から言っても、どこにかやっぱり問題があるわけです。

そういうことが起こっちゃいかんわけですから、警察だけでこれは防ぎようはないわけで、やはり地域を含めて教育という立場でどうするかというのは、これはもういつ起こるかかわらんわけです。何が起こるかかわらんけど、少なくとも警察は県民を守っておると、そして県民の生活のために頑張っておられるようなところに、そういうことをやるということ、教育の上では、そういうことが起こらないような教育をしなきゃいかんわけで、それが起こること自体が私は問題だと思うんです。

やったことは大したことないと言え、それまでかもしれんけど、やっぱりそういうのが本人たちが、将来、成人した後も、その人たちの生活そのものにも影響があって、一生を棒に振るようなことになるような事件も起こしやすいんじゃないかなと思うので、そういうことについては教育という立場で、警察が逆にある程度強く、家庭とかPTAとかいろいろあるし、学校もある、地域もあるわけですので、そういう連携を深めていくというか。そういうものがやはり強まらんと、本当に警察だけがどう頑張ってもうまいかんのじゃないかなと思うし、その人の将来も棒に振ることになってもいけないので、そのあたりのことをやはり警察の立場から、ほかのいろいろな組織に対して、やはり意見を申すというか、お互い連携をとるというか、そういうものを強めていく必要があるんじゃないかなという気がしてならんと思っすけど。

ぜひ、そういうことが二度と起こらないように、少なくとも警察のところに、そういうことをすること自体を私は大変憂うわけです。

今後のことを含めて努力していただきたいと思います。

○重松委員長 ほか、ございませんか。

それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時15分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今回、当委員会の報告事項等について局長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○四本企業局長 それでは、本日、御報告いたします項目につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんください。

企業局では、今回、議案はございませんが、提出報告書関係が2件、その他報告事項が2件の合計4件でございます。

まず、1の提出報告書関係につきましては、「平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」及び「平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書」でございます。

これは、平成26年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条及び同法施行令第18条の2の規定により報告するものであります。

次に、2のその他報告事項でございますが、1件目は、現在、国において進められております電力システム改革の動向につきまして、報告をさせていただくものでございます。

2件目は、去る5月19日に、綾第二発電所で実施しました、発電所施設見学ツアーについて報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○重松委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○沼口総務課長 それでは、平成26年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算繰り越しについて御説明をいたします。

お手元の平成27年6月定例県議会提出報告書の25ページをお願いいたします。

青色のインデックスで、別紙4と表示しているところをごらんいただきたいと思います。

予算繰越計算書でございます。

まず、ダム施設整備事業であります。

これは延岡市の祝子ダム及び西都市の立花ダムにおきまして、ダム管理者である県土整備部が行う改良工事等に、企業局が事業費の一部を負担しているものであります。県土整備部において、関連する業務に不測の日数を要するなど、予算の繰り越しを行う必要が生じたことから、企業局においても予算の繰り越しを行ったものであります。

平成26年度予算としては、1億6,728万6,000円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は5,583万8,368円で、繰越額は8,648万4,000円であります。差額の2,496万3,632円は不用額であります。

なお、全ての工事の完了は来年2月末を予定しております。

続きまして、27ページ、青色のインデックスで、別紙5と表示しているところをごらんいただきたいと思います。

継続費繰越計算書であります。

資本的支出におきまして、祝子発電所水車発電機更新工事と日南ダム発電所建設工事の2件の繰り越しを行ったところであります。

表の1段目の祝子発電所水車発電機更新工事ではありますが、この工事は祝子発電所が昭和48年の運用開始から40年が経過したことから、主要機器の更新を行い、運転信頼性の向上と出力増を図るもので、平成26年度から平成27年度までの2カ年間の事業としております。

平成26年度予算といたしましては、出来高等を考慮いたしまして、1億7,651万5,000円を計上しておりましたが、昨年度は水車発電機の機器製作中でありまして、受注者から支払いの請求がなかったことから、その全額を繰り越しをいたしております。

なお、工事の完了は、来年3月下旬を予定しております。

次に、表の2段目、日南ダム発電所建設工事ではありますが、この工事は県内の治水ダムでは初の取り組みとして、日南ダムに小水力発電所を建設するものでございまして、平成26年度から27年度までの2カ年の事業としております。

継続費の総額は7億7,760万円で、平成26年度予算といたしましては、出来高等を考慮して1億5,670万8,000円を計上しておりましたが、支払い義務発生額5,210万8,049円を差し引きました1億459万9,951円を、今年度に繰り越したものであります。

なお、現在は、水車発電機、その他機器据え

つけ工事ほか、3件の工事を発注しており、工事の完了は来年3月下旬を予定しております。

説明は以上であります。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しましたが、報告事項について質疑はございませんか。

○中野委員 この資料を見ると改良工事となっていますよね。

説明では建設工事とか、改良と建設はちょっと意味が違うんで、そこら辺をちょっと明確に説明してください。

○沼口総務課長 まず、最初のページにありますダムの施設設備工事、確かに建設改良工事というような名称なんですけど、既設のダムの大規模改良工事というようなことになっております。

それと、継続費のほうになりますが、こちら祝子発電所の水車発電機の更新工事というようなこととございまして、かなり発電機が老朽化したということになりまして、発電機全体を切りかえるというような工事になっております。

それと、日南ダム発電所の建設工事につきましては、これは治水ダムである日南ダムの下流域に、新たに小水力発電所を設置したというような工事でございます。

○中野委員 ちょっと請負業者を教えてください。

○平松施設管理課長 祝子発電所の水車発電機更新工事の請負業者は、株式会社東芝になっております。

○上石開発企画監 日南ダム発電所建設工事につきましては、機器据えつけ工事が富士電機、土木工事が永野建設、建築工事が光建設、建築に関する電気工事が三桜電気工業となっております。

○緒嶋委員 26年度の別紙4、この工事は27年

度予算はなくて、単年度予算の繰り越しだけで終わるわけですか。27年度予算は別個に組んであるわけですか。

○沼口総務課長 別紙4のほうは、単年度の予算ということになっております。

ちなみに、別紙5のほうは26年、27年の継続事業ということになっております。

○重松委員長 ほかにはございませんか。

それでは、次にその他の報告事項に関する説明を求めます。

○森本経営企画監 電力システム改革の動向について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1のこれまでの経緯でございます。

平成24年2月から、経済産業大臣の諮問機関であります、「総合資源エネルギー調査会」の「電力システム改革専門委員会」において検討が重ねられ、平成25年2月に報告書が取りまとめられております。

この報告をもとに、同年4月、電力システム改革を3つの段階に分けて実施する改革方針が閣議決定されております。

これまでに、段階的に改正法が成立してまいりまして、先週6月17日、最終の第3段階の改正法も成立したところでございます。

次に、2の改革の目的でございますが、(1)から(3)のとおり、まず電力の安定供給を確保すること、次に競争を促進させることにより、電気料金を最大限抑制すること、3番目に、全ての需要家が電力の購入先を自由に選択できるようにすることと、いろいろな事業者が電気事業に容易に参入できるよう、事業機会の拡大を図ることとでございます。

これらの目的のため、3の改革の三本柱が(1)から(3)のとおり決定されております。

(1)は、電力会社の送電線を統括し、地域を越えて効率的に運用できるように、広域系統運用の拡大を行うこと。

(2)は小売及び発電の全面自由化をすること。

(3)は、電力会社の送配電部門を法的に分離し、別会社とすることにより、送配電部門の中立性の一層の確保を図ることとなっております。

4の改革の進め方でございますが、実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、必要な措置を講じながら改革を進めることとされております。

2ページをごらんください。

各段階ごとの改革の進め方でございます。

まず、第1段階の電力広域的運営推進機関の設立であります。

これは(1)にありますように、東日本大震災のときのような電力需給の逼迫時に、電力会社の供給区域を越えて、広域的な電力のやりとりを行うために創設されるものでありまして、平成27年4月に設立されたところでございます。

そのほか、(2)にありますように、今後の電力システム改革の段階的な実施に関するプログラム規定が定められたところです。

次に、第2段階の電気の小売業への参入の全面自由化であります。これは平成28年度からの実施が予定されております。

まず、(1)の小売参入の全面自由化でございますが、現在、自由化されていない、一般家庭など50キロワット未満の小口の需要家につきましても、九州電力などの電力会社以外から購入先を選べるように、電気の小売業への参入規制が撤廃されます。

また、これに伴いまして、電気事業の類型が、

発電、送配電、小売の3つに整理されることとなります。

そのほか、(2)の安定供給を確保するための措置や(3)の需要家を保護するための措置、そして(4)の現行の一般電気事業者への卸売に関する規制の撤廃などが予定されておりますが、この(4)につきましては、企業局に直接関係するところでございます。

現在、発電した電気を電力会社へ卸売している事業者には、電気事業法に基づきまして、企業局が含まれる卸供給事業者やJパワーなどの卸電気事業者といったものがございます。

現在、これらの売電料金は、総括原価方式を採用するように規制を受けております。それが撤廃されるということになります。

最後に、第3段階の法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化であります。これらは平成32年をめどに実施されることになっております。

まず、(1)の発送電分離でございますが、第2段階の改革では、電力会社は、発電、送配電、小売の一貫体制の運営状態が残っております。

これを改めまして、送配電部門につきましては、法的に完全に別会社とし、ほかの発電事業者や小売事業者が、送配電設備を公平に利用しやすくするものでございます。

次の(2)の小売料金の全面自由化でございますが、第2段階の改革では、電気料金は値上げにならないように、経過措置として残されていた家庭向けなどの小口需要に対する小売料金の規制がまだ残っております。それを撤廃し、全ての電気料金を自由化するというものでございます。

ただし、競争が十分に進まずに、需要家の利益を阻害するおそれがあるというときには、実

施時期を見直すということになっております。

電力システム改革の動向は、以下のとおりでございますが、これらは企業局の今後の事業展開にも影響してまいりますので、改革の動向につきましましては、絶えず情報収集に努め、今後とも健全経営を維持できるように、的確に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○新穂工務課長 引き続き、発電所施設見学ツアーについて報告いたします。

資料の3ページをお開きください。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電の仕組みや、ダム役割について説明することにより、企業局の事業をわかりやすく伝えるとともに、環境保全に対する意識の啓発を行うことを目的に実施しているものでございます。

このツアーは、平成11年度にスタートして、これまで延べ1,400人以上の見学者を受け入れてきております。

2の実施概要にありますように、総合的な学習の時間の一環として行っておりまして、今年度の第1回目として、5月19日に国富町立森永小学校の3年生、4年生、教員、合わせて46名を対象に、綾町にあります綾第二発電所で開催いたしました。

子供たちからは、「水車や発電機の大きさに驚きました」とか、「川の水で電気ができることを初めて知りました」などの感想が聞かれました。

また、施設見学の後は、発電所下流の河原でアユの放流を行いました。当日は好天にも恵まれ、子供たちの喜ぶ声や楽しんでいる光景が見られたところでした。

なお、今年度の第2回目を、7月中旬に、木

城町の石河内第一発電所で実施する予定としております。

説明は以上でございます。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○中野委員 いろいろ新聞等で、こういう問題よく出てますけれども、例えばこの第2段階、小売参入の全面自由化、それから(1)と(4)、例えばこの自由化になった場合、今、企業局は九電に売ってますよね。

それがどういうふうなことができるかという例えをわかりやすく説明してもらえんかな。

○森本経営企画監 まず、自由化ということで、私どもの総括原価が廃止されるということでございます。

まず、私どもは、九州電力と基本契約というものがありまして、平成37年までは電気を売り渡すという契約しております。

したがいまして、まずは基本契約の中で、総括原価のかわりになる、新しい算定の考え方というものを、九州電力のほうと協議等をいたしまして、それをもとにしまして今の水準を上回るような形で、新たな料金の交渉もしていきたいかなと考えておるところでございます。

○中野委員 だから、九電とそういう契約しとる中で、こういう新しい法律ができたけれども、契約期間は何もできませんよという話なのか、新しい法律で、そういう契約については、ただし書きがあって新しい事業に参入できるとか、そこ辺はどうなるの。

今でいくと、もう37年までは企業局は何もできませんわという話で、どこだってみんなそうしていると思うの。

そうすると、今の太陽エネルギーとかあんなものにしか、新しく法律に対応せんという話になるから。

そこ辺は、当然、企業局としても、そういう新しい流れに沿った企画、立案を考えんといかんわけで。

○森本経営企画監 公営電気は、大体ほとんどこういう基本契約を取り交わしております。

国のほうは、これに関しましては、やはり市場に開放したいという思惑があるようでございまして、これのガイドラインというものが公表されておりました、それで基本契約を解消するためには、このようなことをしなさいということがありまして、その中に解約保証金ということがあります。

そういうことで、基本契約ありますので、もしこれを解消すれば市場のほうに電力を売るということも可能になってくるのかなということでございますが、ほかの公営電気の状況を見ますと、東京都が解約しまして、一般競争入札ということで、今、売電をしております。

東京都の場合は、当初52億円という保証金を、東京電力のほうから要求されておりました、最終的には14億円ほどの金額で妥結をしておるとい状況ではございます。

じゃあ、宮崎県はどうなのかというところでございますが、東京都からしますと、宮崎県の規模は約5倍あります。

あともう一つは、残存の期間が、宮崎県の場合は10年ですが、東京都の場合は6年だったので、その辺も加味しますと、ちょっとそれが幾らになるかというのはよくわかりませんが、東京都の状況を鑑みますと、結構、大きな金額にはなってくるなというところがございますので、そういう保証金を払って移行するのか

どうなのかというようなところにつきましては、今後の——もう一つございます。済みません。

もう一つは、原子力発電が、今、全部とまっておりますまして、取引の電力金額というのは、相対的にすごく高いところにあるのかなというところもあります。

だから、そういった状況が今後また解消されていきまして、電力が落ちついてきますと、市場の取引価格というのもちょっと落ちついてくるのかなというところもございますので、そういった状況もいろいろ考えていきますと、今後の電力システム改革の動向とか他県の動きとかそういったのを考慮しながら、今後のあり方というのは、また今から検討していく必要があるのかなと考えておるところです。

○中野委員 東京都は解約金を払っても解約したということは、解約したほうが東京都にはメリットがあるからしたんじゃないと思われる。

だから、宮崎県だって、常にそういうやっばり試算をしながら、収支としていいほうに随時検討しながら、ぜひこれやるべきだと思うんですけど、どうですか。

○四本企業局長 まさに委員のおっしゃるとおりでございますまして、私どもも何が何でも九電とかそういうつもりはございません。

ただ、今の段階で、例えば競争入札するかとか、ちょっとまだ全国で東京都と新潟県ぐらいしかなくて、何ととっても首都圏の都道府県でございますし、九州でも同じようなことができるのかとか、また電力の量で言いますと、もう東京都の7倍、8倍、うちはあるわけでございますので、それがどういうふうなことになるのか、また九電がどう言うてくるのかとか、その辺がちょっとありますもんですから、もちろん情報収集には努めまして、そのときが来ればもう

一般競争入札ということも、ひょっとしたら基本契約満了前の段階でも、ないとは言えないと思っております。

○中野委員 ぜひそういう試算をしながら、よその県よりか先に頑張ってください。

○函師委員 第3段階の話なんですけど、家庭向け等の電気の小売が規制撤廃された場合、県民の住宅に、企業局から直接売電ということはあり得るんですか。

○森本経営企画監 直接売電ということになりますと、小売事業者という位置づけで登録とかしていくわけなんですけど、まず基本的に企業局の電気というのは水力発電しかございませんので、需要に応じて調整しながら電力を供給するという設備そのものを余り持っておりませんというのが一つ。

その前に、まずは先ほど言いました基本契約がありますので、それを解消する必要があるのが一つです。

今、言いましたように、設備がないということがもう一つ、それとそういうことをするためには、そういう事務手続等が出てくるわけでございますので、そういう余裕といいますか、そういったところもちょっと、今、難しいのかなというところありますので、そういったのを考えますと、ちょっと困難だなと考えておるところです。

○函師委員 個人的な意見なんですけど、小売ができるようになれば、例えば中山間地のほうに住まわれている方の電気代を安くしてやるとか、UIJターン者に関して、ある一定期間もう電気料免除してやるとか、そういうような裁量権が県に備わるんじゃないかなという期待もあまして、そういう柔軟な対応を、また部局横断的にできてくる時代が来るといいなという考え

です。

○緒嶋委員 今、総括原価方式で、雨が降らなくても発電が減っても、ある程度、確保できるような感じで、今、電気料金が計算されておるわけですね。

これが、企業局の場合はほかにいろいろ考えがあって、もう基本的なこういう考えが、九電とずっと続くのであれば、企業局としてはそのほうが実際いいんじゃないかなという気もせんでもないっちゃけど、そこ辺はどうですか。

○森本経営企画監 確かに、今は、九州電力とこれまで契約している中では、まず基本料金と従量料金という構成でございまして、基本料金がほとんど9割ほど占めております。

したがいまして、全く発電しなくても、9割の料金がいただけるというすばらしい構成になっておりますが、これがあるということで、ある程度、安めの金額ということは逆にあるのかなとは思っております。

一般競争入札にいたしますと、従量制ということが基本でございまして、全くそういう補償というものの、渇水時の補償がなくなってくるということを前提にしていかなくちゃいけないということでございまして、その辺のリスクをどう考えていくかというのは、すごく今から先、難しいところじゃないかなと考えております。

○緒嶋委員 いずれにしても、売電が自由化されたら、原発の問題もあるけれども、売電価格はやっぱり下がるというふうに見たほうがいいのかな、そのあたりはどういう認識を持っておりますか。

○森本経営企画監 売電価格につきましては、なかなか競争原理を働かせるにしましても、そのもととなる電力が、結局、今、余り潤沢にな

い状況でございまして、そういった中で競争原理を働かせるということにしましても、電気代が下がるというのは、考えにくいんじゃないかなと考えております。

実際、諸外国なんかも、自由化した当初は若干下がったところもあるかもしれませんが、今の現状を見ますと、ほとんど上がっているというような状況でございまして、これは燃料費のほうの割合のほうに影響が大きいんですが、そういったところもありますので、完全に自由化することによって、下がるかどうかというのは、ちょっとよくわからないというようなことではございます。

○緒嶋委員 それと、企業局は、送電施設というのはどの程度持つてるわけですか。

発電はするが、九電に売るまでの送電線というか、その施設はかなりあるわけですか。

○森本経営企画監 うち是全国の中でも送電設備は持つております。

綾川線、三財線、立花線、渡川線、田代八重線という5つの送電線を持つております。

○緒嶋委員 売電する場合には、送電線があればその送電線のコストを考えて、売電価格は決められるということにはなるわけですか。

○森本経営企画監 一応、それを自営用の送電線という位置づけにすれば、それも含めて売電するというような形にはなってくるかなと思っております。

○中野委員 ようわからんよ、発送電分離になった場合、企業局としてはまだ小売業者じゃないから、余り関係ない話かな。それどうなの。

○森本経営企画監 私どもは発電事業者という位置づけになりまして、小売事業者はちょっとないかなと思っております。

○中野委員 企業局の範疇じゃないっちゃけど、

わかれば教えて。その発送電分離になった場合に、既存の電線とかそういうのは、みんな既存の電気会社等がつくったやつやろうね。あれは最終的に誰でも使えるようにしますよということは、国有化するか、利用料を今の持ち主に払って使うということになるの。

○四本企業局長 おっしゃるとおりでございます。例えば九州内で言えば、九州電力が、今、電柱なり送電線を持っておりますから、九州電力という今の会社の送電線の部分を分けて別な会社にして、そして、それに電気を乗せて各小売業者は小売をしなきゃいけませんから、その分の手数料を払うと。

それが、例えば発電をする九州電力株式会社に乗せる場合には安くで、ほかのところを送る場合には高くでというような不公平にならないように、別の会社にして中立性を保たせると、そういう仕組みでございます。

○重松委員長 その他の報告事項については終了いたしますが、その他のその他で何かございますか。

○緒嶋委員 たまたま「みやざき行財政改革プラン」の参考資料の中で、企業局の供給電力が、平成26年と30年の比較の中で、日南ダムとか祝子発電所を改修して能力が上がると思うんだけど、これ見ると目標の発電量が減になってるわけです。

5億7,930万7,000キロが平成26年度の供給電力量、そうすると平成30年は4億9,000万キロワットに下がるとるわけです。

発電所は改良して、能力は高まるだろうと思うんですけども、これが9,000万キロワットぐらい下がっておるとこの参考資料だけど、これはどういうふうに理解すればいいですか。

「みやざき行財政改革プラン」の61ページ。

○新見総合制御課長 御質問にありました供給電力量目標値なんですけど、基本的には九州電力と売電契約で2カ年に1度契約をします。

そのときに目標供給電力量を決めるということになっておりますが、この決め方が、直近の30年間の平均値ということになりますので、今回の場合は昨年度決めましたので、一昨年度からさかのぼって30年間ということで平均値が出ています。

それで、2カ年ずつ直近30年がずれてまいりますので、例えば一番古い年度で低い電力量がありますと、そこが省かれて、新しく入ってくるところが高くなると供給電力が上がってくる。

それから、逆に一番当初の初めのほうが高く、直近の一番近いところが低くなると平均が下がってくるというような形で、多少、供給電力量が変動してしまうということになっております。

○緒嶋委員 それにしても、電力9,000万キロワットというのは、かなり大きな数字の差じゃないかなと思うんだけど、そう言われると、そういう計算の仕方がちょっとよう理解できんちゃけど。

○新見総合制御課長 25年度が4億2,700万という数字でしょうか。

これは実績の供給電力量でございます。26年度はですね。

○緒嶋委員 もちろん26年度は実績ということは理解できるけど、30年度のこの数字が2年に1回、見直すからとかと言いつつたけど、これだけ減るという根拠が何かということで、それまだようわからないんだけど。

○新見総合制御課長 平成30年につきましては、目標供給電力量として計算されているものだと。

○緒嶋委員 もちろんそれはわかるが、その下

がる根拠をもうちょっと、実際はこれだけ5億7,900万キロワットもあるのに、発電所なんかは整備を改良してよくなってるのに、何で目標がこれだけ下がるということになるのか。

○沼口総務課長 その資料の作り方なんですけれども、平成26年度につきましては、非常に雨が多かったということで発電実績が非常に伸びておると、平成30年の予測なんですけど、これは過去30年をさかのぼって、その平均の実績でやったということで落ちたと、平成26年度が非常に発電量が多かったということがございまして、それをそのまま載せたものですから、そのような内容になってしまったということでございます。

○緒嶋委員 そうすれば、平均すれば4億9,000万キロワットぐらいが、ある程度、平均のところというような理解でいいわけですか。

○沼口総務課長 平均的には、そういうような数値になるかなと思っております。

○緒嶋委員 なるほど、わかりました。

それと、その他のその他だから申すわけなんですけれども、宮崎県の中山間地域振興計画というのがあるわけですが、この中には、私は中山間地、いろいろコストの問題もあるけど、小規模発電を、水力発電をある程度やっぱり入れないといかんと思うんです。

それはもう採算が合わないと入れたらいかんわけだけど、中山間地の振興計画の中にそういう項目があってもいいと思うんです。

地域によって中小規模発電を進めるとか、そういう項目が全然ないというのは、企業局とのそういう話というか、意見の交換というのは全然ないわけですか。

○四本企業局長 中山間地域振興として中小の水力発電をやるということは、当然あり得る事

柄でございますが、これは直接的にはやっぱり地元の水利組合なりが事業主体となって、小さな発電所をつくって、そして収入はその地元のものになるという仕組みであろうかと思えます。

企業局がやるというのは、その企業局の発電所をつくって、企業局の収入としては全くちょっと別なものですから、例えば、うちが何々町さんやったほうがいいですよという立場にはないということ。

○緒嶋委員 私はそういう意味じゃない。企業局がやれと言うんじゃないと。

中山間地の小規模発電やらは企業局とも相談して、そういうのがいいですねというような意見具申ぐらいはできていいんじゃないかと。それ全然、中山間地の水力発電という項目がないということは、県の組織の中で、企業局とそういう議論もされなかったかということ。

○沼口総務課長 これはもう、中山間地の対策は全庁的な問題でございまして、いろいろそういった会議には、企業局のほうも参加しておるといようなことでございます。

うちのほうも、環境森林部のほうと意見交換をしながら、こういった中山間地の対策については話をしておるといようなことでございまして、いろいろ各市町村あたりから、そういう候補地等々にどうだろうかと、技術的にどうだろうとか、水量は十分だろうとかいような相談が来ましたら、企業局のほうはノウハウを持っておりますので、それに回答するよう形で答えておるといようなことでございます。

○緒嶋委員 一応それでいいんだけど、明確に計画の中にあって、そういうことも可能性があるとかということは、中山間地域振興計画の中に明示しておっていいんじゃないかということ。

○四本企業局長 ちょっと申しわけございませ

ん。現物を持っておりませんので、ちょっとページ数がわかりませんが、地域経済の循環の中に、若干それを触れた項目が。

○重松委員長 暫時休憩します。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

○四本企業局長 失礼いたしました。

中山間地域振興計画の28ページでございますが、これの一番下、②新エネルギー利活用の促進というところで、この文章の後段でございますが、「小水力等の地域資源を生かした新エネルギーの導入を促進します」となっております。

○緒嶋委員 私は新たな産業の創出というところのほうに、その小水力はあるんじゃないかなと思ったもんだから、そこにはないもんだから。

私は鳥獣害のところで、小水力を使って有害鳥獣の電気牧柵やらにも利用すれば、コストがそれで吸収されれば大変ありがたいなと思っておるので。これはちょっと小さく書いてありますが、企業局としても、そのノウハウはもう企業局が持っているわけじゃから、それやっぱり市町村との連携の中で、日之影の下小原は、大変、金も出してもらってつくったということで感謝しておるわけですが、ああいう採算の合うところについては、今後とも技術指導を含めて支援もやっていただいて、やっぱりできるだけ、今、中山間地というのは大変厳しい状況にありますので、今もダムの上流の森林の整備とかいろいろやって、本当に素晴らしい事業をやっておられるわけでありますので、やはり県中山間地全体に企業局のノウハウが生かされるような指導というか、そういう相談にも十分乗っていただ

いて、今後ともぜひ頑張っていただきたいということを要望しますが、企業局長、何かあれば言葉ください。

○四本企業局長 委員おっしゃいますように、先ほどちょっと私が余計なことを言って、企業局の事業ではあり得ないというお話をしましたけれども、それはそれとして、技術指導といえますか、その御相談に応じるということは、これはもう一つの企業局のやっぱり使命だと思っておりますので、今までもその辺はやってきておるつもりですが、今後ますます頑張っていきたいと思えます。

○中野委員 さっき緒嶋委員の質問の関連で、61ページの供給電力量、それは意味はわかった。

今、例えば経産省がやり出した太陽光発電、最初42円で発売して、もう実際、今、1家庭で年間500円ぐらい上がるとるわけ。

そうすると、今後の需要と供給を見た場合に、今、原子力が動いとらんでも、かなり供給のほうを満たされておる。

それで、今、経産省は逆に太陽光発電などちょっと規制気味、余ったときは買いませんよとかいろいろやってきているけど、これは火力発電とかいろいろでき出して、またこれに原子力が一応稼働した場合に、かなり安くなったほうが本当はいいわけで、そこ辺の見込みというのを、売電しとる企業局としても、将来的なそういう予測というのはかなり出てくるっちゃんかなと思うっちゃんけど。だからこの中で平均稼働、雨の量でこういう計算って出とったけど、将来的な需要と供給の関係で。

私こういうこと考えて、どうなるのかなと思ってるんだけど。

○森本経営企画監 おっしゃるとおりでございます。もう太陽光は、ほぼ今の認定でいっぱ

いっぱい状況にはあるのかなというような状況でございます。

国も、やはり太陽光発電につきましては、不安定というのが一番問題視しておりまして、こういう太陽光と、それから我々の持っている水力には、やっぱり差をつけようというような考えがあるようでございます。

将来の太陽光の発電につきましては、今、FITを使っておりますが、将来にわたっていきますと、ことしが10キロワット未満で35円、10キロワット以上は27円という数字がFITの金額で出ておりますが、私が持っている資料でありますと、2030年度になりますと10キロワット未満が13円で、10キロワット以上が22円という形での試算をしておるみたいでございまして、今よりかは安くなっていくというのは、もう間違いないのかなという気はいたしております。

○日高副委員長 さっきの緒嶋委員のに関連してなんですけど、この28ページに記載されているということで、されているからいいというものじゃないと思うんですけど、今後、27年度、どういうふうに取り組んでいくのか、環境森林部も多分これは関係あると思うんですけど、市町村、中山間地の役場とかから相談されたとき、誰が窓口になって、どういうふうにも小水力等の地域資源を生かした新エネルギーの導入を促進するために積極的に取り組んでいく、ただこれ書いてあるから、このとおりだということなのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○上石開発企画監 企業局の取り組みでございしますが、企業局では工務課に計画調査担当という窓口がございまして。

そこで環境森林部とも共同で、いろいろな市町村とか、土地改良区の皆さんに、説明会のと

きには共同開催といたしますか、一緒に行って説明したり、そして御相談をお受けしますよという説明をさせていただいております。

それから、局長が、各市町村長さんの会合でもそういう紹介をしていただいて、企業局がお手伝いしますよという御紹介を毎年しております。

実際、そういう中で、市町村、もしくは土地改良区さんあたりで、何かここ辺りでできるんじゃないかというのがあれば、企業局に、1回、御相談されればうちの工務課の計画調査担当というのが、実際、現場に足を運びまして現地を見て、そして可能性があれば、毎年、企業局のほうでは市町村支援可能性調査という予算を確保しておりますので、局の予算である程度の調査をして、各市町村さんにお返しするというような形で支援をさせていただいております。

○日高副委員長 現在、そういったことを模索している町村はないのかということと、受け身でいくのか、それともこっちから積極的に町村に仕掛けていくのかって、それは物すごく大きいところだと思うんです。

その辺をはっきりしてもらおうと、今後、中山間地に行ったときに、首長さんと話をするのに、こうですよという話も、緒嶋委員も中心になれますし、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○上石開発企画監 今、ここ近年ですと、平成23年度からの実績ですと、実際51件、御相談をお受けしております。

ただ、小さい発電所、特に小水力でも100キロ以下、10数キロとかなりますと、かなり現実的には採算性が厳しいものがありまして、企業局、ここ4年間で51件の調査をしておりますが、その中から、実際、物になってきているのは、今

現在1件しかございません。

なかなか初期投資が大きいものですから、100キロを超えると、何とかこの小水力も固定買取で採算が合うんですが、10数キロだと、よほどの条件でないと、固定買取制度でも厳しいというのが現状でございます。

そういったものの条件、我々も独自に調査はしておりますが、なかなか隅々までは目が届きませんので、やっぱり私たちも、そういういろんな環境森林部さんなどが行う説明会と一緒に足を運ばせていただいて、御説明をするというような形での支援にとどまっております。

○日高副委員長 これ27年度からの計画ということで、プランをつくっております。

これ、導入を促進するというので、聞いてみれば50件中1件しかないということでは、何か本当に推進するのかもしれないのかという、その点、先ほども言いましたが、財源も確保してくれるということなんで、ハード面、ソフト面含めて、その辺で生かしていけるものがあつたら、生かしていけるような形で働きかけていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○中野委員 今、安倍政権を見てると、本当に規制改革で、こんなものまで規制されとったのかと……。今、例えばそういう用水路つくる中で、いろいろ法律問題が絡んでできないとか、それをクリアするのに手間どるとか、そういうものはないんですか。

例えば、米良電機が都井岬に用水路、あれ用水路使うとなると簡単に使えるのかなと思ったり、内水面がまたどうのこうの言ったりとか、いろんなそういう問題点、規制で難しいという、そういうものがあれば教えて。

9月にまとめてもらってもいいが。

○新穂工務課長 今おっしゃられたのは、例えば農業用水を使って発電をしようとするときに、一番ネックになるのは水利権なわけですけども、農業用水だと、慣行水利権でやっていたものを、許可水利権にしないといけないと、そうなる管理をかなり厳密にしないといけないということで、そこら辺を嫌がって、やはりもう取り組みたくないというような事例が過去にはございます。

国のほうとしては、そういった小規模な農業用水を使った発電については、なるだけそういうことを排除しようということで、規制緩和という流れは確かにありますけれども、まだまだ不十分ではないかなと考えております。

○中野委員 また9月委員会まで、どういふのがあるかまとめとってください。

○重松委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時35分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 よろしく申し上げます。

まず、お礼を申し上げたいと思いますが、さきに開催されました宮崎県高等学校総合体育大会並びに「みやざき県民総合スポーツ祭」の開会式、あるいは競技におきましても、重松委員長初め、多くの委員の皆様方に御臨席をいただき、激励をいただきました。まことにありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは、平成27年度補正予算等につきまして説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」であります。

次に、議案以外の報告事項は、「平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。

また、その他の報告事項といたしましては、「第二次宮崎県教育振興基本計画の改正計画素案の概要について」、それから「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート結果について」であります。

それでは、議案について御説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをごらんください。

初めに、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」についてですが、そのこの予算編成の資料の説明をする前に、ちょっとお話をさせていただきますが、平成27年度の補正予算編成に当たりましては、厳しい財政状況の中で、本県教育のさらなる充実を図るための事業を構築いたしたところであります。

補正予算額についてであります。表に太線で囲んでありますところが3カ所ございますが、その3カ所の一番上の一般会計の合計の欄をごらんください。

5億7,555万5,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の合計は、その2つ右の欄に示す1,070億680万2,000円でございます。

この後、引き続き担当課課長、室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、本日、教育振興次長の川崎辰巳が、前回に引き続いて病気療養で欠席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○重松委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○大西総務課長 総務課関係の平成27年度6月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成27年度6月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。

総務課のインデックスのところ、269ページあります。

表の左から2番目、補正額の欄をごらんください。

今回の補正は、一般会計164万9,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、39億9,476万5,000円となります。

271ページをお願いいたします。

今回の補正は上から6番目、(事項)一般運営費の13万1,000円のほか、以下、次のページの(事項)争訟事務費の40万6,000円まで、それぞれの事項につきまして、いずれも旅費、需用費等、いわゆる事務費の増額補正であります。

これは、今年度の予算編成にかかる基本的考え方から、年度当初から必要となる経費については骨格予算に計上し、それ以外のものについては、肉づけ予算で対応することとしたことによるものであります。

総務課関係は以上であります。

○田方財務福利課長 財務福利課関係について御説明を申し上げます。

同じく、お手元の歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、273ページをお願い

いたします。

一番上の財務福利課の行をごらんください。

今回の補正は、3億4,092万円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は同じ行の右から3列目、80億3,086万1,000円であります。

それでは、主な事項につきまして御説明をいたします。

275ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)維持管理費につきまして、2億7,801万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、県立学校の営繕、環境整備、防災対策等に要する経費であります。

維持管理費のうち、説明欄の2の(1)の「県立学校施設防災機能等向上事業」に、1億1,960万4,000円を計上いたしております。これは宮崎南高校、門川高校及び高千穂高校の屋上に、太陽光発電パネルを設置するものでございます。

発電した電力は通常どおり使用されますが、被災時に停電した場合には、夜間においても避難拠点となる体育館や事務室に優先的に供給されることとなります。これにより、災害時の避難場所としての防災機能が向上することとなります。

また、説明欄の4、「県立学校老朽化対策事業」に、1億4,824万円を計上しております。これは、県立学校4校5棟について、外壁改修や屋根防水工事などを行うものでありまして、学校施設の老朽化対策を計画的に進めていくところでございます。

次に、下から2段目の(事項)教職員住宅費につきまして、4,117万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、教職員住宅の解体工事や営繕工事に要する経費でございます。

次に、276ページをお願いいたします。

上から3段目の(事項)被災児童生徒就学支援等事業費につきまして、252万9,000円の増額補正をお願いしております。これは東日本大震災により被災し、就学が困難となった幼児及び児童生徒に対し、就学支援等を行った市町村への補助金でございます。財源につきましては、全額、国庫支出金で措置されるものであります。

次に、下から2段目の(事項)文教施設災害復旧費につきまして、1,854万円の増額補正をお願いしております。これは各種災害により被害を受けた、教育施設等の災害復旧に要する経費でございます。

説明は以上であります。

○川越学校政策課長 学校政策課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、277ページをお開きください。

学校政策課の補正額といたしましては、一般会計予算におきまして、7,473万3,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、右から3列目にありますように5億3,923万7,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

279ページをお開きください。

(事項)学力向上推進費に2,018万2,000円を計上しております。

説明欄1の新規事業「学力向上のための指導員等派遣事業」及び4の新規事業「グローバル人材育成のための授業イノベーション推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

説明欄3の改善事業「小中高英語力向上支援事業」に674万5,000円を計上しておりますが、

これは児童生徒の英語力向上のために、県内各地において、英語教育のリーダーとなる教員や外国語活動の指導経験の少ない小学校教員への研修を行い、教員の指導力の向上を図るものがございます。

あわせて、国際社会で活躍できる人材育成のために、高校生の留学にかかる渡航費用の一部を助成するものであります。

次に、281ページをお開きください。

(事項) 学校安全推進費に699万7,000円を計上しており、そのうち説明欄2の改善事業「防災教育を中心とした」学校安全教育推進事業」に651万5,000円を計上しております。

これは、学校における災害安全、防犯を含む生活安全、交通安全について、安全教育手法の開発及び普及、さらに地域を越えた連携体制の構築を推進するものがございます。

具体的には、児童生徒に対し、防災士等による専門的な講座の開催や教員の防災先進地への視察研修、さらには学校安全アドバイザーによる避難訓練や合同点検、日常的な事故防止等について、指導、助言をいただきながら、実践的な研究に取り組んでまいります。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開きください。

新規事業「学力向上のための指導員等派遣事業」でございます。

1の事業の目的、背景であります。学校が抱える教育的課題が複雑化、高度化し、教員の職務の困難さが増してきているため、学校の実情に応じて多様な経験や専門的な知見を有する人材を活用できる体制整備を支援することで、学校教育の質の向上を図るものがございます。

2の事業の内容であります。元教員などの地域人材を小学校、中学校に派遣し、学習指導

や生徒指導等を支援する事業に取り組む市町村への補助を行うものであります。

支援の具体的な取り組み例としましては、児童生徒学習サポーターや学校生活適応支援員などを想定しております。

学校や地域の実態に応じた取り組みについて、市町村が行う事業の総事業費に対し、県は3分の1を補助することとしており、そのうちの3分の1が国から補助されることとなっております。

3の事業費は、679万1,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成27年度であります。

5の事業効果につきましては、本事業によりまして、補充学習や発展的な学習への対応ができるような指導体制を整備することができ、児童生徒の学習意欲や学力の向上を図ることができるものと考えております。

続きまして、常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業「グローバル人材育成のための授業イノベーション推進事業」についてでございます。

1の事業の目的、背景につきましては、グローバル化の進展を含め、社会、経済が激しく変化する中で、みずから学び、考え、行動し、課題を解決できる人材を育成するために、学びの質や深まりを重視する授業を実践できるような教職員を養成し、効果的な指導方法の普及を図ることとございます。

2の事業内容といたしましては、課題発見、解決に向けて、主体的、協働的な学習、いわゆるアクティブ・ラーニングの調査研究を図るために、指導主事等による県外先進校の実践的な

取り組みの調査や、研究推進校の指定校及び研究推進を行います。

また、課題解決型学習や双方向型授業のための指導者養成とし、教員の先進校での研修や指導方法を学ぶための体験型研修などへ教員を派遣いたします。

そして、授業改善につながる教育の普及、啓発を図るために、アクティブ・ラーニング研究推進校の研究公開や生徒による英語での課題研究発表会を開催いたします。

3の事業費は、382万3,000円で、全額一般財源となります。

4の事業期間は、平成27年度から平成28年度の2年間となります。

5の事業効果といたしましては、県内でアクティブ・ラーニングを推進する中核となる教員を養成し、モデル的な取り組みを行う学校の研究成果や授業等を公開することで、県内の学校に成果の普及を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。

特別支援教育室の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出予算説明資料、特別支援教育室インデックス、283ページをお願いいたします。

特別支援教育室の補正額といたしましては、1,005万2,000円の増額補正でございます。補正後の額は、右から3列目にありますように1億4,791万円になります。

それでは、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

同じ資料の285ページをお願いいたします。

(事項) 特別支援教育振興費の1,005万2,000円の増額であります。内容といたしましては、

説明欄に示してありますが、主な事業を御説明申し上げます。

説明欄3の「夢にチャレンジ!特別支援学校自立支援推進事業」は、特別支援学校において、障がいのある児童生徒の可能性を育み、将来への自立と社会参加に向けた夢や希望の実現を目指すために、早期からのキャリア教育の充実や、商工会議所や企業等の関係機関と連携した自立支援を推進するものでございます。

次に、説明欄4にあります、「共に学び支え合う理解啓発推進事業」は、次世代を担う高校生を対象に、障がい理解啓発や障がいのある人との交流など、生徒自身による主体的な取り組みの推進を通しまして、共生社会に向けた人づくりを行います。

また、保護者や一般県民を対象に、共生社会を目指した学校、地域づくりに対する意識を高めるため、特別支援教育や障がいについての理解啓発の活動を推進するものでございます。

続きまして、新規事業5の「未来につなげる特別支援学校づくり推進事業」と、6の「スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」につきましては、常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

新規事業「未来につなげる特別支援学校づくり推進事業」であります。

1の事業の目的、背景でございますが、特別支援学校の課題といたしまして、在籍数の増加に伴う教室不足や全国平均を超えることができない就職率の伸び悩み、またスクールバスでの長時間通学の負担等が喫緊の課題となっております。

このような課題に対応するため、今後の特別

支援学校の整備充実の方向性について検討する必要があると考えております。

2の事業の内容でございますが、(1)にありますとおり、学識経験者等で構成する新たな特別支援学校づくり検討委員会を開催し、特別支援学校の課題解決に向けた専門的な意見聴取及び協議を行います。

(2)にありますとおり、県立高等学校等の余裕教室を活用した、特別支援学校生徒の体験授業による課題把握を行います。

また、県立高等学校と連携した、特別支援学校の生徒の就労につながる専門的な実習の試行により、課題の把握を行います。

さらに、関係学校の教員による作業部会を設置し、課題解決のための調査研究を行いたいと考えております。

3の事業費は、69万4,000円でございます。

4の事業期間は、平成27年度でございます。

5の事業効果であります。この取り組みで得た資料は、今後の特別支援学校の整備計画の策定に資するものになると考えております。

続きまして、委員会資料5ページをお願いいたします。

新規事業「スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」であります。これは文部科学省の委託事業でございます。

まず、1の事業目的、背景であります。オリンピック、パラリンピック東京大会や2巡目国体の開催を契機に、特別支援学校高等部と高等学校の生徒が、一緒になって障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習を行うとともに、高校生がその様子を紹介することなどにより障がいの理解を広げ、個性や多様性を尊重する共生社会を目指した人づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2の事業の内容でございますが、(1)にありますとおり、高等部と高等学校の生徒が、パラリンピック出場経験者と交流しながらの共同学習や障がい者スポーツの体験学習を、県内4つのブロックに分けて、全ての特別支援学校で実施したいと考えております。

また、(2)にありますとおり、参加した生徒による取り組み内容を学校新聞で紹介したり、文化祭で発表したり、さらに生徒の理解啓発活動を紹介したポスターを作成し、学校や関係機関に配付したいと考えております。

(3)の運営協議会の開催では、学校代表や障がい者スポーツ推進団体の代表者等からなる協議会を設置し、交流及び共同学習のあり方等について意見交換を行います。

3の事業費は、594万5,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成27年度でございます。

5の事業効果であります。特別支援学校と高等学校の生徒が、一緒になって障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習に参加することで、心のバリアフリーを推進することができるものと考えております。

説明は以上でございます。

○西田教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課インデックスのところ、287ページをお開きください。

今回は、一般会計596万9,000円、一般行政経費の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は936億2,453万7,000円となります。

289ページをごらんください。

主なものとしましては、上から5段目、(事項)教職員人事費の533万3,000円であります。説明

の欄にあります。これは1の教職員人事管理に要する経費でありまして、旅費や需用費等の事務費であります。

また、次の(事項)給与等事務費12万1,000円や(事項)給付事務費51万5,000円につきましても、永年勤続退職関係や退職手当の支給に要する事務費であります。

説明は以上であります。

○**恵利生涯学習課長** 生涯学習課でございます。

関係の予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、291ページをお開きください。

今回の補正額は、5,033万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、ページの右から3列目でございますが、5億2,430万4,000円となります。

主なものについて御説明をいたします。

294ページでございます。

上から2段目の(目)図書館費につきまして、766万9,000円の増額をお願いしております。

主なものは、その3段下でございます(事項)郷土資料調査研究事業推進費の説明欄の2の新規事業「佐土原藩島津家文庫デジタルアーカイブ事業」が645万3,000円でございます。この事業につきましても、後ほど常任委員会資料にて御説明させていただきます。

続きまして、1段下の(目)美術館費につきまして、2,891万8,000円の増額をお願いしております。

主なものは、3段下の(事項)美術館普及活動事業費の下のページに移りますが、説明欄の3の県美術展が996万円でございます。これは県民による作品発表の場でありまして宮崎県美術展に要する経費でございます。

また、説明欄の6の新規事業「県立美術館開

館20周年記念事業」が279万2,000円でございます。この事業につきましても、常任委員会資料にて御説明させていただきます。

それでは、常任委員会資料にお戻りいただき、6ページをごらんください。

新規事業「佐土原藩島津家文庫デジタルアーカイブ事業」でございます。

1の事業目的、背景であります。九州の近世大名家資料として高く評価されている佐土原藩島津家資料のうち、佐土原藩島津家文庫の恒久的な保存及び県民の活用機会の拡充を図るものであります。

2の事業の内容であります。佐土原藩島津家文庫の資料、571点のデジタル映像化を行うものであります。

四角囲みにありますように、この教養書等には、国立国会図書館にも所蔵のない貴重なものも含まれており、また島津家当主等による書き込みや注釈などが見られることから、大名家研究にも役立つものであり、高く評価されているものであります。

3の事業費であります。645万3,000円でございます。

4の事業期間は、27年度であります。

5の事業効果であります。閲覧時に危惧される原資料の破損・劣化を回避し、恒久的な保存に資することができるかと考えております。

また、デジタル化により、図書館ホームページから、誰でも気軽に同文庫を閲覧し、学ぶことができるようになります。

さらに、佐土原藩島津家資料を郷土の誇るべき資料として、情報を発信することで、本県の歴史と文化に対する関心を高めることができるものと考えております。

続きまして、7ページをごらんください。

新規事業「県立美術館開館20周年記念事業」
でございます。

1の事業目的、背景であります。本年度、
県立美術館が開館20周年を迎えるに当たり、年
間を通じて3回の記念特別展を実施いたします
が、それにあわせて記念となる事業を行い、県
立美術館の魅力を県民にアピールするものであ
ります。

2の事業内容であります。⑴の記念式典
及び記念講演を11月8日、日曜日に予定し、講
演会では「県立美術館20周年のあゆみとその魅
力」についてお話をいただきたいと考えており
ます。

⑵の広く県民に県立美術館の魅力を伝え
る普及資料の作成、配付では、収蔵作品の魅力
やこれまでの歩みを振り返る映像資料を作成し、
館内外での放映やホームページなどでの紹介、
団体等への貸し出しを行います。

また、各学校が授業で活用し、児童生徒が来
館したくなるような教材、冊子を作成し、各学
校への配付を行います。

⑶の県民が県立美術館を身近に感じるた
めの企画では、子供がアートに親しむコーナー
を開設いたします。

また、これまでに開設した特別展のポスター
展示も行います。

3の事業費であります。279万2,000円でご
ざいます。

4の事業期間は、27年度であります。

5の事業効果であります。美術館の活動状
況を広く発信し、さらなる入館者増へつなぐこ
とができると考えております。

また、美術を含めた芸術への関心を高め、県
民が文化を親しむ契機とすることができると考
えております。

説明は以上であります。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係
について御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデッ
クスのところ、297ページをお開きください。

一般会計で、4,382万4,000円の増額補正をお
願いしております。この結果、補正後の額は、
右から3列目の欄になりますが9億753万8,000
円となります。

以下、主なものにつきまして事項別に御説明
いたします。

299ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)社会体育指導費で
あります。

259万2,000円の増額補正をお願いしており
ます。

主なものといたしましては、説明欄の4、改
善事業「生涯スポーツ推進グローバル研修事
業」でございます。

この事業は、各市町村のスポーツ推進委員や
総合型地域スポーツクラブの関係者などを対象
に、生涯スポーツプログラムの企画や運営に関
する講習などを行い、県民総参加型のスポーツ
を推進するものでございます。

続きまして、300ページをごらんください。

上から3段目にあります(事項)体育大会費
であります。

1,639万3,000円の増額補正をお願いしており
ます。

これは、平成28年度に本県で開催される国民
体育大会九州ブロック大会の競技運営に必要な
備品等の整備に要する経費でございます。

最後に、下から3段目にあります(事項)競
技力向上推進事業であります。

1,230万7,000円の増額補正をお願いしており

ます。

主なものとしたしましては、説明欄の2の(1)競技用具等の整備に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課関係につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、303ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で4,366万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、表の右から3列目にありますように7億6,755万8,000円となります。

以下、その主なものにつきまして御説明申し上げます。

305ページをお願いいたします。

上から4段目、(目)文化財保護費(事項)文化財保護顕彰費に3,941万4,000円をお願いしております。

主なものとしたしましては、説明欄の2の「重要古墳等保護活用推進事業」に232万8,000円を計上しております。これは県内に所在します古墳の基礎調査を行いますとともに、重要性のある古墳や出土品の調査研究を行い、保護活用の推進を図るものであります。

その下の説明欄の3の「残そう地域の伝統文化、めざそう世界無形文化遺産」に240万2,000円を計上しております。

これは、その下の(1)にございますように、「文化財伝承活動支援事業」といたしまして、民族芸能保存団体への活動支援や子供たちの民族芸能の体験活動などを行うものであります。

その下の説明欄の4の「西都原古墳群調査整備活性化事業」に2,293万7,000円を計上しております。これは、西都原古墳群内の発掘調査や

整備に取り組みますとともに、陵墓参考地周辺の調査を行うものであります。

その下の説明欄の5の新規事業「世界遺産調査研究事業」及び6の「みて ふれて 体験する 文化財活用促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、真ん中よりやや下あたりの(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、316万3,000円を計上しております。

その内容としたしましては、説明欄の1の埋蔵文化財緊急調査であります。これは農業基盤整備事業等による開発に先立ち、予定箇所の事前の確認調査等を実施するものでございます。

次に、常任委員会資料をお願いいたします。

8ページをお開きください。

新規事業「世界遺産調査研究事業」であります。

1の事業の目的、背景であります。本県には我が国を代表する西都原古墳群を初め、数多くの古墳がございますが、世界的に広く認知されるまでには至っていない状況であります。

このため、これらの古墳群の調査研究を充実させ、国内外に広く情報を発信し、評価を高めますことで、古墳群の保護、継承に対する理解を深めますとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図るものであります。

次に、2の事業の内容であります。まず(1)世界遺産登録に向けての取り組みにつきましては、世界遺産や候補地の視察及び調査研究を行いますとともに、世界遺産登録に向けた提案書の作成など、古墳群の評価を高める取り組みを行うものであります。

次に、(2)古代歴史文化に関する共同調査研究であります。奈良県など14県と連携いたしまして、古墳時代の玉(タマ)類の生産地やそ

の流通過程などについて共同研究を行い、古墳時代の社会状況などの解明を目指していくものであります。

次に、(3) 西都原古墳群地中探査であります。西都原古墳群の東側を計画しておりますが、地中レーダー探査を実施いたしまして、古墳群の実態解明を進めるものであります。

3の事業費につきましては、536万5,000円をお願いしております。

4の事業期間につきましては、平成27年度から29年度までの3年間を予定しております。

5の事業効果であります。調査研究や国内外の研究者との交流を通しまして、広く情報を発信することができ、その価値を国内外の方々に知っていただきますとともに、世界遺産登録へ向けた機運を高めることができると考えております。

また、玉(タマ)類の研究や地中レーダー探査により得られました成果を、世界遺産登録に向けて活用することができるものと考えております。

さらに、世界遺産を目指す取り組みを通しまして、古墳群の価値や魅力が改めて認識され、その保護、継承につきましても、県民の方々の理解を得ることができるものと考えております。

続きまして、同じ資料の9ページをお願いいたします。

新規事業「みて ふれて 体験する 文化財活用促進事業」であります。

1の事業の目的、背景であります。多くの県民の方に博物館などの文化施設を身近に感じていただくために、総合博物館、埋蔵文化財センター、西都原考古博物館が県内各地に出向きまして、施設の特徴を生かしながら、展示会や講座を開催することにより、本県の自然や歴史

について、学んだり体験する機会を創出するものであります。

2の事業の内容であります。まず(1)の総合博物館「どこでも博物館事業」でございます。これは博物館の展示室や収蔵資料などを仮想体験できる3D映像を作成いたしまして、その作成した3D映像や収蔵資料などを活用した出張講座を開催するものであります。

次に、2の埋蔵文化財センター「ふるさと発掘!埋文キャラバン事業」でございます。これは、これまでの発掘調査などにより出土いたしました遺物の移動展示会の開催や、開催地周辺から発見された土器や石器についての相談会を実施するものであります。

次に、(3)の西都原考古博物館「甦れ!古代ロマン 復元住居再生事業」でございます。

これは西都原考古博物館の西側に、古墳時代の住居を復元した施設がございますが、老朽化が進んでおり、改修の必要が生じております。このため、県民参加型のイベントとして、古代復元住居の改修を行うものであります。

また、改修までの様子を県民の方々に公開いたしますとともに、その状況を記録として残すこととしております。

3の事業費であります。559万円をお願いしております。

4の事業期間であります。平成27年度から29年度までの3年間を予定しております。

最後に、5の事業効果であります。展示や講座等のアウトリーチ活動を行いますことで、博物館の所在する地域以外の県民の方々の学ぶ機会の創出につながりますとともに、3D映像など新たな手法を活用することで、より臨場感を持って学べる講座を開催できるものと考えております。

また、古代復元住居の改修を県民参加型のイベントとして実施いたしますことで、県民の方々に体験型の学習機会を提供できるものと考えております。

文化財課につきましては以上でございます。

○黒木人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、307ページをお開きください。

一般会計で、441万1,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、888万1,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。

309ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費で、413万7,000円の増額補正をお願いいたしております。これは児童生徒と保護者等が、人権について、ともに話し合うための人権啓発資料、「ファミリーふれあい」の作成や各種研修会の開催等に要する経費でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費でございますが、27万4,000円の増額補正をお願いいたしております。これは人権教育関係団体が主催する研修会に要する経費でございます。

以上でございます。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○図師委員 委員会資料の2ページで説明がありました、学力向上のための指導員等派遣事業の内容についてなんですけど、事業内容の2つ目に、学校生活適応支援員を配置して不登校児童生徒への学習指導とあるんですけど、もう少し具体的にどのような取り組みになるのか教えてく

ださい。

○永山学校支援監 具体的に申しますと、不登校傾向にある児童生徒に対しての補充指導であったり、基礎学力の定着というものを目指した取り組みを主に実施するというところでございます。

○図師委員 不登校ぎみの生徒にということなんです。

不登校の生徒が学校に来ないから不登校であるわけで、その子供たちにどう学習指導するのかなと思ったんですが、あくまでも指導のほうは学校内ということではよろしいのでしょうか。

○永山学校支援監 学校内だけではなくて、例えば、適応指導教室にいる子供たちへの支援とかいうことも考えておりますし、これは学校の先生方と連携して、そういう必要な児童がいる場合には、対応できるような状況にあると考えております。

○図師委員 その内容でよろしいと思うんですが、例えば自宅に訪問してのそういう指導というのはあり得るんですか。

○永山学校支援監 自宅に訪問してということにつきましては、これは学校のほうとまた連携してかかわれるかどうかということは、実施される場所も含めて検討される要件の一つじゃないのかなとは思っているところです。

基本的に、適応指導教室関係とかいうことで考えているところであります。

○図師委員 ケース・バイ・ケースで柔軟に、また効果的な事業になることを期待しております。

○中野委員 間接的な話になりますが、学力向上といたら、私はやっぱり宮崎県の学力がどの程度にあるかというのを、今、文科省がやっておる学力調査で順番がつかますよね。

以前、教育長と議論したことがありますけど、学力というのは、いろいろ都会と地方では当然違うんだらうなど。情報が違う、学習塾の頻度も違う、それと競争力とか、県民所得によっても違うんだらうなど。そんなことを考えて宮崎県の学力はこんなところかなと、そう思ったんだけど、2年前かな、秋田県が日本一になりましたよね。私はあれで、全然、考え方が変わったんですよ。

まだ原因がわかりません。

テレビを1回見とったら、全然、学力向上につながるような番組じゃなかった。何か物事を出して、子供たちで解決させるというような、何でこれが学力向上と関係あるのかなと。先生の教え方とか、今、いろいろタレントになってる有名な学習塾のあの人たちのテレビは見るんです。

私は、県教育委員会としても、大体、秋田とか宮崎県は類似県、所得だって年間平均、個人400万円ぐらい、同じレベルかなと思うんです。

この中で、やっぱりいろいろやっとなことはやっとな。いろいろ理解力とか何とかあったとしても、いかに学力を上げるかというのが、教育委員会の究極の目的であらうと思うんです。

そうすると、宮崎県もそんなに悪いという話じゃない、今、平均すれすれの話でしょう。

そうやってきた場合、県教育委員会としても、秋田、何で全国1位になったかとか、そこ辺は根本的に調査して、取り入れるところがあつたら取り入れてやるべきだと思うんですけど、そこ辺はまだその問題点が解決してないんです。そこら辺はどうですか。

○飛田教育長 おっしゃるとおりで、いいところをまねるといのは、私もぜひしたいと思っております秋田にも大分やりました。

さっき中野委員がおっしゃったあのテレビを見ながら、私も多分同じ番組見たと思うんですけど、あれはかなり本質的だと私は思いました。

子供たちが、とことん自分で学べるような能力をつけ切っているような指導を、いわゆる学び方の習慣形成というか、学ぶ方法を子供たちがかなりつかんでいるなあというようなことを感じました。

もう一つ、私が気になって、秋田が大学進学でどうかというようなことも調べてみたんです。

大学進学においては、それほど、あの小中学校ほどはないと思うけど、やっぱりいろんなところにあれが生きているだろうと。そういうことを意識しながらやっていますが、そこの根本的なところまで、なかなか十分かえるところまで、うちはいってないと思いますが、それは意識しながら今やらせていただいております、今、学力の大半が再現できる学力というか、ペーパーテストには1回やったことができる能力というのが今までは結構強かった。

だから数学でも、数学のテストは応用問題のような気がするけど、結局やっぱり授業のときに通ったようなことをやるような力が多かったけど、これからは正解がない問題を解けるようなことを文部科学省も意識しているし、全国学力・学習状況調査のB問題でもそういうことを意識してあるんです。

そうすると、子供たちの学びの姿というのは、本物じゃないか、ああいう部分をうちのほうも指導としてはまねていきたいなと思いますし、今、そういう取り組みをさせていただいておりますのでございます。

○中野委員 あれ見ると、秋田県の平均値が上がるって話だね。だから一学校の校長先生が一人で頑張っているという話じゃないと思うん

です。

やっぱり全体的な教育委員会とか、そういう話で、だからぜひ、この授業を見て、どこら辺がどう違うのか、私は、どっかの時点で、この予算も含めて、1回そういうのを整理してもらいたいと思うんです。どうでしょうか。

○飛田教育長 私どものほうでも、秋田に学んだり、ほかの県にも学んでおりますので、またそういうテーマでお話ができるチャンスがあれば、整理をして、こういう取り組みをしていますと、ここを習っていますというようなことは、そういう機会ができればぜひさせていただこうと思っています。

○中野委員 まだ議会が3回ありますから、その中でぜひ。自分の中で解決策が見つからないのです。ぜひお願いします。

○井本委員 私が思うに、やっぱりゆとり教育のやり方を教員たちがやっとわかってきたというか、それが根づいてきたんじゃないかな。

本来のゆとり教育は、自分で考えて自分で物事を解決していく、そういうたくましい子をつくるというのが本来はあったわけだ。

ところが、その途中で、まだ先生がなれちよらんというか、ある人に言わせれば、「マクドナルドのハンバーガーぐらいは焼いたことがある人が、フランス料理をつくれってというようなものだった」とか誰か言った人がおったけど、本当、あのときは先生がなれてなかったと思うんだ。

そのうち学力が低下したんで、ゆとり教育は、だめだと言い出したんだけど。しかし秋田県のその先生方が、そのときその意図がわかって、それを恐らくやってたんじゃなかろうかなと私は思うんだ。それが今ごろになってやっと成果が出てきたと、私はそんな気がします。

やっぱり自分で考えて自分で切り開いていく、これがこれからの教育であって、日本の教育は、慌てて閉じてしもうたというか。私はちょっと慌て過ぎたんじゃないかなと今でも思ってるんだけど。私はそう思ってるんだけど、どうですか。

○飛田教育長 まさにそのとおりだと思います。

ゆとり教育が意図してきたところは、新しい学力観、いわゆる課題解決型の学力観と、今、文部科学省がアクティブ・ラーニングということをしきりに言ってるんですが、ほとんど目指すところというか、流れは一緒だと思うんです。

そのときに、ひょっとすると、これ仮説ですからここで言っているかわからないですけど、やっぱり言葉を知らなければ文章も書けないのです。計算ができんけりゃ、数学もできないのです。

ですから、そこをないがしろにしてしまうと、結局基礎がないままにそういう議論だけしてしまう。

それから、もう一つは、今、井本委員の指摘が非常に鋭いなと思ったのは、例えば我々が仕事をして、クリエイティブな仕事をするというのはなかなかやっぱり難しいですね。

だから、教師もそういう仕事をするような習慣より、鍛えて覚えこませるような学習指導の習慣をしてきた。

それで、それをいい加減にしないようにして、やっぱりそういう課題解決型と両方をうまくやっていく。恐らく割合で言うと、8割ぐらいはやっぱり基礎をちゃんとじっくりしておかないと次に行けないんですが、そこあたりの兼ね合いをどういうふうにやっていくかという、そういう部分について、大きな改革の中で、教師が十分こなし得なかった、我々の指導もやっ

ぱり反省するところはあるのかなど。これは検証ができていません。仮説ではありますけど、おっしゃる指摘は当たっていると私は思っております。

○井本委員 本当そのとおりだと思うんです。

家を建てるのに、家の材料をまず仕込まないといかんですから。

その材料が集まってこそ、どんな家を建てるかという、その最初の仕込みというのは、これは知識だと思うんです。

その知識でもって、まず知識が、材料が要る、その材料でどんな家をつくるかというのは、今度はまたいろんな構想が、いろんな人でしょう。

だから、本当その兼ね合いをどのぐらいまでして、その知識を入れさせて、そして今度は考える教育をどうするかというその辺の兼ね合いは、やっぱり今後、大切じゃないのかなと、私もそんな気がします。

○中野委員 県民として宮崎県の教育レベルがどうかとなると、いろいろ価値観で考え方あるけど、やっぱり全国の学力調査の順位なんです。

ですから、変な言い方だけど、じゃあ、順位をちょっと上げようかと思えば、何でもそうやけど、平均点数上げるために、とにかく下のほうを集中的にやる。習熟度がどうのこうのとあるじゃないですか。クラスごとの習熟度じゃなくて、学校の習熟度を上げるとすれば、そういう平均点以下の学校は、わかりますよね。そういうところを集中的に何とかティーチャーとか、研修とか、そこら辺をすれば、俺は、簡単じゃないけど、平均は上がるっちゃないかなと思うけど、そういう工夫を俺はあってもいいっちゃないかなと。全体的に低いところを上げるというのも、そういうのどうですか。

今、いろんなティーチャーとか、何とかモデ

ル校とかいろいろあるけど、そういう考え方はおかしいですか。

○飛田教育長 学力は、おっしゃるとおりで、その個人においても勉強ができるようにするには、自分ができないところをできるようにするというのであるし、トータルのことを考えてもおっしゃるとおりだと思います。

そして、なおかつそれこそいわゆる基礎的な学力がなくて、社会に出ていくような子供をつくっていつてはなかなか大変だと思いますので、今どういうことをやっているかということ、教育事務所に命じて、各学校の弱点等を学校と協議させて、つくらせて、それをたたく。どうやって正していくかということをしてしています。

そういう取り組みを進めながら、おっしゃったような点を大事にしていきたいと考えております。

○中野委員 ぜひいいとこ取りで、点数を上げてください。

県民意識もちょっと高くなるかなと思うんですけれども。

○井本委員 学力の問題になると思うんです。

やっぱり今までは、リテラシーというものを重要視する学力になっとるんでしょう。

単なる知識だけを試す学力になってないんでしょう。実際にそうなんでしょう。

○飛田教育長 おっしゃる点と両方あると思うんです。

いわゆる基礎学力と言うときは、やっぱり読み書き、計算、昔で言えばソロバン、そしてそれをうまく組み合わせて、目の前にある課題をどうやっていくか。委員がおっしゃったリテラシーの部分と両方に大事にしていくと。だからそれをうまく基礎が生きて働くような、組み立てをしていくような、学校での指導をしていか

ないかんということで、なかなかやっぱりそれは現実には極めて高度なことだと思っておりますし、それにトライしていかないかんと思うし、それを指導していきたいと考えております。

○緒嶋委員 今の学力向上のこれは、取り入れる市町村の数はどれぐらい。事業費からいってこれは大した金額じゃないような気もするけど、どれぐらいの市町村が取り組むわけですか。

○永山学校支援監 この市町村につきましては、2市が取り組むということで。

○緒嶋委員 その希望は、2市しかなかったということですか。

○永山学校支援監 本事業に取り組むに当たっては、実施については全市町村に打診をしました。

その上で、2市のほうから、この取り組みについて参加したいというようなものが上がってまいりまして、基本的にこの事業というのは、学力向上を主として、教員と連携していきながら、いかに地域の人材を充実させていくかという観点での取り組みということで、これからいろいろな課題となりますと、英語教育であったりとか、あるいは不登校傾向の子供たちであったりとか、そういう事業として適切であるというふうに、こちらのほうで判断して事業を位置づけたところであります。

○緒嶋委員 市町村の教育委員会の意向でということになると思うんですけども、学力向上はどこでもやらないといかんわけです。

それが2市しか取り組まんということは、余りにもちょっとですね。

そして、この補助額、全体の3分の1を国と県で、市町村が3分の2を負担するというような感じに書いてあるけど、下になると、市町村の負担は全然数字が上がらんわけですが、これ

はどういう理解をしたらいいんですか。

○永山学校支援監 市町村として取り組む総事業費のうちの3分の1が、ここに書いてあります679万1,000円ということになります。

○緒嶋委員 じゃあ、3分の2の市町村負担の分の金額は書いてないということですか。

○永山学校支援監 そうです。済みません。

○緒嶋委員 2市はどこですか。

○永山学校支援監 2市は都城市と西都市であります。

○緒嶋委員 これは希望すればそういう補助を受けるということは、割と枠は広いわけですか。

これは2市分しか、もう県、国からの補助もちょっと無理だということで2市になったのか。

宮崎県は、いろいろ学校については、まだまだ今からということであれば、そういう元教員であろうと何であろうと、そういう人たちを有効に活用しながら、地域全体で学力を上げるということは大変重要なことであるから、もうちょっと熱心に取り組むべきだと思うんですけど、これはどういうふうに評価すりゃいいかな。これは、評価にならん。

○永山学校支援監 この事業というのは、とにかく地域の人材、いろんな方がいらっしゃいます。

そういう方々を学校の教員と連携して、子供たちの学力向上に少しでも資するという観点で、今回、企画をいたしました。

各市町村におきましては、既にそういう取り組みを実施していただいているところも、もう既にあったりします。

そういうものを含めていながら、学校政策課のほうとしましては、この取り組みについて、やっぱり地域の人材を活用して、先生、学校と連携した取り組みについてきちんと結果検証を

していきながら、これからどんな取り組みのありようがいいのかという、学校の支援に対する検証をしていきたいと思って、今回、計画しておるところであります。

○緒嶋委員 具体的にこういうのを取り組んでおる教員委員会もあるということですね。

○永山学校支援監 例えば、延岡市あたりでは「はげまし隊」とか、いろんなNPO団体として、実際の数学の授業であるとか、そういうところにかかわっていらっしゃるところもあつたりしますので、そういう取り組みのあり方の中で、さらにより質を高めるためにはどんなかわり方がいいのかな、そういうところも含めていきながら、今回の事例をもとに検証していきたいとは考えております。

○緒嶋委員 であれば、まだしていないところもあるということだから、将来的には、全県下の市町村にも広めていくということは重要なことだと思うんですけど、そのあたりの将来の展望というか、考え方はどうなっておる。

○永山学校支援監 現時点につきましては、まず本年の取り組みというものを十分検証していきながら、今後、学校、それから家庭、地域等が一体となった学力向上に向けた体制、支援づくりはどうあればよいかというところでは、研究はしていきたいとは考えているところでありま

す。

○緒嶋委員 これはもう事業効果で、「児童生徒の学習意欲や学力の向上を図ることができる」というふうに、はっきり言っておられるわけだから、それを進めることは当然のことだと思うんです。

○永山学校支援監 御意見、ありがとうございます。

御意見を含めまして、これからもさまざまな

事業の中でも、そういう視点を生かしていきたいと思っております。

○井本委員 学校支援地域本部との兼ね合いはどうなってるんですか。

○永山学校支援監 地域本部事業の中でも、学校が終わった後、放課後の中でいろんな学習ということで、そういう子供たちの学習に向けた支援を行っているところもあります。

ですから、そういうものも含めていきながら、どんな支援のあり方がいいのかというところも含めて、また研究していきたいと思っております。

○井本委員 元教員って書いてあるんだけど、元教員というと、やっぱりお年を召した方だろうと、そうするとやっぱり昔の教育のイメージが残ってるんじゃないか。

どこかにやっぱり詰め込み型のな。そういう教育じゃなくて、もう新しい教育をやらないかん時代に来てるのに、そういう人たちを引っ張り出して果たして大丈夫かなというような、そんな気がするんだけどその辺はどうです。

○永山学校支援監 これは、あくまでも、主は現場の先生たちであります。

子供たちにとって少しでも学力向上につながるというところで、補助的な位置づけということですので、この地域の人材の方々とかいうのが、主になるということではありませんので、そこはきちんと踏まえていきながら、対応していくということになっております。

○日高副委員長 平成4年に、中教審が答申の中で小中一貫校とか、総合型スポーツクラブとか、あのときは少人数学級ですかね。そういうのを出して、私、日向市なんですけど、いち早く取り組んだと。そういった中で平岩小中一貫校にも取り組んで、特区申請を行ったという中

でずっと流れてきて、物すごくいい感じでしたんです。

ところが、学力向上みたいなことになって、30人学級を今度やっていこうということになってやり始めたら、加配教員でつまずいたんです。

結局、人材がいないと。先生を県のほうにお願いをしても、国にお願いしてもそんないないということで、あのときはちょっと厳しい状況で、余り前にも進まなかったことが事実なんです。

そして、今回、団塊の世代ということになってくると、学校を定年された方って結構いると思うんです。

定年されて、もう何もしないじゃなくて、そういう人たちがたくさんおるわけですから、そういう人たちをもう一度、教育現場に戻して、加配教員とかという形で取り組んでいけば、教職員を少子化の中でこれ以上もうふやしていくのも難しい時代で、そういった形を活用していくことも必要だし、それとやっぱり団塊の世代の活用ということで、これもまた教育委員会の枠を越えたところの、横のつながりというのは、知事当局としていかになくちゃいけない部分は、私はこれは強く教育委員会が言うべきことだと思っておるんです。

それと、緒嶋委員が言ったように、やはりこの補助率が市町村を3分の2にしたら、これはまた暗礁に乗り上げるような、積極性がまだいまいち見えてこないというのがあって、そういう状況だと思うんですけど、それについてどういったお考えを持っているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○永山学校支援監 日高委員がおっしゃるとおりで、やはり子供たちを教育していく、学力向上のためには、質の向上ということを図ってい

かなきゃいけないとも思っているところでもあります。

今回のこの事業につきましては、国のほうも、とにかく一番大事なのは地域ぐるみで学校を、学力向上という視点からサポートしていこうというところで、国の事業として計画されているわけでもあります。

その中で、市町村のそれぞれの実情に応じて、予算を伴うものであったり、予算を伴わなくて、ボランティアとして、そういうふうに参加していただく方もいらっしゃると思います。

ですから、今、教員が学校での教育活動を展開する上において、なかなか厳しい状況があるものに対して、サポートスタッフという形で取り組みをできる状況にもありますので、そういうところも含めていながら、人材育成という観点は、学校の教員と同時に、また市町村教育委員会等とも連携していながら、この事業を通して、地域の人材になっていらっしゃる方が、次の人材をまた育てていただけるとか、そういうふうな形で、今後、構築できるといいかなとも思っているところでもあります。

○日高副委員長 すごくいい意見なんですよ。ボランティア、サポーターという形で行く、なかなかそういうふうになってくると、やはりどうしても続かないんです。

団塊の世代のサポーターなのか、それとも非正規の職員として再雇用していくのかというのは、大きな違いなんです。

ですから、その辺を考えると、やはり教育に根ざした方が再就職、再度また団塊の世代として、給料はもう半分以下に下げられるけど、来てやっていくということは、私も活用するんだしたら、この方たちが一番最適ではないかなというふうに思います。地元に戻るわけですから。

それと、人材バンクみたいなものを持って、そういった団塊の世代の皆さんの利活用というところにつなげていくとことが、私は必要だと思うんですけどどうですか。

○飛田教育長 今のお話を聞きながら、2つ気になることがあって、1つは教職員のいわゆる加配の問題とか質の問題については、我々が一番気になっているのは、できたら臨時的任用教員じゃなくて正教員がほしいと思っております。

だけど、加配というのは、あくまでも基礎定数に加えて何人かをやるという制度設計になっているので、これを定数改善計画は向こう5年とか10年で計画が出れば、その分をもうちゃんと確保している。

だけど、それが来年こなかったら、その人をやりようがないということで、そういうことをやっているということは、1つ、非常に辛いことです。

それから、退職された方が、今、いわゆる年金等の接続の問題で再任用という制度を持っています。

ただ、これが、今、正職員の定数の中で動いておりますので、今おっしゃったような形ではなかなか動きにくいということがあります。

ただ、それをうまくコーディネートしているのが、学校支援地域本部の地域のコーディネーターです。

これは学校の事情にも詳しい方がいらっしゃいますので、今のところ、やれる素材としては学校支援地域本部のコーディネーターさんあたりが、私、延岡で「はげまし隊」の活躍を見せていただいたんですが、「はげまし隊」はある企業のOBが最初多かったんですが、それ以外の方も一緒に入っていた。そういう地域の中で1つのシステムがうまくでき上がっ

ていくと、それこそシニア世代の活用もあるし、その方の生きがいくくりにもなるし、子供たちとの接点ができる、子供たちも伸びる、何か1つのモデルをいろいろ、いろんなところで紹介していくことが大事なと思います。

○日高副委員長 プラットホームみたいなものができれば、延岡でまた視察とか、いろんな意見を聞いて。延岡をモデルにしていくということも、これはひとつ発信になると思いますので、今後、また我々も研究していきながらやりますので、よろしく願いいたします。

○図師委員 資料の4ページ、この未来につなげる特別支援学校づくり推進事業、すばらしい内容だと思いますが、またこれが入り口となって、今後、事業で検討される内容が実践されていくことを本当に期待しております。

特に、(2)の新たな特別支援学校づくりの検討のための調査研究の中にある、県立高等学校等の余裕教室を活用した特別支援学校生徒の受け入れとか体験授業とかというのが、本当、実現するといいなと思いますし、説明の中にもありましたスクールバスで長時間通学されている方がたくさんいらっしゃいます。

スクールバスのピックアップポイントをもうちょっとふやしてくれとか、そういう保護者からの話もたくさん聞くんですが、そういうものを解消するのが、まさにこの空き教室を使ったところでの受け入れができていけばいいなと思いますし、常設化して特別支援学校の分校化になっていく、つながっていけばすばらしいなと思うんですが、そういうような検討がこの予算の中でされていくと思うんですけども、私が思うのは、県立学校の空き教室にそういうものを取り入れていこうとしたときに、必ずPTAの方々からの反対がくると思うんです。

もちろんノーマライゼーションとかバリアフリーを実践していくすばらしい事業だと思うんですが、やはり健常者の親御さんたちは、何で障がい者と同じ環境で学ばせないかのかとか、そういうネガティブな発想をされる方が必ず出てくると。それはもう想定の内内だと思うんですが、ただそれを乗り越えてこういうものを現実化させていくための1つのアイデアとして、障がい者と健常者を同じ場で学ばせるだけではなくて、今後、介護保険制度の要支援部分が市町村の事業対象になっていきます。

つまり、何が言いたいかということ、高齢者も巻き込んでほしい。また、もっと言うと小学生の放課後児童クラブも巻き込んでほしい。つまり地域全体でノーマライゼーションに取り組むんですよというようなスタイルが築けていけば、先ほど言うような保護者から、PTAからのクレームも和らげていけるのではないかなと。だから、これはもう部局横断的に取り組む事業になりますので、ここだけの答弁は難しいのかもしれないけれども、ぜひこの検討委員会の中に福祉部門も入れる、だから障がい者だけじゃない、高齢者も入れると、そういうような検討委員会づくりをされていかれるといいなと、この事業を見ながら思ったところですが、御見解いかがでしょう。

○坂元特別支援教育室長 今、凶師委員のほうから、私ども考えてなかったような新たな視点をいただきました。非常に御示唆をいただいたと思います。

今、委員のお話を聞きながら、実は小林高等学校の中に、都城きりしま支援学校の分校をつくりました。

そのときに、私、担当だったんですが、OBの方に御説明したり、現場の先生方、地域の方

に御説明した経緯がありました。やはりそういうことを心配しました。

その中でありがたかったのは、皆さん、実は反対がなくて、小林高等学校の生徒会の皆さんが、東方中学校の子供さんのところに、ボランティアで月1回ぐらい行ってらっしゃって、そのことちょっとお話したら、小林高校にはそういうノーマライゼーションの気持ちを持った子供が育っているんだな、そういうことを言っただけであれば、もうここが一番のいい場所じゃないかということまで言っただいて、非常にありがたかったことを、今、思い出したんですが、やはり今言われたような視点で、丁寧な説明をしていきたいなと思っております。

それから、今、そういういい御意見いただきましたので、その検討委員会のメンバーは、また十分検討させていただければありがたいなと思います。

○凶師委員 地元児湯も、都農高校だったり、西都の高校だったり、もう空き教室でとか、統廃合の話も出てきておところで、その親御さんからもすごく不安な声をいただいておりますが、こういうような取り組みでつないでいくんですよと、また新たな可能性が広がるんですよというような説明を、そういう統廃合の説明会のとどこかでもされると、いい意見が出てくるのかなと思いますし、また小林の高校の例とか、そういう場で地域の方に伝わっていけば、もう本当にすばらしい事業になるだろうなと思いますので、大いに期待しております。

○重松委員長 それでは、ここで委員の皆さんにお諮りしたいと思いますが、本日の日程は4時までとなっておりますので、あす、引き続き議案審議と報告事項など行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

平成27年6月24日(水)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、きょうはこれで終了
させていただきます。

午後3時54分散会

平成27年 6 月 25 日 (木曜日)

政策調査課主幹

西久保 耕 史

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (7 人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 重 松 幸次郎 |
| 副 委 員 長 | 日 高 博 之 |
| 委 員 | 緒 嶋 雅 晃 |
| 委 員 | 井 本 英 雄 |
| 委 員 | 中 野 廣 明 |
| 委 員 | 田 口 雄 二 |
| 委 員 | 凶 師 博 規 |

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

| | |
|---------------------|-----------|
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 教 育 次 長 (総 括) | 原 田 幸 二 |
| 教 育 次 長 (教育政策担当) | 川井田 和 人 |
| 総 務 課 長 | 大 西 祐 二 |
| 参事兼財務福利課長 | 田 方 浩 二 |
| 学 校 政 策 課 長 | 川 越 良 一 |
| 学 校 支 援 監 | 永 山 良 宣 |
| 特別支援教育室長 | 坂 元 巖 |
| 教 職 員 課 長 | 西 田 幸 一 郎 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 恵 利 修 二 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 古 木 克 浩 |
| 文 化 財 課 長 | 大 西 敏 夫 |
| 人 権 同 和 教 育 室 長 | 黒 木 政 信 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 議 事 課 主 事 | 八 幡 光 祐 |
|-----------|---------|

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、議案に関する質疑を行いたいと思います。質疑のある方はよろしくお願ひします。

○緒嶋委員 未来につながる特別支援学校づくり推進事業、高千穂高校は、しろやま支援学校の高千穂校があるわけですね。そうなったのは、高千穂高校生と支援学校の子供たち、生徒たちが、ものすごく思いやっているわけです。部活も一緒にやる。高体連にも一緒に出ることができんか、ということまでお願ひが来ているわけです。

そして、健常者が、そういう障がいのある生徒さんたちを思いやるというか、思いやりで全てがうまくいけると。私は、どこでも、どの学校でも、本当にこういうのを進めて、やはりみんながお互い助け合う、思いやりの気持ちとかを醸成するためには、こういうのを推進するということは大変意義があると思うし、実際、高千穂高校の行事に、全て時間の許す範囲内で、支援学校の生徒も参加してもらうんですね。

そういう中で、お互いが協調しながら、助け合いながら生きる、これが社会の一つの姿であるべきだと思うんで、こういうことを進めるべきだと、ちょっとモデル的なものがあると思うんですけども、これについてはどう考えているか。

○坂元特別支援教育室長 ありがとうございます。ちょうど平成20年に、高千穂高等学校の中に、延岡しろやま支援学校の高等部の開設をいたしました。その際に、地域の方、非常に協力をいただきました。緒嶋委員を初め本当にあり

がとうございました。

その中で、今、委員がおっしゃったとおり、非常に特別支援学校の子供たちと高千穂高校の子供たちが、もう一体化した生活を行ってやっているということ、非常にありがたい成果を見出しているところであります。

特に幾つか御紹介しますと、女子バレー部も一緒にやっているということもありますし、有名なのが、「安信茶」というお茶がありますけれども、その収穫とかそういうのにも支援学校の子供さんが携わって、一緒に共同学習をやっているという状況です。

そういうようなすばらしい状況がありますので、そういうノウハウを生かして、昨日、御紹介しました小林高校の取り組み等も含めて、今後、県立高等学校の中に分校なり分教室ができないものかという検討を、この事業でやってみたいと思っております。

○緒嶋委員 平成20年まではなかったわけで、延岡に通学というようなことで、地域の家族とか、親の負担も軽くなるんですね。

やはりお互いみんながいい形でできるということは、すばらしいことだと思うし、教育委員会としても、これはもう積極的に推進することが必要だと思いますので、いろいろ検討するための資料を集めるということでもありますけれども、検討するだけでは前に進まんわけだから、これを実行するということまで進まなきゃ意味がありませんので、そこまでできるだけやるべきだと思いますので、これは強く要望しておきます。

○田口委員 事業の目的で、教室不足や伸び悩む就職率というのが出たりしておりますが、先日だったですか、宮日か何かに、就労が非常によくなっているという記事がたしか出ていまし

た。

それと、延岡のしろやま支援学校は、宮銀のOBさんが入られて、就職を中心にやるんだという話でしたが、その就職率というんですか、どういう状況なのかを教えてくださいたいんですが。

○坂元特別支援教育室長 例えば、平成22年度の統計をちょっと御紹介いたしますと、一般就職率、就労率ともいいますが、全ての卒業生のうちに何人が一般就労できたかというような率を一般就職率、就労率という言い方をしますけれども、平成22年度が18.6%でございました。それが平成26年度、今年度の3月に卒業した子供は27%になりましたので、約9%近く伸びているという状況であります。

そういう意味では、この5～6年を見ますと、コンスタントに就職率は伸びている状況がございます。しかし、全国平均と比較しますと、先ほど紹介しました平成22年度、本県が18.6%の就職率が、全国では24.3%で、まだ5.7%全国より低いという状況がございます。

それから、26年度はまだ出ておりませんので、25年度のほうをちょっと御紹介いたしますと、25年度、本県は過去最高になりました27.4%の就職率を達成しましたが、全国はそれよりも1%高い、28.4%でございました。

伸び悩むというのは、少し表現が厳しいかもしれませんが、コンスタントに就職率は伸びているものの、やはり全国には、まだちょっと追いつけない状況がありますので、ぜひこれを伸ばしたい、30%、40%、そこまではできませんが、そういう形で伸ばしたいなと思っております。

それから、あと一つ、早瀬副校長先生のことだと思いますが、宮銀でのノウハウを非常に生

かしていただきまして、例えば延岡しろやま支援学校の前身であります、延岡たいよう支援学校、これは正確な数字は覚えていませんが、10%程度の就職率だったのが、30%ぐらいになったということで、就職を希望する子供たちの中の就職率でいうと、もう90%以上、100%に近い就職率を達成しましたので、やはり民間の副校長先生の果たした役割、職場開拓だとかそういうことで、非常に大きく貢献をしていただいたなと思っております。

○田口委員 今、就職先がふえたというのは、非常にいいことなんですが、それは今まで雇用していたところが数をふやしてくれたのか、それとも業種が広がったのか、そこはわかりますか。

○坂元特別支援教育室長 一つに、やっぱり業種が広がったということがあります。今までは、特別支援学校の教員が、積極的に職場開拓等を行っておりましたが、それ以上の視点で、いろんなところに可能性があると思出していただいて、業種が広まったということがあります。

○田口委員 以前は、全国と比較するとかなり下がったのが、今のところ、かなりいい成績が出てきているということですね。じゃあ、このまましっかりとやっていただいて、雇用の場をふやしていただきたいと思います。

○中野委員 3番、グローバル人材育成のための授業イノベーション推進事業。

私はグローバル人材とは何かなといろいろ考えた。例えば、世界を股にかけて働く職業。例えば総合商社の人たちも、グローバル人材というのかなと思ったり、それから国際弁護士、それから公認会計の資格をとってやる人たちとか。

それから、あと、例えば建設業でも、この間

言ったように、企業戦士とか言われる人たちもいろいろおるね。グローバル人材の定義は何かなと思って、この間、ちょっと政審会で聞いたら、全然意味がわからんと。

まず、グローバル人材は何ぞやというのをもう一回、聞かせてくれませんか。

○川越学校政策課長 今の委員がおっしゃったことを、全部含めることにはなると思っていただければいいかと思いますが、前回の政審会的时候には、ちょっと言葉が不十分で、なかなかおわかりにならなかったというところもあろうかと思いますが。一つは、まずは日本人であるということでありますので、自分の文化や国の伝統について誇りを持つということが、一つ、必ず条件としてあると思います。

その次のグローバルという言葉なんです、グローバル化という言葉が使われる場合は、国際化という言葉を使っていました。今でも国際化という言葉が使われるんですが、何でそれをあえて同じような言葉で横文字にしたかといいますと、これ、ちょっと私見になるかもしれませんが、国際化と言われる大きな範疇が、どちらかというと、欧米を中心としたところが非常に強い感じが、私としてはしています。

ただ、今回のグローバル化ということになりますと、例えばアフリカであるとか、イスラム圏の国であるとか、それから東南アジアであるとか、地球規模を含めた多様な価値観の方々等の中で活動、または活躍できる人材という意味で、幅広く地球規模で考えた場合の人材というふうになるのかなと思っています。

当然、その場合に、一番多く共通して使われている言語が英語でございますので、英語ということがよく言われるんですが、ただ、英語をしゃべることが、グローバル人材というふうに、

必ずしも直結はしないと思っているところであり
ます。

○中野委員 いや、だから、これは新規事業で
すよね。こういうグローバル人材というタイ
トルはついているけれども、事業のイノベー
ションって、こっちが主体になっているわけ
でしょう。

ただ、これを高校か中学生かわからんけれ
ども、じゃあ、生徒にグローバル人材の今のよ
うな説明をしてわかるのかということですよ。生
徒に言うときは、今のようことを言って説明
をしているわけか。

○川越学校政策課長 ここでは、グローバル人
材と書いてございますのは、実は、事業の内容
の1から2、3と書いてありますところに、県
外先進校とか、それから2番目の課題解決・双
方向型授業を研修するところであるとか、アク
ティブ・ラーニングという言葉が使われていま
すが、そのアクティブ・ラーニングを国際的に
教えている国際プログラムをやっている学校、
これがここには書いてございませませんが、国際バ
カロレアというところがあります。その国際バ
カロレアというところの国際的なプログラムを
しているところがございますので、その中でや
られているアクティブ・ラーニング、そして双
方向型授業とか課題解決、学習というものを学
ぶということで、ここであえてグローバル人材
というふうに使わせていただいています。

○中野委員 これ、高校の授業ですかね。

○川越学校政策課長 そうでございます。

○中野委員 今、テレビでいろんなのが出て
いますよね。そういうのを見ながら、いわゆる投
資ファンドなんかもそうかなと思ったりするわ
けです。

すると例えば、大体高校生は大学に行って、

そういう中で、自分の職業意識というのか、職
業価値観を持って、どういうところに進むかと
いう話の中で、本人がいかに努力するかという
話ですよ。

ですから、今、安倍政権も、留学生が少なく
なったから、かなり留学生を出そうよという話
の中で、まず私は、いわゆるグローバル的に活
動をしている職業の人たちが、こういう職業で
世界を股にかけて頑張っていますよとか、まず
そういうことを高校生なんかいろいろ見せ
て、その中で、高校生が初めてそういう職業と
いうか、将来、自分で頑張ろうかという意識づ
けの中で、私はまず語学やろうと思うんですよ。

これを見ると、まずそのための先生の育成み
たいな話にも見えるわけで。

じゃあ、何を教えるかということ、まずは英語。
そういう人たちは、別にもう一回、補習でしま
すよとか、何かここが、ただ、格好よくタイ
トルはあるけれども、何か現実から離れたよう
な話で、要は、先進県を見にいくとか、先生の教
育。

先進県にいくと、そこから出た人がグローバ
ル人材になつとるかという話じゃない。特に、
こういう職業観をもってやろうという人は、
やっぱり語学力をまず第一やと思うんです。

だからまず語学力を。私は、こういう職を決
めるのが大体高校ぐらい。高校から大学に行っ
て、そして、どういう方向に行くか、いろいろ
あるわね。

英文科を出た人もおれば、文科系にもなるし、
いろんなパターンがあるわけで、まずグローバ
ル人材ということの子供に教える場合に、今の
説明で、高校生はわかりますかね。

○川越学校政策課長 今の説明で、100%わか
るということは、なかなか難しいかなとは思

ますが、例えば、今、委員がおっしゃっていただきました英語に関しては、いろんな事業を図っております。小・中・高英語力向上支援事業であるとか。

当然、英語をしっかりと学び、そしてそれを活用できる。つまり、読んだり書いたりするだけではなくて、ちゃんと話せる、聞ける、そういった4技能とよく言うんですが、読む・聞く・書く・話すという、技能がちゃんとできるようにするという視点のもとで、英語教育は、今、やっています。そういった部分のところは特化している、英語の授業という形でやっています。

今、ここでやっています、その授業イノベーションというのは、英語にかかわらず、全ての教科にわたって、主体的にものを考える人間をつくりたい。

と申しますのは、我々も含めまして、我々以上の方々は、どうしても受動的な講義形式の授業を受けてきていたという、これが悪いということではありません。その話すとか書くとか表現するという、いわばアウトプット、外に出す、そういった話す・書く・表現するというものを取り入れた能動的な主体的な授業という、その受動的な講義形式の授業と、この能動的な主体的な授業をミックスさせなければならないという考え方が、この授業のイノベーションという考え方になります。

ですから、そこにグローバル人材というのがつけているがために、どうしてもちょっと違和感があるというふうに、御指摘していただいています。その裏には、先ほど言ったところのグローバル人材をしっかりと育成しているプログラム、IBプログラム、それからそういった学校を視察の対象としてやっているということで、考えていっているところでございます。

○中野委員 ようわからんけれども。とにかく高校生は、そういう自分の職業観を、ある程度高校で決めて頑張ろうといった場合に、まずは、総合商社に行こうかと、そういった中で、また、グローバル人材と国内向けも出てくるし、弁護士だっているいろいろそうでしょう。

だから、最初からグローバル人材という言い方は、悪くはないんだけど、実際問題として、そんな話があるのかなって。中身的なのは、私もアクティブ・ラーニングはどんなものか、見たことがないからわからんけれども、ちょっとアクティブ・ラーニングは、具体的にはどんなものですか。

○川越学校政策課長 アクティブ・ラーニングというのは、アクティブ・ラーニングの前の話なんです。いわゆる知識とかをしっかりと入れる授業、それだけではなくて、その知識を単なる知識だけに終わらせずに活用させて、その知識をうまく使わせていくことによって、ものを考える力を育成し、そして主体的にものを考えたり行動する授業形態になっていますので、課題発見、または課題解決の学習であるとか、双方向、先生と生徒が議論をしながらグループ討論をしたり、そういった中での授業が中心となっていきます。

○中野委員 今の説明だと、教育長が秋田県の話をしましたよね。それと一緒にじゃないですかね。

だから、別に、これはグローバル人材のためじゃなくて、全高校生に必要な話でしょう。その中から、ある程度、職業観をどの時点で学ぶかということ。もうグローバル化って格好だけつけて中身は違う。現実とタイトルが合わんとよ。

教育委員会は、とにかくそういうのが、タイ

トルが立派過ぎて、中身は何かこれは、全然変わらんというものが多い。それを言っているわけ。

今の説明やったら、全高校生に当然やるべき話でしょう。それを何でグローバル人材育成というのか。国内だって、そんな人がいっぱい必要なわけで。あんまり見かけだけを立派にしようと思うから、現実が平凡化してきているわけやろ。

もうちょっと何とかしたらどうですか。例えば、ああいう人がグローバル人材ですよ、そこを目がけて頑張んなさいというんならまだわかるけれども、教職員もそんなのおらんやろ。

もうちょっと平坦に、構えんで、素直にわかりやすく、私はやったほうが良いと思うんだけど。

これ、私が政策評価で出してくださいと言った場合、出らんじゃろ。教育長、どうですか。

○飛田教育長 今、おっしゃったことは、私も共感しながら聞いたんですが、グローバル人材というのは、全ての高校生が、グローバル的視点を持った人材になることには、つながると思うんですね。

ですから、きのうからリテラシーの話とか学び方の話がありますが、グローバル社会で、海外で活躍する子供を育てるという点で、中野委員が言われた件でいうと、大事なことは3つぐらいあると思うんですね。

一つは、そういう刺激を受ける。それについては、去年は、商社マンとか、あるいは海外で活躍する建築家、あるいはダンサー、こういう方に、本県の高校生を1,000人クラス集めて、民間会社と一緒にフォーラムをやりました。そういう刺激を受けると。

各校でも、いろんなOB等を使って、そうい

う刺激をするということをやっていますし、また、それは読み物とかでもやっています。

それから、もう一つは語学力だと思うんですね。

もう一つは、これは、必ずしもグローバルだけじゃなくて、変化の激しい時代に通用するような学力を持つ、これはきのうのリテラシーと軌を一にするところですが、例えば議論のできない日本人とか、あるいは主張のできない日本人、それは多分、グローバルスキルであると同時に、日本スタンダードのスキルでもあると思います。

そういう意味で、この事業を組み立てているということですが、そこへ示しておりますように、私がやりますわという主体性を入れるような学びをさせるとか、あるいは、課題をちゃんと捉えて、それをどう自分で情報を集めて、プレゼンができるまでやれるか、そういうことを意識させたようなことを授業の中でも訓練していこうということを狙う事業であると考えております。

ですから、直接的にグローバルにこれだけつながるかというところ、おっしゃったとおりの弱いところもありますが、それはグローバルスキルのスタンダードとなる、やっぱりベースとなるスキルだと思っております。

○中野委員 私は、全然弱いと思ってる。

きのう、テレビを見とったら、「ラグビーでグローバル化人材を」って、そんな言葉があった。もうグローバル化は何でも使える話で。まずは、しっかり目的の会社に入れば、そこから先がグローバル人材になるというか。最初から、じゃあ、グローバル人材に処遇がなるかという話になる。

私は、グローバル人材は興味があるから、だ

けど、中身を見たら、全然、子供たちに説明できんですよね。例えば本庄高校なんか、ある程度、もう高校の進学までには、自分の進路を決めなさいという言い方でしょう。

本庄高校なんか、1年の総合学科で1年いて、そこから3つに分かれるわけよ。その本庄高校にしても、まだ職業も選ぶのがわからん、方向もわからんというようなことで、そういう学科になつとるわけでしょう。

何か、もうちょっと現実的な言い回しというか、わかりやすく、これ、一般の人なんか見たら何にもわからんよ。

もうちょっと一般の人もわかるような説明というか、俺は、あんまり難しい理屈は要らんとする。一般の人がわかるような言い方を、こんないい方で、授業をしたって、誰も高校生はわからんですよ。

ぜひ、もうちょっと知事は現場主義と言ってるけれども、どこまでの現場主義かわからんけれども、やっぱり一般的にわかるような表現の仕方をせんと、内容的にちょっとよく見えるからという話だけれども、一般から見たらわからん話だから、ぜひもうちょっとその表現。

今から、グローバル人材のためにこういう事業をしますよという話じゃないだろうと思うんです。

○川越学校政策課長 貴重な御意見を承りましたので、説明につきましては、聞く側がしっかりと深まるようにさせていただきたいと思っております。

○中野委員 この事業は、全体の高校でするわけですか。

○川越学校政策課長 この事業に関しましては、まず、普通科系専門学科というのがございます。例えば北からいきますと、延岡高校のメ

ディカル・サイエンスであるとか、宮崎でいえば文化情報科であるとか、普通科系専門学科と探究コースというのを置いています高鍋高校等を、基本、総合的な学習の時間を含めた、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れようとしているところでもずまして、そこから全体の学校に普及させていく研修会等を行う予定でございます。

○中野委員 教育長の意見を聞いていたら、やっぱりいろいろ考える力とか、それだったら、高校全体にせんと。じゃあ、何をもって、校長先生がやりたいということだけをやらせるのか。それはおかしいわ、同じ高校生でも差がつくわ。

○川越学校政策課長 先進校の視察については、県外の先進校の視察ということになりますので、そこで学んだものは、必ず本県の高等学校に、今、委員がおっしゃった、主体的にもの考えるというのは、どこでも同じことでございますので、普及については、十分その取り組みについてはやる予定でございます。

○中野委員 率先して何でもかんでも先進校というと、うちは後進校ばかりかという話にもなるから、よその県がどうのこうのじゃなくて、積極的に新しいものに取り組みまんといかん。

○井本委員 私が思うに、やっぱりゆとり教育を失敗したから、私は、これはゆとり教育のやり方と全く同じだと思うんですよ。

ゆとり教育という名前を出す訳にはいかんから。表向きは、グローバル教育という夢みたいな言い方をしておるだけで、実際は、はっきり言って、これはゆとり教育のやり方ですよ。本当、もう一回、仕切り直ししましょうということで、私は、これは取り組んだ事業じゃないのかなと。

きのうも言っているけれども、ハンバーガーしか焼いたことがない、フランス料理の先生がおらんかったわけやから、その先生をまず育成して、そして本当にフランス料理をつくれるような先生を育成しようという、私は、これは前のお役所で焼き直しをしているにすぎないとは言わないけれども、そういうもんじゃないのかなと、私は思いますよ。

だから、私は、はっきり言う。あれは本当は目的を間違っていなかったのに、どうもやり方がね、粗雑だったと。

でも、このように緻密に一つ一つやっというものじゃないのかなと、私は思っているんだけど。

○川越学校政策課長 委員のおっしゃるとおりで、知識をきちっと注入するというのと、課題を解決させるというのが、車の両輪だというふうに思っています。

ですから、両方、その補完作業をしていかなければならない。今までは講義形式だけだとか、むしろ、課題解決だけだとか、そういうふうに、どちらか一方になっていたのを、車の両輪として、どちらも大事にしないとイケませんよということ踏まえた上での、アクティブ・ラーニングということになりますので、決して、そのゆとりの中で、緩みになってしまった部分では、取り組みとしてはありませんので、御理解していただきたい。

○井本委員 それで、そのグローバルというのを、これは、ほかに言い方がなかったのかと思うけれども、やはりグローバルと言われれば、国際的な何かどうのこうのという話が、英語教育がどうのこうのという話が出てくると思うが、何か違う。

ほかに言い方がなかったのかなという気がす

るんだけど、簡単に言えば、タイトルと中身がちょっと違うわけ。だから、何かいい言い方がなかったのかなという感じはするんだけど。

○川越学校政策課長 これだけを見ると、確かにもうグローバルということの意味が、どこから出てくるんだと。まさしくそのとおりでございます。弁解の余地がないぐらいであります。

実は、先ほどちょっと申しました、国際バカロレアという国際的な教育プログラムがございます。実は、この先進校等も考え方が、今、まさしくアクティブ・ラーニングと同じ考え方になっていますので、授業を全て英語でやることもあればですね。

ですから、根底の部分は、もう当然、英語が中心になっているということになりますが、そういった国際バカロレアという国際的に認められている教育プログラムを使う意味が、実は、根底の部分に入っていて、そういった意味で、グローバルという名をつけたところで、説明が非常に足らないような内容になっていて、大変申しわけないなとは思っています。

そういう事情でございます。

○中野委員 グローバル人材って、ちょっとぼかしてもいいが、じゃあ、この中身を見る限りは、アクティブ・ラーニング研究推進校の指定、また県立高校の中の何校かを指定するという話でしょう。

逆に言えば、私は、指定とかモデル校というのは余り好きじゃないんですよ。いいことだと思ってるから。ただ、その学校によってその中身は、そりゃ、違うかもわかりませんよ。

○川越学校政策課長 先ほどちょっと申しましたけれども、研究推進校としましては、普通科系専門学科9校、そして探究科学コース、例え

ば高鍋高校、小林高校、日南高校が探究コースを置いていますが、そのコースが3校ございますので、そして五ヶ瀬中等を入れて、13校を研究推進校として、中核的な存在としてまず学んでいただくと。

その後、学んでいただいたことを、当然、課題研究発表会、それから研究公開等をしながら、全県下に広げていくという形です。

全39校ございますので、39校のうちの指定を受けたのが13校というふうに考えていただければと思います。

○中野委員 しかし、その中で、かなり学校によったらタイムラグが出てきますよね。指定校は、1～2年前に、そんなことをやって、ほかのところは2年後にやりますよって、教育の機会均等になるのかな、何でそういうことをするのか。本庄高校なんか、全然入る話じゃないのかな。

○川越学校政策課長 事業としては、当然、この形で動いていますけれども、新しい学習指導要領も含めまして、もう小学校、中学校でも、アクティブ・ラーニングという言葉を使っております。

ですから、基本的に、今から新しいことでやっていることではなくて、例えば本庄高校においても、課題解決の学習は実際にやっておられます。

ですから、どこの学校でも基本は、課題解決の学習を総合的学習の中でやって、発表したりプレゼンをしたりするというのは、全ての学校でいろいろな機会に、大なり小なり取り組んでいるところがございまして、それを各教科、いろんな視点で幅広くやっていくということ、特化していくところがございまして、その根底には、先ほど言った国際バカロレアと

いうプログラムを参考にしながらということになっております。

○中野委員 とにかく、もうちょっとわかりやすく書いてください。俺たちの頭では、説明を受けんとわからん。

○井本委員 それと、その英語教育なんだけれども、やっぱり言葉というのは、最初はしゃべって、それから読んだり書いたりというのが順番としたらそうでしょう。

日本の教育は、とにかく読み書きが先にきて、それから話すという、その辺は、今、どんな教育をしとるんだらうか。

○川越学校政策課長 英語教育でございしますが、我々から上の、上っていったらあれですけども、英語教育というのは、基本はインプット、つまり注入することに重点を置いていた。読むということが非常に多いということですので、インプットが非常に多かった。

ところが、それを活用して、使うというところまではなかなかいかなかったというところがございます。だから、インプットしたものをアウトプットするということが、両方大事だよということが、今、叫ばれていますので、読む・聞く・書く・話す、これ4技能というんですが、そっちの4つの技能の中で、話す、そして発言する力、アウトプットの力を高めるための授業形態を積極的につくると。コミュニケーション能力という意味で力をつけるということの考え方で、取り組んでいるところがあります。

○中野委員 こういうグローバル人材育成の先進県というのは、具体的に宮崎県と何が違うのか。

○川越学校政策課長 授業の説明が非常に抽象的でわかりづらいということで、当然、その中身も出てくると思うんですが、ここで言ってい

る先進校というのは、先ほど申し上げました国際バカロレアを導入して、授業形態をとっている学校のことです。

例えば東京学芸大附属国際中等教育学校というのがございます。それから加藤学園暁秀高等学校・中学校、それから関西のほうですが、立命館宇治高校、ここ辺が、いわゆる39校と同じ高等学校と言われる学校の中で、国際バカロレアを導入して授業形態を行っている学校でございますので、将来、文科省も200校に国際バカロレアを導入したいという考え方があるんですが、そういったところで、先進的にやっている学校が、そういう学校と考えておると。

○中野委員 国際バカロレアの指定が、もう既に何年も前にされておるわけですよ。

じゃあ何で、宮崎県もそのときに手を挙げなかったのかなと思って、そこ辺はどうなんですか。

それはもう、文科省が指定を募っているわけでしょう、何年前か知らんけれども。

○川越学校政策課長 募っているということではございませんが、将来的にふやしていきたいというふうに。

国際バカロレアというのは、文科省が認定するわけではございませんで、これは国際的な機関がございまして、国際バカロレア機構というところがございます。

これは、スイスに本部があるんですが、非常に長い歴史がありまして、世界140カ国、世界で4,000校が認定を受けております。

日本では、どちらかというと、インターナショナルスクールという帰国子女であるとか、外国から来た生徒たちを入れる学校が中心となっていて、その中でも少しずつ、いわゆる教育基本の1条校というんですが、大宮高校とか日

南高校と同じような形の高校等で受け入れているのが、今、二十数校、認定を受けているところがあります。

徐々にふやしていきたいというのは、文科省がそういう形で考えているところでもあります。

○中野委員 認定に向かって頑張ったほうが、よっぽどわかりやすかったんじゃないですか。

○飛田教育長 国から助成を受けて、1,000万とか2,000万とか助成を受けられるような制度だったら、すぐ手を挙げます。

それで、一生懸命手を挙げたのが、スーパーグローバルハイスクールで、今、大体全国で100校ぐらい認定なんですけど、公立学校、それから私立学校はあるんですけども、宮崎県は公立学校2校、認定を受けました。それは、もう積極的に。

バカロレアは民間ですから、経費もかなり会費みたいなのを相当出さないといかんというようなことがあって……。ですから、そういう形のノウハウをうちは利用したいと思っておりますが、それを動かすためには、相当の県費を使わないと、その認定は受けられない。

今、考えているのは、文科省から金をもらえるのを、積極的にやろうということで、スーパーグローバルにかなりうちもバックアップして、学校2校が認定を受けているという状況でございます。

○日高副委員長 実際、この授業は、受験に合格するための授業なのか、また、これを身につけて、将来役に立てるということを目標とした授業なのか、その辺、どう考えているのか、ちょっとお伺いします。

○川越学校政策課長 基本的には両方と考えております。

今、文部科学省が新しく大学入試制度の改革

をしております。行く行くは、今の大学入試センター試験を1点刻みではなくて、幅を持たせた形で、成績の出し方をするとか、試験の科目を複合的に、例えば理科と数学をあわせて活用的な問題をつくって能力をはかるとか。

ですから、アクティブ・ラーニングで求めているものを、大学のほうの入試の形態でも入れていくという方向性があります。ですから、おっしゃったのは、どちらも含めていると思っただけであればいいかなと思います。

○日高副委員長 ただ、今度、事業効果のところなんですけれども、先ほども中野委員からもあったんですけれども、意味がわかりづらいということですよ。

例えば、このことによって将来にわたり、その宮崎の子供たちが語学を身につけることにより、グローバル社会に対応できる人材の育成を図るという効果というのも入れていったら、わかりやすいような気がするんですね。

○川越学校政策課長 委員がおっしゃっている意味は、当然、入っていることでありまして、直接的に、いわゆるアクティブ・ラーニングに関しての事業効果ということに限定して書いてございますので、当然、そこの意味は入っていると考えていただいても、いいかなと思います。

○日高副委員長 この事業名が、グローバル人材育成のための授業イノベーション推進事業だから、この事業からすると、もうこれだからというような気がして。提案ということでお願いします。

○図師委員 委員会資料ではなくて、歳出予算説明資料の299ページ、スポーツ振興課の中の社会体育指導費の中、3番、総合型地域スポーツクラブ育成促進事業についてお伺いしたいんですけれども、この総合型地域スポーツクラブ

に関しましては、県内全域でクラブの設置を目指されておると聞いておりますし、着々と、そのクラブの活動が拡大されている内容も把握しているつもりです。

私も、地元のほうでスポーツクラブの立ち上げにかかわりまして、少しずつではありますが、会員数もふえてきているところですが、実は、御存じのとおり、東京オリンピックの誘致が決まった途端に、このスポーツクラブへの補助金額が大幅に削減されまして、なおかつ新設するスポーツクラブに関しましても、準備段階ではあったにもかかわらず、補助金がカットがされたがゆえに、設立を断念したクラブが幾つもあるということを知っておりますが、その実態は、いかに把握されておりますでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございますが、ただいま御質問がありました、総合型地域スポーツクラブにつきましては、今、委員のほうから御指摘がございましたように、t o t oの助成というのが非常に大きな一つの、設立、あるいは育成について、2年間、設立準備について補助があつて、その後5年間とか。

クラブマネージャーに対する補助というのも加えますと、8年間ほど補助が続くというようなことがあるんですが、その額についてが、おっしゃったように、非常に少なくなっているということは、認識をしているところでございます。

県の状況といたしましては、今、30ほどのクラブがあるんですけれども、そのうち、このt o t oの助成を受けているというクラブが12クラブほどございます。

法人格をとって、さらに、そのマネージャー設置等のクラブでの補助をいただいているというクラブも3つほどございまして、大体30クラブ

のうちの半分近くのクラブが、この助成をいただいている中で、そういった助成金が減っているというような状況があるということ。

先般も、一般質問の中で、渡辺創議員のほうからもございましたけれども、そういった総合型スポーツクラブに対する助成についてということの御質問もございましたけれども、本県につきましては、助成については、直接的なスポーツ総合型クラブについての補助というのはございませんけれども、いろいろな事業に対しての活動に対する補助金とか、あるいは、そのクラブマネージャー育成とか、そういった人材育成についての助成ということで、今、支援をさせていただいていますが、今後、そういったことも十分認識しておりますので、また、いろいろな面で研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○凶師委員 その補助を受けている団体が半数ぐらいということなんですが、最初の質問にも入れたつもりでしたが、申請、設立準備をしていたにもかかわらず、結局、このt o t oからの補助金が流れなくなって、断念せざるを得なくなったクラブというのは、どれぐらいあると把握されていますか。

○古木スポーツ振興課長 申請を取りやめたというクラブの具体的な数については、ちょっと把握しておりません。

○凶師委員 私が知る限り、三つ、四つはあります。

最初にも言いましたが、県は、このスポーツクラブを県下全域に一応、設立を進めておるといのがありますけれども、実際は、国からの補助金が縮小されたがゆえに、それが順調に進まなくなっている実態があると思います。

それに伴って、県のその指導内容がどのよう

に変わっているのか。また、その設立断念をしたところに対して、再度、何か働きかけていくような事業の設立というのはないもんなんだろうかと。

○古木スポーツ振興課長 そういった断念せざるを得ないというクラブ等について、県といたしましては、それぞれ総合型クラブ訪問ということで、全てのクラブを訪問させていただきまして、それぞれの実態については御相談を受けながら、特に会員確保の問題であるとか、今後また、設立を希望しているんだけど、なかなかそういった問題で立ち上げられないというような市町村等もございまして、個別にそこは、それぞれの実態とか事情もありますので、そこを伺いながら、また今後、一緒に支援をしていきたいと考えております。

○凶師委員 もともとは、国が、結局、オリンピックの予算獲得のために、t o t oからの補助金をそちらに流し始めたのが、一番いけないんですけれども、だからといって、県が目指しておったこのスポーツクラブの設立が、滞っては何も意味がないわけで、県単独で予算がつけられれば、一番、それはいいんですけれども、今、おっしゃったように、まだ設立できていない市町村については、個別の対応をされていくということですので、それはそれで期待したいと思います。

補助金をいただいている、その半数の団体も、年次的に補助金が、もうなくなってきました。最大7年もしくは8年という形で補助金がなくなっていくので、なくなった後の運営に関しても、やはりある程度、積極的な指導が必要かと思われま。

その一つとして、市町村が運営管理をする体育館であったり、運動施設であったり、それら

周辺のもろもろの環境整備であったり、そういうものの指定管理を、この総合型スポーツクラブが受けやすいような流れを、ある程度、県が示してやるといいのかなど。市町村のほうに、そういう指導をされるといいのかなと思います。が、いかがでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 今、御指摘ありましたように、今現在も、この総合型スポーツクラブの中には、市町村等の施設の管理をしているというクラブが4つほどございます。

そういったところは、そういった管理のお金も使いながら運営をするということもございませし、あと、市町村によりましては、直接、補助金を出されているという市町村もございませすが、特に今、御指摘がありましたように、指定管理というのが、今後、安定した経営をしていくという中では、そういった指定管理をしながら、活動もやっていくという方向が、一つの方向性としては、非常に有効な方法ではないかと思っております。

他県の例を見ますと、その指定管理の条件の中に、その地元の地域のスポーツに、非常に貢献活動をしているというような、条項を入れているというような市町村については、こういう総合型スポーツクラブが、指定管理を受けやすいというようなところもございませるので、県内の市町村につきましても、県としても、そういったところで、総合型スポーツクラブが、指定管理を受けやすいようなというか、その支援できるような、条例等のことも含めまして、総合型スポーツクラブを支援していただけるような方向で、県としても働きかけをしてまいりたいと考えております。

○図師委員 今後、その総合型スポーツクラブを安定的に運営してもらうためにも、今、言い

ました指定管理が一つですし、あと、学校のほうで行います、例えば中学校の部活動の補助指導員であったり、地域などのスポーツ少年団の指導者の派遣であったり、そういうものについても、やはりそのスポーツクラブの会員の中での技能者がたくさんいらっしゃるわけですから、そういうものに県のほうから少しでも、人件費の補助とか、そういうきめ細やかな対応で、スポーツクラブ、ぜひこのクラブ会員数がふえることによって、1130運動の推進にもつながりますし、また県民の体力向上、もしくは健康保険等の抑制にもつながっていくとは思っておりますので、ぜひきめ細やかな指導を、今後も、市町村と連携して行っていただければと思います。

○緒嶋委員 県立美術館の開館20周年記念の事業ですけれども、これは7ページ。ここ数年の美術館の入館者の推移はどうなっておるわけですか。

○恵利生涯学習課長 美術館の入館者でございますが、昨年度が16万人でございます。25年度が19万人でございます。24年度が17万人ということで、これは大きな特別展がございませすが、それに入館者の人数が大きくなるものから、その関係で人数が出てきているという状況もございませす。

○緒嶋委員 施設としては、素晴らしいものがありますので、それは文化的な意味も含めて、入館者が多いほうがいいわけですね。

ただ、この20周年という節目のときには、私は、やはり記念として何か魅力的な美術品を購入する。

これはいわば一過性のイベントですね。20周年で、こういう特別展をやりますというぐらいのことじゃなくて、こういう素晴らしいものを20周年の記念として購入して、それとあわせ

て20周年のイベントをやりますというような、魅力あるものにするべきだと思うんですよ。

金がありませんでしたというけれども、美術品購入基金というのは、今はどうなっておるわけですか。あれはなくなったんですか。

○恵利生涯学習課長 平成元年度から、この美術館購入基金3億円を用意されたり、8億円になったり7億円になったり、現在、3億円がございます。

その基金の活用についてでございますけれども、美術品の取得についてですが、現在、関係各課と十分検討をしております、その活用について審議を諮っているところでございます。

○緒嶋委員 基金というのは、ためておくだけでは基金の意味がないわけですよ。有効活用ということで、初めて基金の意義があるわけで、その8億ありました、7億ありましたというその金額を競うものじゃないわけですよ。それをいかに有効に使うかということでは、こういう節目のときにこそ使わんと、何でもないときに使っても、あんまり意味がないわけで。

だから、そういう意味では、ことしに、20年とか25年とか30年、いろいろ節目のときに、何かすばらしいものを、ピカソを買えと言っても、とてもじゃないけれども、魅力的な、宮崎県と関係のある画家の美術品とか、手に入るものでないと、どうにもなりませんけれども、そういうものを含めて、記念行事を私はやるべきだったと思うんですね。

金額が安ければいいというもんじゃない。これは279万2,000円で、何ができるかって私は言いたいわけですが、やはりもうちょっと20周年にふさわしいものを購入する中で、これをやることはできんかったのかどうか。

今は、何か相談しておるということは、今か

らでも、そういうものを買う可能性があるということですか。

○恵利生涯学習課長 昨年度、またその前から、そういう基金の活用については、審議がなされておったと聞いておりまして、財政状況等も考慮しながら、県民の鑑賞の機会の拡大ということの両方を考えながら、その検討がなされたということもあります。

委員の御指摘がありましたように、この基金の活用については、やはりもろもろの条件だとか、県立美術館の使命、そういうものも、御指摘があったような中身も含めながら、教育委員会とまた関係各課と一緒に協議を進めて、情報収集とか調査研究を進めながら、取り組んでいきたいと考えております。

○緒嶋委員 もうそれは、当然、やっていただかないといかんのだけれども、基本的には、購入する意思があるのかなのかということから考えていかなければ、検討はしまずじゃ、どうにもならんと。

だから、やっぱりこういう20周年のときであればこそ、その基金を流用して何とか購入すると。そして、そのふさわしいものを購入するというような、その前向きの姿勢がなきゃ、検討を何回もしてもそれは意味がない。

これはもう日にちも決まっておるわけだから、それに合わせて購入するというぐらいの、やっぱりインパクトのある前向きの姿勢で、当然、来年も3億円がありますというんじゃ意味がないと。

これ、20年という節目でこそ購入したということで、入館者も19万が29万、30万にふえるということが、当然、記念行事としては、私は必要だと思っているんです。

ただ、一過性のこういうことで、特別展をや

りますというだけじゃなくて、あのときに、20周年のときに、こういうものが購入されたという一つの歴史を残すべきだと。

そういう姿勢で進むのが当然だと思うんですが、そういうことじゃなくて、検討はするが、何も買いませんでしたということもあり得るわけですか。

○恵利生涯学習課長 現在、美術館の意向も、基金を活用したいということも聞いております。確認をしております。そして、それに値するものは、どういうものかという美術館収集に関する計画も出ております。ただし、20周年に関しては、その時期が合わなかったということも、これは反省を大いにすべきことでございます。

具体的に申し上げますと、財政課等と、この基金の活用については、積極的に前向きに、今、検討を始めているところでございます。

○飛田教育長 教育委員会としては、ぜひいい作品を購入するための基金ですから、使いたいというのはやまやまです。

しかしながら、この基金の性格が、3億を2億、1億と減らしていいという取り崩し型の基金の設計にはなっておりません。一般会計で補填するような形の制度設計になっておりまして、ですから、そこは十分な見込みとか、あるいは基金の設計自体を変えとかしないと、簡単には使えないという形の制度設計になっておりまして、慎重に検討しているということでありまして、もちろん買いたいという意欲はあります。

ただ、この財政状況の中で、そういう補填ができるのか。あるいは基金として、残してきた財産を取り崩して、なくしていいのかというようなこと、いろんなことがありまして、慎重に

議論をしているという背景も、御理解いただけたらありがたいと。

我々は、使いたいという気持ちはやまやまでございます。

○緒嶋委員 そういう財政をいえば、何もみんな、やむを得んということになるわけですよ。

しかし、こういうときだからこそ、財政が厳しい中でも購入したというのが、これは知事を含めて、政治的な姿勢じゃなきゃいかんわけですよ。

それでないと、それはもう使えん基金をずっと持っておるようなものだから、そういう基金はなくしたほうがいいぐらいですよ。

財政に一般会計で必要なときに組んでもらえばええわけで、3億という基金は、それはもう要りませんと言ったほうが、教育委員会は、もう買わんでもいいし、すっきりするぐらいのことです。

それがあればこそ、その基金は使うための基金じゃないかという姿勢でいくのが、当然なことであって、それは財政は、もうできるだけ絞ることが仕事だから、それはだめですというけれども、それを乗り越えてやるところに、また、この20周年の意義があるわけだから、もう絶対これは何かを購入しなけりゃ、私は20周年記念行事は、極端に言えば、もうやる必要がない。

これは特別展としては、いいでしょうけれども、これはもう20周年記念という、記念行事でなくても、このぐらいのことなら、平常の行事としてやってもいいぐらいですよ。

私は、インパクトのあるもの、一つの目玉をつくるためにも、ぜひそれぐらいのことは、もう教育長が知事にでも直接談判して、我々もそれは知事にも言いますけれども、そういうことじゃないと、一過性の20周年の行事をやりまし

たというぐらいのことなら、もう20周年という言葉がなくしたほうがいいぐらいと、私はそう思います。

だから、ぜひ何か……。金を何億も持っていないなくても、その5,000万でも何千万でもいいが、記念に何かを購入したというものがあっていいんじゃないですかね。

私は、そう思いますので、そうじゃなかったら、もうその基金はなくすと。もう解消したほうが格好いいですよ。我々は、基金で買えと言わんでいいわけだから。

○飛田教育長 力強い応援をいただいたとあって、そういう気持ちで頑張りたいと思います。

○緒嶋委員 では次に、世界遺産調査研究事業、今は、産業的な世界遺産がちょっと話題にもなっております。

九州でも、鹿児島、熊本、佐賀、長崎、福岡、西側は、この世界遺産に皆、登録される可能性が強いというのに、東のほうは、大分は農業遺産ができてるんですが、宮崎県は、世界遺産的なものは何かありますか。

○大西文化財課長 世界遺産に関しまして、宮崎県はおくれをとっているといえますか、非常にないものですから、じくじたる思いがっております。それもありまして、今回、新規事業で調査をさせていただきたいというふうに、上げているところでございます。

○緒嶋委員 これは、当然、ユネスコの世界遺産ということになるわけですか。

○大西文化財課長 ユネスコの世界文化遺産を目指すところでございます。

○緒嶋委員 やはりハードルがかなり高いんじゃないかなと思いますけれども、当然、それを目指して努力されることは、期待もしておりますけれども、この事業で、そのための基礎的

なデータは得られるということになるわけですか。

○大西文化財課長 今、委員がおっしゃいましたように、非常にそのハードルは高いと思っておりますが、しかし、まず動かないことには扉は開きませんので、そのためには、まずどういう資産を構成したら、一番、扉が開きやすくなるかとか、それから、その構成資産の中身、バックデータみたいなものを集積しておかないことには、提案もできませんので、そのための調査研究をさせていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 これは世界遺産になれば、やはり観光的にも物すごく宮崎県の知名度が上がるわけですよね。そういう意味では、この産業全体を、観光産業を考えても、宮崎県の活性化というのには、私は物すごくインパクトがあると思うんですよ。

特に宮崎県は、今度、高速道路なんかも、かなり整備されたけれども、宮崎県は、観光客の数は、もう九州で一番少ないわけですよね。それだから宿泊も少ない。

もう、高千穂に来た人は宮崎に来て、また、熊本、大分のほうに流れてしまうということなので、どうしても西都原が世界遺産になることが、宮崎県の観光振興を含め、それは文化的な意味も含めて、これは一番インパクトがあるんですよ。

だから、これを何としてもクリアして、世界遺産にするように全力を挙げて、これは教育委員会だけの問題じゃないと思う。

ある意味では、商工観光労働的な立場の支援も受けながら、全庁を挙げてこれは取り組んでいかなければ、教育委員会だけの立場で世界遺産が成就できるかなという気もするわけですが、そのあたりは教育委員会だけの取り組みで、

将来に向かって十分なわけですか。

○大西文化財課長 実は、昨年度、一昨年度から政策調査費等を使わせていただきまして、徐々に調べるところなんですけれども、その調査だけじゃなくて、当然、情報発信という部分、アピールも非常に大事になってまいります。

そこにつきましては、商工観光労働部の御協力もいただきながら、二人三脚で今、取り組んでおります。ことしも、記紀編さん記念事業推進室のほうが主導的になりまして、大阪のあべのハルカスですか、あそこで3回ほど講座を設けたりとか、そういう県外へのアピールも、今、部局をまたがって、協力をしながら取り組もうと思っているところでございます。

○緒嶋委員 ぜひ、そういう相乗効果というかそういう中で、これがものになるのは何年後になるかわかりません。それはもう当然、困難も伴うわけでありますが、ぜひこの事業は、私も新たな取り組みとしてすばらしいものだと思いますので、我々も全力を挙げて協力していきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

○田口委員 生涯学習課にお伺いします。佐土原藩島津家文庫デジタルアーカイブス。

私は、これ、お話を聞くまで、佐土原藩にそんな貴重なものがいっぱいあるというのは知らなかったんですが、まず藩主が使用した教養書というのは、これは教科書みたいなものなんですか。何なんですか。これをちょっとまず御説明ください。

○恵利生涯学習課長 まず佐土原藩島津家資料というのがございまして、そのうち3つございます。資料には、文書、そして日記、そして文庫というものがございまして、この文庫は、書類の類ということで、佐土原藩の藩主が用いた文書というふうに捉えていただければいいと思

います。

○田口委員 教養書って文書のことですか。

今の説明でいくと、文書、書類のことですか。

○恵利生涯学習課長 この佐土原文庫、教養書でございますけれども、島津氏が残した資料のうちの藩主の蔵書を含む古典書、書籍ということの総称を教養書ということで捉えていただければよろしいかと思います。

佐土原藩の多くの書籍を入手した上で、出版事業も行っておりながら、藩主の教育に力を入れていた証拠だということで、捉えていただければよろしいかと思います。

○田口委員 要するに、本とかそういうものをまとめたということですね。

○恵利生涯学習課長 はい。

○田口委員 その中で、国立国会図書館にもない所蔵の貴重なものがあるというのは、県民は知らんと思えます。ちょっとどんなものなのか教えてください。

○恵利生涯学習課長 この文庫の中の、九經類篇（キュウケイルイヘン）という文字を書くんです。ちょっと難しい文字を書くんですが、中世後期から近世の大名に関する逸話を集めた、江戸時代後期の写本、写しの本ですね。

現段階で、国立国会図書館や国の国文学研究資料館というのがございますが、その検索システムでも所蔵が見つからないということで、所蔵が図書館のほうにございますということで、よその珍しいところにはないということであり

ます。

○田口委員 島津家も内藤家も、どっちかというと小さい藩で、延岡では、内藤家は「貧乏の守」と言われたぐらいなんですけれども、そこが4万点の古文書を持っていて、島津家は、今度、大変貴重なものをたくさん持っているとい

うのは、宮崎県の殿様方は、大変文化的なレベルが高かったと判断すればよろしいのでしょうか。

○恵利生涯学習課長 貴重なこの図書館におさめられている品が1万5,000点ございます。今回のデジタル化につきましては、2,200点ということでございますので、私も、この所蔵のほうの倉庫に行かせていただきましたけれども、空調が完備した中で、非常に整った中で、燻蒸だとかそういう作業が済まされたものが置いてございます。

ですので、今後、また、そういうデジタル化だとか、県民に広く知らせる、紹介されるような機会を多く設けるように、企画をしていきたいと考えております。

○田口委員 今のその1万5,000点の資料というのは、それは宮崎市で管理しているということですか。

○恵利生涯学習課長 県立図書館の所蔵庫の中に管理がされているという数でございます。

○田口委員 県立図書館の中にあるんですね。

そうしますと、このデジタル化というのは、今までにも何度かやっているんですか。

○恵利生涯学習課長 21年度から3カ年の事業で、一度、その事業を行いまして、それを今回の事業と含めまして、2,200点ほどのデジタル化がなされております。ですので、相当数、まだデジタル化ということの部分では、なされていない数がございます。

○田口委員 今の2,200点というのは、これも全部、島津家の1万5,000点ある中のうちの2,200点になったということですか。

○恵利生涯学習課長 もう一度申し上げます。

1,700点が、その島津家資料であると。それを含めて2,200が、この21年度の事業からデジ

タル化がされたということで、捉えていただければよろしいかと思えます。

○田口委員 ということは、500は違うということか。

○恵利生涯学習課長 もう一度言い直します。

島津家の資料は、今回の事業で全部、デジタル化がなされるというふうに捉えていただければよろしいかと思えます。

○緒嶋委員 財務福利課、説明資料の275ページ、この防災対策費と老朽化対策費、これは何か太陽光発電と言われましたが、具体的に、もうちょっと詳しく説明してください。

○田方財務福利課長 これは、県立学校の屋上に太陽光発電を設置するというものでございます。

内容ですけれども、発電量が20キロワット、パネルを設置するわけでございますけれども、自立運転機能、これ、自立運転機能と申しますのは、例えば災害時に停電した場合、停電すると、普通は、校内の電気は使えないわけですが、それを災害が起こったときに、優先的に電気が使えるということで、自立運転機能というのがついています。

これに対しまして、30キロワットの蓄電池を設置しております。その蓄電池から、夜、例えば真っ暗になったときに電気が供給されますので、確実にその場所においては電気がつくということで、災害時に非常に役に立つということで設置をしております。

○緒嶋委員 これは、そういう施設はすばらしいものでありますが、全ての学校にそういうのを設置したいという何か見込みか何かがあるわけですか。

○田方財務福利課長 今、県内では、8校に設置をしております、考え方といたしましては、

市町村の災害時の避難場所になる場合で、高台にある学校というのが、まず主に今、設置をしているところですが、その指定を考えながら、県内の一応、位置とかを考えながら設置をしているところですので、全校に設置できれば、設置できたほうがいいと思いますけれども、これは国の再生可能エネルギー等導入推進基金を使って、一応、設置をしているところですから、その基金の採択状況によって、設置ができるということになりますので、その基金次第だとは思っております。

○緒嶋委員 その高台というのは、高千穂高校なんかは高台ですが、高台というのはどういう意味ですか。

○田方財務福利課長 今度、設置する中でいきますと、宮崎市の宮崎南高校、ここは高台でございます。地域の住民が、津波等が押し寄せたときに逃げる場所としては、高台に逃げるわけですから、そういうところに設置をしていく。

あるいは、門川高校にも設置しますけれども、門川高校も、地域の中では高台に位置しておりますので、その高台の中に設置をしていくということで考えております。

それと、高千穂高校につきましては、地域の避難場所としての指定は、まだされていないわけですが、そういう太陽光発電設備をつけることによって、市町村のほうからは、また指定がされるのではないかなという予想もございまして、地域の中心校として設置をしていくということで、高台ということで申し上げます。

○緒嶋委員 こういうのはすばらしい。蓄電式というのは、今後、ぜひ取り入れないといけない施設でありますので、できるだけそういうのを普及してほしいと思います。

それと、県立学校の老朽化対策ですけれども、この老朽化対策は、もう大体これで終わりですか。まだ、かなり残っておるわけですか。

○田方財務福利課長 県立学校の施設といいますのが、27年4月1日現在で1,529棟ございます。そのうちで30年以上経過、だから、古くなっているということですが、それが877棟ございます。

率で申し上げますと57.4%ということになりますので、この老朽化というのは毎年毎年進んでいくわけですから、これが大体、今の施設というのが、昔であれば、40年から50年ぐらいで建てかえをしておりました。

でも、これを長寿命化することによって、大体60年から65年ぐらいもたせようと思っております。60年から65年もたせる間には、建てかえの需要というのが出てきますので、その建てかえが一点で集中しないように。

例えば、もう建てかえの時期が一時期に集中してしまいますと、お金が大変かかりますので、それを分散させながら整備をしていくということになりますから、今からまだ10年ぐらいは、かかっていくんじゃないかと思っております。

○緒嶋委員 この老朽化対策は、耐震的なものを当然、入れると思いますので、震度7に耐えられるとか、そういう老朽化対策の基準があるんですか。

○田方財務福利課長 25年度末で全ての県立学校につきましては、耐震化は終わっておりますので、今回、この老朽化対策でやろうと思っておりますのは、外壁の改修、それから屋根の防水、特に外壁と屋根の防水をしないと、中のコンクリートが中性化してしましまして、躯体自体がだめになりますので、そういうところを補修しながら、長寿命化というのを目指していく

ということを考えているところでもあります。

○緒嶋委員 もう耐震的な意味での心配はないということで、老朽化対策をやっておられるということですね。

○田方財務福利課長 耐震化につきましては問題はないということで、全て、25年度で終了しておりますので、そこはもう終わっているところでもありますので、今からは老朽化という形でやっていくということになると思います。

○緒嶋委員 ついででありますけれども、市町村立学校なんかの耐震化というのは何かわかりますか。そこあたりは、どの程度進んでおるわけですか。

○田方財務福利課長 公立学校、市町村立学校の耐震化につきましては、27年4月1日現在の数値で申し上げますけれども、市町村の全棟数が1,684棟ございます。そして、耐震済みの棟数というのが1,639棟、耐震化率は97.3%ということになっておりまして、宮崎県は全国平均も超えておりますので、耐震化については高い率を示していると思います。

○緒嶋委員 これはほとんど100%に近いわけですが、これは市町村立も大体、もう100%になるめどはついておるわけですか。

○田方財務福利課長 公立小中学校で、26市町村のうち19市町村は耐震化が終了しているんですけども、あと7市町で耐震化が終わっておりません。

この7市町のうちで、今、計画でありますのは、全体では30年度には終わる計画にはなっております。ただ、27、28年度で、大体、残り7市町村と申し上げましたが、5市町が終わりまして、あと2つぐらいの市と町が残りますが、これ、学校の建てかえを考えられているところがありますので、そういう市町村の状況もある

ということで、30年度というのが、今、私たちが計画を伺っているところの最終年度ではないかと思っております。

○緒嶋委員 それぞれ市町村も耐震というのは一番関心もあるし、重要なことでもありますので、予定どおり考えがあるのだろうと思いますので、全国的にも宮崎県はそういう意味では、これは南海トラフの絡みもありますが、大体その備えは、ほかの県に比べても進んでおるといふような理解でいいわけですかね。

○田方財務福利課長 文部科学省の調査がありまして、全国の公立小中学校の耐震化等の状況で申し上げますと、全国が95.6%のところを宮崎県は、先ほど申し上げましたように97.3%ございます。

県立学校につきましては、もう全て終わっておりますので、100%ということになりますから、全国的にも高い率ではないかと思っております。

○日高副委員長 300ページの競技力向上推進に要する経費、1と2、これ、ちょっと説明してもらおうとありがたいんですが。

○古木スポーツ振興課長 300ページの競技力向上推進に関する経費というところがございますが、まず1の指導者の養成というところがございますけれども、これにつきましては、若手中堅の指導者の派遣ということで、ことしは、一応、予定といたしましては、若手指導者、中学校、高等学校の部活動の指導者を10名、それと中堅の指導者を3名ほど、県外の企業あるいは大学、高等学校で、非常に実績を残しているところに派遣をしまして、研修をしていただくということで、その経費等を計上しているところでございます。

それと、2番の施設整備につきましてですが、これ、競技用具等の整備事業ということ

で、1,000万ということで出ておりますけれども、これは、ことしはセーリング、ボート、カヌーの購入というのを考えております。

これは毎年、前年度に、現在は、来年度のそういう備品購入について調査をしているんですけども、各競技団体から上がってきます要望を緊急性とか必要性、あるいはこれまでどういう整備をしてきたかというバランスも考えながら、選定をしているところでございますが、特に、この競技用具につきましては、老朽化もあるんですけども、競技規則等が非常に競技によっては変わります、その用具は使えなくなるとかいう、そういったことも踏まえまして、必要性、緊急性等で選んでいったりするということにもなりますけれども、本年度は、先ほど申し上げましたようなものを購入ということで、考えているところでございます。

○日高副委員長 県外に、例えばこういう例があるというのをちょっとお聞きしたいのと、あと、施設整備なんですけれども、ちょっと恥ずかしかったんですけど、野球がストライクとボールが返ったんですよ。ところが、サンマリスタジアムで見たら返っていなかったとか、ああいうこともある。

県外で、そういったこともあるのかなということで、施設整備については備品購入、それも含めて、老朽化してからということで、もうほかのところは前もって、例えば人工芝をぴしっと張りかえていくとかやっているけれども、何か宮崎県の場合は、もうやばくなったらやらないといかんみたいところが、ちょっとあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺については。

○古木スポーツ振興課長 済みません、まず1点目の指導者の派遣につきましては、例えば

サッカーでありますと、Jリーグのほうのチームのほうに行って研修をしていただくとか、あるいは、例えばソフトテニス等であれば、非常に実績を上げている高等学校で、全国でも非常に優勝回数の多い高校に、そういったところの合宿と一緒に参加していただいて、指導力、指導内容等を勉強していただくとか、そういったところで派遣をさせていただいているところでございます。

それと、あと競技用具等については、今、御指摘があったように、本当に先見性を持って、新しく変えていけるといいんですけども、現状として、先ほど申し上げましたように、各競技団体等に希望を出していただくんですが、上がってくるものは、この額では全然賄えないほどの膨大な金額のものが、たくさん上がってきてまいりまして、そういう中で、毎年、先ほど言いましたように、その先々というよりも、今、対応しないといけないというようなものを、やはりどうしても優先させていただく形で、この予算の中で苦慮しながら選定をさせていただいている。

各競技団体の方々からは、毎年出すのに、まだできないのかというようなお声もいただくんですけども、国体競技だけでも40競技ほどはございまして、それぞれが上げてこられる内容で吟味をいたしながら、こちらのほうも苦慮しながら、そういう選定をさせていただいているところでございます。

○重松委員長 議案に関する質疑はよろしいですか。

それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○川越学校政策課長 学校政策課関係につきまして御説明いたします。

平成26年度からの繰越明許費について、繰越額が決定いたしましたので御報告いたします。

平成27年6月定例県議会提出報告書の20ページをごらんください。これは、平成26年度宮崎県繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名といたしましては、一番下の「みやぎきの産業を支える県内就職推進事業」になります。

中ほどの翌年度繰越額にありますとおり、確定額につきましては4,384万5,000円でございます。

学校政策課関係は以上でございます。

○重松委員長 もう一度詳しく中身を説明してください。

○川越学校政策課長 このみやぎきの産業を支える県内就職推進事業につきましては、ことしの2月の議会で追加補正をいたしました。

国が示した事業実施条件の一つとして、平成26年12月27日以降に予算化された事業が対象であったために、事業を実施できる期間が短くて執行が困難であったということで、27年度に予算の全額を繰り越したということでございます。

みやぎきの産業を支える県内就職推進事業の中身でございますが、一つは、今まで、就職希望者の多い6校を拠点として各校1名ずつ、6名を配置していたんですが、今回、この事業を使いまして、9校を拠点として9名を配置しております。

これは、就職戦略コーディネーターという名前をつけておりますが、9名を配置しております。これは、これまでの求人開拓のための企業訪問に加えまして、地域の実態に応じた、県内就職者増加と、ミスマッチが生じておりますので、ミスマッチの防止を図るということで取り

組んでいただくというのと、もう一つは、生徒と教職員による県内の企業巡見、見て回る、そういった企画を取り入れてくれる担当者として、9名を配置することにしております。

それと、実践的就業体験というので2校指定をしております。一校は高鍋農業高校、フードビジネス科の2年生を対象にいたしまして、長期にわたるインターシップを取り入れようと考えております。延べ20日間、6次産業化に取り組んでいる企業等において就業体験に取り組むということで、企業につきましては、今、選定中でございます。

もう一校は、本庄高校を10日間の就業体験に取り組むということにしております。これは、一つは、県内の就職率が一番高いということもありまして、県内就職を目指していくこととの取り組みを、本庄高校を中心に、今回、指定をしたところでございます。

以上でございます。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課でございます。同報告書の21ページが一番上の段、「みやぎきを興す「みやぎき人財養成塾」事業」であります。確定額533万5,000円でございます。

事業の目的でございますけれども、宮崎の歴史、そして現在を知る、今後の宮崎を考える、そういう塾を開講しまして、宮崎県の理解を深めながら、宮崎の次代を担う、地域を興す核となる人財の育成を図るということを考えております。

その塾生が宮崎で活躍できるよう、県内の地域貢献活動などを行う地元企業と連携して、県内の就職も推進するものでございます。

人財養成塾でございますが、先ほども申し上げましたが、地方創生に求められる人財とは何かとか、現代につながる宮崎の歴史とか、宮崎

の魅力や課題、そして宮崎の将来像等を主な内容としながら、大学の先生だとか企業の代表、そして行政関係者の幅広い講師などを招きながら、高校生、大学生、約100名ほどを呼びかけまして、集めまして、講座はもとよりワークショップなどのそういう学習の研修の中身を取り入れながら、本県に就職したいという、青年たちのそういう意気込みを育てながら、していこうという事業でございます。

以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課でございます。同じ報告書の21ページをお願いいたします。

上から3段目の「民家園文化財再生・伝世事業」であります。

この事業の内容でございますが、昭和30年代から40年代にかけて、その当時、江戸時代の民家とかが、非常に高度成長の波で失われていくという時代がございまして、そのため、県内のそういう民家を4棟ほど博物館に移築しております。

この移築した民家が、もう40年、50年たってまいりまして、非常に古くなったものですから、今回、改修をさせていただこうという事業でございます。

その4棟のうちの2棟につきまして、国の重要文化財に指定されている2棟を、今回、昨年度から改修をお願いしているところでございます。そこに伴いまして、その繰越額が2,919万853円、生じたものでございます。

続きまして、その下の「ICTを活用した西都原考古博物館魅力発信事業」であります。これは、西都原考古博物館の魅力を情報通信技術を利用して情報発信を行い、考古博物館のガイダンス機能の向上を図るとともに、広い範囲から集客を目指す事業でございます。確定額

が1,979万8,000円でございます。

以上でございます。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明は終了いたしました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○緒嶋委員 民家園ですけれども、これは4棟ありますよね。すばらしいもので、かなり老朽化があったですけれども、これ、2棟を整備されるということで、残りの老朽化は大丈夫ですか。

○大西文化財課長 4棟あるうちの2棟が国の重要文化財で、残りの2棟は県指定の有形文化財になっております。

昨年度、今年度で、まず国指定の重要文化財の2棟を先に改築させていただきまして、残り2棟のうちの1棟を、次年度以降を予定しておりますところでございます。

もう一つの具体的な椎葉の民家と私ども呼んでおりますが、これにつきましては、平成18年度、19年度に、もう既に改修は終わっております。

○緒嶋委員 その次年度というのは、どういう意味ですか。

○大西文化財課長 28年度以降ということでございます。

○重松委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは次に、その他についての報告事項の説明を求めます。

○大西総務課長 その他の報告事項の1点目でございますが、第二次宮崎県教育振興基本計画の改定計画素案の概要についてであります。

お手元の常任委員会資料の10ページをごらんください。

計画の改定につきましては、これまでも当委員会で説明をさせていただいたところでありま

すが、今般、別冊資料のとおり計画の素案がま
とまりましたので、御報告をさせていただくも
のであります。

まず、1のスローガン及び目指す県民像につ
きましては、現行計画に掲げているものでござ
いまして、改定計画におきましても、これを継
承することとしております。

2の計画の期間につきましても現行計画を継
続するものでありまして、改定計画の適用期間
は、平成27年度から平成32年度までの6年間と
してあります。

3の施策の体系であります、12ページ及
び13ページをごらんください。

この計画は、学校教育、社会教育、生涯学習
及び文化・スポーツの振興を図るために、5つ
の施策の目標を立てまして、その具現化に向け
た施策を体系化してあります。

10ページにお戻りいただきまして、4の改定
の内容であります。宮崎ならではの「人財」づ
くりに向け、(1)の①から③の視点に基づき
まして、見直しを行ったところであります。

①につきましては、子供たちが自立し、生涯
にわたり自己を実現できるためには、生きる力
を育む教育をより一層推進する必要があること
から、施策の目標Ⅱを社会を生き抜く基盤を育
む教育の推進といたしております。

②は、本県が将来にわたって活力に満ちた地
域であるためには、郷土に対する誇りや愛着を
持ち、新たな価値を創造する力を身につけた人
財づくりを推進する必要があることから、施策
の目標Ⅲを宮崎や日本、世界の将来を担う人財
を育む教育の推進としてあります。

③につきましては、記紀編さん1300年の節目
や、東京オリンピック・パラリンピックの開催、
2巡目の国民体育大会等を視野に入れた取組が

必要であることから、施策の目標Ⅴを、生涯を
通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づく
りの推進といたしております。

次のページをごらんください。

(2)の主な取り組みであります、①社会
を生き抜く基盤を育む教育の推進に関する取り
組みとしましては、アにありますように、小・
中・高を一貫した取り組み等による、生き抜く
力の基盤である確かな学力を育む教育の推進
や、イにありますように、災害発生時に主体的
に行動できるようになるための実践的な防災教
育等の推進を掲げてあります。

また、②宮崎や日本、世界の将来を担う人財
を育む教育の推進に関する取り組みとしまして
は、アにありますように、地域や企業・NPO
法人など、地域産業界等との連携によるキャリ
ア教育の推進や、イにありますように、スーパ
ーグローバルハイスクールの取組成果の普及等
によるグローバル化に対応した教育の推進を掲
げてあります。

③生涯を通じて学び、文化・スポーツに親し
む社会づくりの推進に関する取り組みとしまし
ては、アにありますように、県立文化施設が連
携・協働したアウトリーチ活動の充実などによ
る、県民が文化に親しむ機会の充実や、イにあ
りますように、ジュニア期からの選手発掘など
による全国や世界で活躍できる選手の育成と強
化を掲げてあります。

資料の説明は以上であります、この改定計
画につきましては、今後の予定としまして、パ
ブリックコメントを実施いたしまして、その結
果等を踏まえ、9月定例県議会におきまして、
議案として提案をさせていただくことといたし
てあります。

以上であります。

○西田教職員課長 常任委員会資料14ページをごらんください。教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート結果について御説明いたします。

Iのアンケートのねらいにありますように、教職員がやりがいや充実感を実感できる働きやすい職場環境づくりを進めるため、本年2月に、教職員の勤務の実態や意識を把握するアンケート調査を実施いたしました。

なお、今回は平成16年度に調査をいたしております。

IIのアンケート結果の概要であります。Iの教職員の勤務時間以外に行っている業務の実態につきましては、業務時間以外の業務を行った時間は、1日平均125分であり、おおむね平成16年度と同程度でした。

平成20年、21年の学習指導要領の改訂による授業時数の増加や、平成21年から勤務時間が1日当たり15分短縮になったこと等を勘案しますと、勤務時間以外の業務時間の増加への懸念がありました。今回の調査において変化がないことから、これまでの取り組みが一定の成果を上げていると考えております。

次に、2の教職員の勤務に対する意識につきましては、(1)の「やりがい」「充実感」ですが、仕事に「やりがい」、「充実感」を「感じている」、「どちらかというと感じている」の数を合わせますと84.8%であり、やりがい、充実感を感じる一番の要因は、「児童生徒の成長が見られた」が88.3%となっております。教職員、本来のあるべき姿ではないかと考えております。

続いて、15ページをごらんください。

「忙しさ」については、毎日忙しいと「感じている」、「どちらかというと感じている」の合

計が83.6%であり、おおむね平成16年度と同程度になっております。

「忙しい」と感じる要因につきましては、1番が、「授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い」であり、2番が、「本来家庭ですべきであると思われるような教育内容まで学校に求められる」となっております。

続いて、3の働きやすい環境づくりのための方策につきましては、学校全体の組織的な取り組みや管理職のリーダーシップが、働きやすい環境づくりのための重要な観点であることがわかります。

最後に、調査を総括いたしますと、勤務時間以外の業務を行った時間については、おおむね前回調査と同程度であり、これまでの取り組みが一定の成果を上げていると考えられます。

しかし、勤務時間以外に行っている業務時間が依然として、部活動を含めて125分あるということから、今後、さらなる縮減への取り組みが必要であると考えております。

また、8割を超える多くの教職員が、「やりがい」や「充実感」をもって業務に取り組んでおりますが、「忙しい」と感じておる職員も、前回調査と同程度おります。

このようなことから、今後一層、働きやすい職場環境づくりを進めるため、教育委員会、学校、教職員が一体となって、これまでに効果のあった取り組みについて、さらなる工夫・改善などを行いますとともに、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、効果的な取り組みを進めていく必要があると考えております。

以上であります。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明は終了いたしました。

その他の報告事項について質疑はございませ

んか。

○田口委員 先ほどのアンケートの件でちょっとお聞きします。

やりがいがあるのが、2つ合わせると84.8%と非常にいいんですが、逆にやりがいを「感じていない」と「どちらかというと感じていない」のほうは、何で感じていないのかという調査はしていないんですかね。

この15%の先生に教わっている子供たちは、やりがいのない先生に教えられたら、もうたまったもんじゃありませんけれども、何かというのをちょっと調査しないと、やりがいがあるだけ調べたんでしょうか。やりがいがなぜないのかというのは調べてないんですか。

○西田教職員課長 直接、何でないのかという文言では聞いていないんですが、自由記述の欄がありまして、その中で、「感じていない」の要因では、忙し過ぎてゆとりがないということ、あと、職員と一体化して取り組むことが少ないというようなことが入っております。このようなことが要因と考えています。

○田口委員 ということは、次の項目になっている、「忙しさ」についてというところが、原因が大きいということですかね。

そうすると、横浜かどこかの教育委員会が、PTAに何か文書を出したというのが問題になっていましたけれども、非常に先生方も忙しい。それで、やりがいを感じていないというのであれば、それを何かどんどん是正していくことが、当然、必要ですよ。

○西田教職員課長 今、おっしゃるように、やっぱり「忙しい」ということを感じている職員が多いことについては、やはり我々としても、今後、さらに、その忙しさがやりがいにつながるような、取り組みをしていかないといけないと

思っています。

その方向としては、やはり、この「やりがい」「充実感」のどこを見てわかるように、児童生徒の成長が見られたというのは、当然なんですけれども、2番目に、自分の立てた目標とか、他の教職員と協力する。やはり今後、学校の中で、教職員相互に、同僚性という言葉が出ましたけれども、そういうようなところをもって、みんなで取り組んでいくという視点。

あと、きょうも文科省が出しておりますが、学校以外のところから、どんな力をかりていかと、そういうようなところも含めて検討していかねばならないと考えております。

○中野委員 「やりがい」と「充実感」って、どう違うんですか。わかりません。

○西田教職員課長 非常に鋭い質問です。

教職員が教えてよかったとかそういう「やりがい」、それに伴って「充実感」、これはほとんど同じような意味であると思っています。

○重松委員長 まだそのほかの質問とその他のその他の事項もございますので、13時からまた再開したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

その他の報告事項について、引き続き質疑はございませんでしょうか。

○緒嶋委員 改定版は今までの現行計画と何が基本的に変わるわけですかね。5年きたからとか4年きたから、10年きたからというような、ただそれだけの意味かどうか。

○大西総務課長 この計画につきましては、平成23年度に策定されて、4年ほどやってきてい

るわけなんですけれども、実は、今回、県の総合計画、長期ビジョン、が改定をされたわけなんですけれども、この教育振興基本計画は、その総合計画の分野別の教育関係の計画ということになっておりまして、総合計画にあわせて改定する必要が生じたというのが、一つあります。

それと、中身的には、全体的には大きな変更は、はっきり言ってございません。いろんな時代の要請に応えるという意味で、いわばマイナーチェンジはしておりますけれども、大きな方向性というものについては、変更はないということでございます。

○緒嶋委員 グローバル時代に対応するとか、いろいろあったけれども、基本的には何も変わっていないということになると、改定そのものをする必要がなかった。微々たる修正でよかったんじゃないかなというようなものもあるけれども、ただ、県の総合計画に合わせたというだけのことでしょうか。

○大西総務課長 総合計画の教育の記載の部分というのは、実は、この教育振興基本計画と同じつくりにしておりまして、総合計画が変わるからというか、総合計画の改定を機に、この教育の計画も見直しが必要になってくるという考え方で、スタートをしたということと。

あと、全編にわたりまして、いろんな、これまでの施策の検証結果も踏まえて、細かな文言修正等、あるいは追加項目、こういったものも含めて、大きな変更ではないんですけれども、全編にわたって変更しているものでございます。

○緒嶋委員 教育の中で、やっぱり学力というのが本当に向上しているのかどうかと。計画よりも、生徒も含めて、子供たちの学力がいかに伸びるかということの将来的な前進がなけれ

ば、これを10年とか4年で変えるというだけでは、私は意味がないと思うんですけれども。

その学力向上なら学力向上について、具体的にいろいろな方策をとって、先進的なことをやろうということも出ておりますけれども、アクティブ・ラーニングとかいろいろあるけれども、基本的には、県下の子供の学力というのは、全国的には平均ぐらいはあるとかいろいろあわせて、どういうふうな認識を持っておられるわけですか。

○永山学校支援監 全国学力・学習状況調査によりますと、ほぼ全国平均並みという状況には、今のところはあるところであります。

ただ、やはり、これからの子供たちに身につけさせていかなきゃいけない力という観点で、基本的には、これからの子供たちの学力ということに関して、どんな取り組みをしていくかということは、やはり教室の中、そして先生たち、そして先生たちから指導を受ける子供たちに、本当にどんな力を身につけさせているのかというところに、つながっていくような取り組みを展開していかなきゃいけないと思っております。

そういう意味で、学力向上に関しましては、学校政策課ということだけでなく、全庁的にプロジェクトチーム等もつくっていきながら、今の現状、そして取り組んできた成果や課題というものを、しっかりと検証していきながら、本県の子供たちの学力向上には、備えていきたいと思っております。

日本の国の子供たちの状況でいいますと、国際比較では非常にいいレベルになってきているというところで、どこの県も、学力向上を目指して頑張っているところでもありますので、本県もそれに負けないような形で、今、やっている

取り組みが、本当に子供たちに届くという観点でも、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 学力をつくるためには、学校、社会、いろいろな立場の協力も必要なわけですが、基本的には、先生たちの指導力をいかに高めていくかということと、私は、教職員の配置・異動、そこを含めた配慮というのが、本当になされておるのかどうか。

若い先生はもちろん悪いとは言いませんけれども、年齢構成なんかを見た場合に、学校間で教職員の平均年齢なんか見た場合、相当差があると思うんですけれども、教職員の異動なんかについて、何を一番基本に異動をやっておられるのか。

そのあたりも、きょうの進行にも十分絡みがあるので、どのような方針があるわけですか。

○西田教職員課長 今、おっしゃいましたように、学力向上は大切なことであり、また、各学校においては、学校経営目標の実現ということで、各校長先生方とのヒアリングを通しながら、どういう教員が欲しいのか、年齢構成はどうあるべきなのかというようなことを、市町村においては各事務所単位ごとに行いまして、県立では教職員課が対応しているところです。

そういう中で配置を行っておりまして、若い先生につきましては、一旦、3～4年は1カ所におきまして、その後、なるべくいろんなところで経験をさせるように、異動をさせているというような状況であります。

○緒嶋委員 異動の中では、県下の学校の先生の平均的な経験年数からいった場合のバランスというのを十分とられておるわけですか。

○西田教職員課長 できるだけそのように努めております。

○緒嶋委員 そのできるだけというのは、いろいろ難しいと思うけれど、やはりスーパーティーチャーなんかでもだが、一極集中的におられるんじゃないかな。

先生たちも、先輩先生の経験を十分自分で吸収しながら、先生としてさらに発展するわけですので、そのあたりで、今、子供が少ないとかいろいろ学校によって条件も違うけれども、私は実際、学力に地域間格差が、相当あるんじゃないかなという気がしてならぬので、それは学校によっては、平均とすれば突出したところもあるけれども。

だから、教職員の異動というのは、私は学校経営の中では大変重要だと思うので、やはりベテランの先生が宮崎の中心に集まって、僻地なんかは若い先生がということで、バランスがとれてないような気がしてならぬので。そのあたりの配慮というのがないと、全体的な地域間格差というのは、特に中山間地の僻地の学校なんかは、厳しいんじゃないかなという気がしてならぬとですけれども、どうですか。

○西田教職員課長 もうおっしゃるとおりで、中山間地で、そういう人材がいなくなるといけませんので、現在、取り組んでいることにつきましては、南那珂とか西臼杵には特区という形で、できるだけその希望をとって、その次の異動には、それを考慮するというような方法を取りながら、全県、バランスのとれた異動になるように努めているところであります。

○緒嶋委員 特に振興計画の中で、これは、結果としては、子供が、教育的に学力が上がったような成果が上がらんと、こういう計画を立てても、それはもう計画倒れという言葉があるように、前に全然進んでいないということになるので、やはり県はあくまでもそういう全県的な

学力の向上がなされるような政策を基本としながら、この改定を。

この表面に出ないところで努力はされておると思うんですけれども、これを見ると、もう全ていいんですね。きょうは概要ですけれども、その中では、これは間違っておるというところはないと思うんです。そのとおりだと思う。

しかし、その中で、本当にそれがそれぞれの学校でうまく生かされておるのか。また、学校間によって差があつていいのかという視点をいつも持ちながら、このいろいろな振興計画を立てて、条件が不利なところの子供たちでも、恵まれた学校教育の中で成長するように、やはり配慮してほしいと思いますし、私たちも、それを見守っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○井本委員 私は若いころ、世界を2年間、60カ国ぐらい放浪したんだけど、向こうに行つてびっくりしたのは、学校の中で音楽とか体育とかないだね。知ってたでしょう。

音楽とかというのは、みんな外で、家の中とかでやるのが、向こうは当たり前なんですね。日本とは全然違うんだなと、私は、あのときびっくりしたんだけど。

だから、日本の教育というのは、案外、全人格的なそういう教育をやっているんだなと、私は関心したんですよ。日本は、全部、知情意がうまくまとまるような形で、やっているんだなと関心はしたんですけれども。そんなことで、そういうヨーロッパはちょっと偏りがあつて、いろいろ教育改革だとか何とかいうのを、やってきたのかなという気が私はしたんですけれども。

それはそれでいいんだけど、フィンランドなんか、教育改革をやったときに、もちろ

ん体制もぴしっとやったんだろうけれども、眼目というのは、先生方だったような気がするんですよ。

日本の教育の中でいろんな問題点が、家庭の問題とか、先生との問題とか、PTAとの問題とかいろいろあるんだろうけれども、結局、一番いじりやすいというか、そしてまた、そこを変えれば一番変わっていくんじゃないのかというのは、どうも先生の部分じゃないかな。

また、そこは我々行政としても一番いじりやすいですね。だから、その辺をもうちょっと力を入れて、さっきの緒嶋さんと同じなんだけれども、本当に教育というものを変えていきたいというなら、やっぱり先生を本当に大事にして、そして、その辺を変えていくというか、その辺が非常に大切なことじゃないのかなと。

一般論になってしまうかもしれませんが、知事が、人財、人財ということを使いよるわけですから、一点突破、全面展開じゃないけれども、ばらまくんじゃなくて、ある程度、集中してやってそれを全面展開するという、やり方であろうと思うんですよ。

全面に展開するためには、一点を突破せんといかんというね。そういうところをある程度集中して、いい人材をどこかで育てるといふような、そんなことを考えないかんのじゃないのかなと、私は常々思っているんですけれども、何か答えますか。

○飛田教育長 おっしゃるとおりだと思います。

例えば、正直言って予算もたくさん欲しいし人員も欲しいんですが、やっぱり今、ある現有スタッフの資質をどう向上させるか。

一連でやってきたことは、学校の中で校長、教頭が指導をして、授業力とか生徒指導力をど

う高めるかということが、一つのポイントだし、そういうのを、学校を超えてやれるようなシステムとしてスーパーティーチャーをやったり、準スーパーティーチャーを指導教諭といますが、そういうのをつくったり、高等学校では、いわゆる大学入試に力をつけられるように、学習指導のためのそういう推進教諭みたいな制度をつくって、合同の学習会をやったりとかそういう制度をやっております。

今、考えておるのは、そういうクオリティーをもう一つ高めようということと、学校の中でそういうことの機能をもう少し高めたい。

なかなか、出張なんかできないものですから校内でやると。それで、校内研修をどうやってやるかということは今、うちのスタッフが学校へ出て行ってやるような制度を、ことしは、かなり思い切ってやろうと思っております。

○中野委員 緒嶋委員と同じような質問をしようと思ったら、総務課長が正直に答えたもんだから、あんまり聞けん。

県の長期計画、4年でまたアクションプランまでやって、それは一つの憲法みたいな話だから、あっても否定はせん。

ただ、費用ですよ。長期計画なんか、一係が2年ぐらいかかるんじゃないですか。何千万円でしょう。1人500万円を取っても、7,000~8,000万円。長期計画によって教育委員会がつくる。本当は逆よね。

各部のものを寄せ集めて、長期計画はつくっておるわけで、ですから、改定版だったら、どこが改定されたのかというのをまず出すべきだし、長期計画をつくるんだったら、どこが変わったから変えるんだという、それがあって、次の段階があっていいと思うんで、これは我々議会の責任だと思うんですよ。

やっぱりその辺をしっかりと。一方では、1日200円しか日当も出さなくて、こんな無駄なことをしとっていいかなと思うんですよ。もう正直にその改定の部分とか、課長が答えたからまあいいけれども。

それと、やっぱり私は、教育は、いろいろ成績がいいから全てよしじゃない。社会に出て、人間性とかいろんな面があるわけだけれども、さっきから言ってるように、私も、いい年になって、知識をひも解くと、中学校までに学んだこと、歴史にしても理科にしても、大体それで世間一般では通じる。俺は高校に行って、世界史なんて何も覚えとらんしね。

やっぱり中学校。そうなるよ、今、暗記力がどうのこうのというけれども、歴史なんて暗記せんとどうしようもないわけよ。漢字だって覚えんとどうしようもない。基本的には、しっかり頭にたたき込んでする部分が必要だと思うわけ。

だから、今、何かいろいろ理屈化して理解度がどうのこうのという前に、漢字も読めんと、理解もできんじゃろ。

そんなことを考えると、この学力テスト、これで見ると、23ページ、「子どもの学力 全国上位」、「全国学力・学習状況調査において平均正答率が全国水準以上の調査科目の割合100%」とするということは、あれで見ると、科目がいろいろあって、半分ぐらいは平均以下やったかなと理解をするわけ。

平均といたら、全国真ん中というような話かと。そこ辺ですよ、秋田県が1位になるわけで、ここ辺は、平均であればいいですよという話なのか。我々県民としては、全て平均以上であつたら、一つの自慢じゃないけれども自負でもないし、そんな話になるとかな。何で

平均以上がラインかという話。

それからもう一つ。この子供の体力なんて、私はいつも思うんだよ。全国、北海道からこっちを身長とかそういうのを見ると、東北のほうは、やっぱり北方系やから、平均的に高いわけ。こっちは南方系やから低いわけ。多分、そうやったと思う。

そういうことで、全国の体力なんていうのは、体力はどうのこうのと予算を取ってまでするけれども、我々が小さいときは、学校に行ったら、朝に運動場を2周回って来いとか。そんなので、それこそゼロ予算で体力なんかつくわけ。

それから、「挨拶ができる子ども 日本一」、じゃあ、何で日本一、どうやって把握すると。本当これは、「ひむかづくり運動」で田舎に行くと、子供から挨拶して、こっちが恐縮するときがあるけれども。「思いやりの心を持っている子ども」、思いやりの心を持っているのをどうやってこれを評価するかという話で、だから、これはこれでいいけれども、もうちょっと現実合った評価の仕方とか。何か言い方が漠としているわけ。

それともう一つ、この間も言ったけれども、去年、いろいろ監査に回りよった。非常に勉強になる。

それで、この一番前に教育委員会の方針が書いてあったよな。これの10ページか。このスローガンですよ。目指す県民像と書いてあるわけ。

市町村の教育委員会は、それでしようがないけれども、要は、教育委員会の出先が、みんなそれぞれ3カ所、違うのをつくっておらんか。これ、一体、どうなっているのかと私は思ったわけやけど。教育委員会は、こう言っていますよ。下の教育事務所は、違うことを言っていますよ。そこ辺はどうですか。何かそれぐらいは

もうちょっと統一して。

それともう一つ、高校に行ってみると、その雰囲気というのが違うんですね。はっきり言うと、宮崎工業、あそこは「Never give up! 夢実現!」、行ってみたら、生き生きしとるわけです。学校の先生で、校長先生でこんな校風とか違うのかな。

だから、もうちょっとこのスローガンにしても、まずスローガンの一番上から教育事務所と違うようなことを言っとって、そこ辺はどうなんですか。

教育事務所の所長が変わる度にそういうのが変わるのか。全体的には、知・徳・体を難しくいうか、わかりやすくいうかという話だろうけど。

○大西総務課長 たくさんの御指摘をいただいたところでございますけれども、一番最後の御指摘で、宮崎県教育基本方針、それと出先事務所、いわゆる教育事務所の3カ所のことだと思っておりますけれども、前回、中野委員から御指摘がありまして調べました。3事務所とも、いろんなキャッチフレーズ、それぞれ特色あるスローガンを掲げておりました。

それをよく見ますと、一番頭に、宮崎県教育基本方針がありまして、そのことを受けて、それぞれの事務所ごとに特色を出すキャッチフレーズなりをつけているということですから、基本は、あくまでも県の教育基本方針が根底にあると御理解いただきたいと思います。

○中野委員 ちゃんと書いてあった。

○大西総務課長 書いてありました。

先ほど、井本委員からお尋ねがございました、どこがどう変更になったんだというお話でしたけれども、細かい文言修正等もございまして、この12ページ、13ページでは、済みません、判

然としません。

また、次回あたりにきちんと御説明をさせていただきたいと思いますが、現在、この12ページ、13ページの見える範囲で申し上げますと、12ページの施策5というところがございます。生きる力を育む読書活動の推進、これが新たに追加をしたものです。

それから、一番下の施策の8というところ、幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育云々というところ、それと、右のページの中ほどの施策の目標Ⅳの施策2、公立学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進、これについては、これまでの計画で、触れられていたものではあるんですけども、今回、特出しといひましようか、切り出しをして新設をしたものというところでございます。

読書活動については、知事も、日本一の読書県ということも掲げられておりますし。それと、今、申し上げた小中一貫のみならず、幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育というのも、強く叫ばれておりますし。何よりも、また、防災教育というものも、今、非常に大事なところになっておりますので、新たにこういうところの切り出しをして、施策体系としたというところでございます。

○中野委員 この学力全国上位とか書いてあるけれども、平均水準以上と書いてある。これはどうなんですか。もうちょっと目標を高くする自信はないわけか。

○永山学校支援監 先ほど御指摘いただいた部分の、その成果目標の「子どもの学力 全国上位」ということでありますけれども、全国の学力状況調査は、6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学がありますが、今までの状況を分析してみますと、何も平均をとることが目

的ではないんですけども、この全ての国語についても、A問題、B問題、基礎基本を問う問題と、それを生かして考える問題、そういうものが全部平均以上になると、必然的にもう全国の上位のレベルにあるというところから、こういう設定のさせ方をさせていただいたところがあります。

○中野委員 それだったらわかりやすく、上位を目指すとか書けばいいんじゃないか。これ、みんな知らん人が見るわけだよ。そんな説明はどこでも聞けんがね。そこはどうなんですか。

そんな、理屈で言うぐらいやったら、さっきの平均以上を目指すとか、平均以上じゃない、もうちょっと上位を目指すとか。

だから、いつまでたっても、平均以下とかそういうので、頑張ってる頑張ってる言いながら、平均以下という話なら、何が原因か、しっかり検証して、平均点数を上げようと思えば、極端な言い方すると、下のほうを上げればすぐ上がるわけや。

○永山学校支援監 中野委員から御指摘ありましたように、やはり一人一人の子供が、どこの学校でもしっかりと力を身につければ、当然、その分、上がっていくということにはつながっていくと思っております。

ですから、子供の学びというのをしっかりと身につけさせると。そして、きちんと見届けていくということを大事にしていきながら、取り組んでいきたいと思っております。

○中野委員 そういう説明をしないと、ここの意味がわからなんでしょうというわけや。

じゃあ、これは何のために、誰に見せるために書いてあるわけ。県議会議員とか先生たちだけが見ればいいのか。

○大西総務課長 今、中野委員から御指摘が

あったとおりでございまして、確かに、非常に漠然とした感じもあってわかりにくいので、ここはもう一回、見直しをしたいと思います。

ただ、この成果目標については、現行計画、この段階から既に載せておるものでありまして、この23ページの上のほうにも、いろいろ書かしてもらっているんですけども、県民一丸となった計画の推進を図りたいという思いから、なるべく県民の皆さんに伝わるような性格のものを上げたいという思いで上げているものでありまして、例えば、この挨拶のことですか、思いやりの心ですか、こういった一番やはり基本的なところを県民共有の指標というふうに持っていきたいという思いで、こうしたわけです。

ただ、実際のところ、これらのものは、非常に個々人の意識の問題ですとか、要するに規範意識の問題ですとか、行動あるいは価値観、こういったところがたくさんあるものですから、これはすべからず、括弧書きにありますように、アンケート調査の結果をもって、一定の推進管理をしていこうという考え方に立っております、そのあたりももう少し丁寧に、この辺をお示ししながら、御理解をいただきたいなと思っております。

○中野委員 だから、私は、とにかく説明を聞かんでもわかるような表現をしてほしいということよ。

平均を目標にしますよって。宮崎県人は、根本的には頭が悪いのかなと思ったり、都会と田舎の偏差が出ているかな。今は、さっきも言ったように違っているしね。私は、ある程度は教育の教え方とかあり方、それからちょっと話が変わりますけれども、先生の異動。

私は思うけど、学校の先生も、みんな得手・

不得手があって、必ずしも頭がいいから、成績が上位で入ってきたから、教え方がうまいってことじゃないわけ。

要は、学力調査をどう使うかという、あれを見れば、恐らく学校のクラスごとの平均値もわかるでしょう。それがわかれば、その先生の教え方、その先生がずっと異動していった学年を持った場合に、じゃあ、先生ごとに教え方がうまいかっていうので客観的な評価というのは、極端な言い方をすると、私はあの数字しかできないんじゃないかなと思うんですよね。

だから、そういうのを外に出す、出さんではないけれども、やっぱり研修とか、スーパーティーチャーをつけるというのは、そういうところに積極的につけていくとか、そこ辺はどうなんですか。あのスーパーティーチャーというのは、名前はいっちゃけれども。先生は一生懸命教えているかもわからんけれども、結果的に、子供が理解できないというから、テストが悪いんだろうと思うんだけれども。

○西田教職員課長 スーパーティーチャーは、今、県内に16人おります。各地域ごとに、ある程度ばらけている、中部の地区が多いのはあるんですけども、そういうような状況にあります。

おっしゃるように、スーパーティーチャーのいる学校、例えば中学校は英語の先生がいるんですけども、その英語の先生が使う教材をほかの英語の先生に渡したりしながら、やっぱり学力を上げていくということもありますので、そのような活用のあり方を、今後も考えていけないといけないかなと考えております。

○中野委員 私が言いたいのは、スーパーティーチャーがおるところは、どんどん、教え方もよくなりますよ。じゃあ、いない学校は、全然、

そのレベルから上がらんとかいう話の中で、スーパーティーチャーをつけて、そこの部分が、学力調査で平均値よりか上をとっておるか下にいつているか、それはわかるでしょう。そこ辺まで検討しとるわけか。

○永山学校支援監 今、中野委員のほうから御指摘がありました。各学校においては、自分の学校の子供たちの状況というのは、もう把握できるようになっております。

今現在、取り組んでいるものについては、それぞれの学校の課題というものが、どういうところに課題があるのかということを中心にきちんと整理をしていただいて、どういうところに取り組めば、子供たちの力が上がるのかというところを、市町村教育委員会、それから教育事務所等も連携していきながら、足を運んで、具体的な対応ができるという取り組みを、さらに充実していきたいなと思っているところです。

○中野委員 いやだから私が言いたいのは、どこに問題があるかじゃなくて、全国学力調査を精査していろいろ分析すれば、教え方の悪い先生、悪いという言い方が悪いけど、不得意な先生がおるでしょうというわけよ。そういうのはないか。

だから、そういうところにスーパーティーチャーなんかをつけてやるとか。じゃないと、その学校の先生がクラスにおると、本当、マイナスになつとるよ。

○西田教職員課長 今、スーパーティーチャーのミニスーパーみたいなので、指導教諭というのを、今、公立学校に54名配置しております。

スーパーまではないんですけども、地域の中で指導力を出せるような先生たちというのを配置しながら、取り組んではいるところなんですけれども。

○中野委員 何スーパーでもいいわけよ。だから、そういう学力を上げるために、教え方もまあまあ不得意な先生のところ辺を重点的にやるべきじゃないかと言っているわけ。

課題とかいう話でなく、じゃあ、それぞれ課題は何かって言えるか。私が言っているのは、課題というよりも、本当にその学力、それしかないわけ。それがいい悪いは別として。そこ辺を踏まえて、重点的にやったらどうかと言っている。課題、課題って、いっぱい課題ばかりやがね。

教育長、この平均点数を上げようと思えば、そういう方針を、底上げをしなきゃだめなんですよ。

○飛田教育長 私は、担当課等に言っていることは、全県下を見渡して、ここが落ちている、ここが厳しいというところをブルドーザーで押すようにやろうやと。そういう形でやらんと、やっぱり全体的に上がらんと。

さっきから指標の話で話題になっているように、学力全国上位というのは、おっしゃったように下をつくらないと。そういう意味では、ブルでならずように手を打てという指示をしています。

ですから、人事政策もそうですし、研修の計画もそうですし、研修派遣もするのでもそうですし、学校訪問をさせるのもそうですし、そういうのを総合的に組み合わせて、落ちる学校がないようにするということが大事だと思っております。

○中野委員 だから、各課長さんは、教育長が言っているとおり、しっかりやらんとだめよ、答えも。何か違うことを答えてやったってしょうがない。

○井本委員 教職員の働きやすい環境づくりの

ためのアンケートなんです、1日、2時間以上、仕事以外の仕事ですよ。これは、手当が出るわけじゃないでしょう。

○西田教職員課長 教員は、時間外手当というのはないんですけれども、教育調整額というのが、給料の4%出ております。そういう形です。あと部活動については、手当も出るという形になっています。

○井本委員 私の知り合いの先生なんかには聞くと、とにかく教えること以外の雑務というかそれが多い。ここに書いてあるいろんな報告書とか、そんなのやらを書かないといかんと。

じゃあ、この問題点が出てきたら、それをどうするかということが、当然、それはやらんないといかんでしょう。具体的にどんなことをしてるんですか。

○西田教職員課長 まず、平成16年度から、こういう課題がありましたので、教育委員会で取り組むこととしまして、例えば市町村教育委員会、学校におろす文書の削減とか、定時退庁日を設けるというリフレッシュデーの推進、そういうようなことを行ってきております。

あと、平成24年に入りまして、働きやすい環境づくりプログラムということで、これは各学校で取り組むべき取り組みを進めることと個人でできること、そういうようなことを取り組んでいただきながら、よい事例等を各県下に報告しながら、また、さらに取り組んでいくというような状況であります。

○井本委員 この間、議会でちょっと質問をしたんですけども、そういうものの専門家とか、そういうものは入れていないわけですか。自分たちだけでやってると。

○西田教職員課長 これは、業務改善の専門家というようなことでしょうか。

○井本委員 コンサルみたいな、私も、前に、そういうのに出たことがあるんだけど、できるだけ1つの効果ある方向に全部集約していくと、たしかそういう専門家はおるんだよね。

そういう専門家を使うつもりはないのかなと、私は言ったんだけど、その辺は全然使ってないか。

○西田教職員課長 発想としてはあるんですけども、なかなか予算的に厳しい状況です。

○井本委員 それで、ますますそのままずるといったら、逆に、もっとますます金が要ると。

思い切って何かそういうものを入れて、コンサルタントとか何かそういう、彼らは要らんものと要るものを整理できるはずだから、私は、やってみたらどうかなと常々思うんですけども、金がないわけですか。

○西田教職員課長 今回、このような結果が出まして、また再度、さらなる縮減に向けて取り組みをする中で、いろんな各専門機関のほうに尋ねにあって、そういうことの御意見をいただきながら、我々としての取り組みの方向を検討してまいりたいと考えています。

○日高副委員長 私も、今回、初めて議会に入ってきました、先ほどのやりとりを聞いて、第二次宮崎県教育振興基本計画ということで聞きまして、残念だったのは、何かかわりばえがないということで、ちょっとしたところは変わりましたと。

私は、この計画は初めて見るものなんですよね。そのやりとりを聞いていたら、何かマンパワーの欠如とか、どうしても、正直感じます。もうちょっと何か教育というのは、夢を持ってやるべきじゃないかなと思うのに、かわりばえないけれども、とりあえずつくらないといか

んからつくったみたいなの、県の教育委員会って、本当にこれでいいのかなど。市町村の教育委員会は、もっと熱心にやっているという、もう考えがそれでなりません。

その辺について、多分、それは答えようがないと思うんですけども、どういう解釈を持っておるのかということ。でも、しかし、一般質問等でいろいろ見ると、教育長の熱意とか持論とかよくお聞きしました。その中では、すごく、すばらしい教育長だなと、私は感じております。

教育長の、宮崎県の教育委員会の長としての、飛田カラーというものを、ちょっとお聞きしたいなという点があります。

そして、あと一つが、忙しいと感じる要因のところで、本来、家庭ですべきであると思われるような教育内容まで、学校に求められているということではありますが、これは多分、保護者のことで、いろんなことで相談を受けたり、いろいろとあると思うんですよ。その後に、働きやすい環境づくりの方針として、そこには、これは触れられてないんですよ。

これは、なかなか言いづらいところかもしれないけれども、これを言っていけないと、我々も、やはりこれから家庭教育支援条例もつくって、保護者の責務というの、きちっと入れていかないといかんという気持ちでおるわけですから、その辺は、議会側と当局側と、一体になってやっていかなくちゃいけないのかなと思っております。その辺についてちょっとお伺いします。

○飛田教育長 実は、この第二次宮崎県教育振興基本計画は、10年計画として作成したものであります。

表紙に書いておりますように、そのときに熱

い思いがありまして、この冊子のほうを見ていただくと、冊子の頭に、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」と書いてありますが、我々が、いわゆる宮崎県の教育基本方針を受けて、現代版でいうならば、これが一番、私たちとしてやりたいと思っていることです。

これをつくったときに、今の子供たちに何が必要かということ考えたときは、やっぱりハート、心が豊かじゃないといかん。

それから、人のためになるような未来を切り拓く、そのためには、たくましくないといかん。そのたくましいといったとき、あのとき、話題になったのは、障がいのある子供たちにとってたくましいというのは、どうなんだろうと、いや、むしろ障がいのある子供たちこそ、そういう境遇を逆に逆境と捉えて、伸びるようなたくましさがないといけない。そういう人づくりを今の時代に向かってやりますよということで作りました。かなり熱い思いで作りました。

そして、その中で、数年たって見直さないといかんところがあれば、見直そうかというのが今度でありまして、大きくは見直す必要がないというのが、私たちの考えでありまして、もとの計画をきちっとまた再確認しながら、進めていきたいと考えております。

したがって、熱い思いを持って、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」というのをやっていきたいと思ひますし、先ほど中野委員から指摘がありました10の項目についても、できるだけ、こんな厚い冊子はなかなか読んでもらえんということがあるから、そのワンポイントとして示そうとやったんですが、文言がもう少しわかりやすいほうがいいんじゃないかという御指摘だと思いますので、真

摯に受けとめて、そこは担当課に検討させようと思います。

そこあたりも、少なくとも10ぐらい、この目標で、うちはいこうというようなことを主張したんであって、そういう気持ちで、かわりばえしないということは、逆に言えば、我々が当初、考えた計画は、揺らぐような、ぐらぐらするようなもんじゃなかった。むしろそれを再確認して頑張っていこうと思います。

それから、2点目の忙しいという中に、家庭でっていうことがあると思ったんですが、それは当然、家庭に啓発をしていかないといかんといいことで、実はちょっと大きなスケールで考えているのは、乳幼児健診とか家庭教育学級で、親育ちをできるようなプログラムを一昨年ぐらいから検討させて、今、そのプランを普及するための活動をやっております。

そういう活動と同時に、学校においては、例えば、ある先生が親から言ってきたことを1人で受けてしまうんじゃなくて、組織立って、対応するようなことを学校にも指導しているところであって、職員が孤立するようなことになるので、それが非常にハードワークとして感じるの、そこあたりは、もうちょっと指導をしていきたいと思ひますし、親を育てることを社会教育として教育委員会ですうするか、あるいは学校の対応をどうするかといふことの両方をきちっとやっていきたいと思ひます。

○日高副委員長 その熱い思ひで、これを最初につくられたといふことで、ただ、今回のやりとりの中で、かわりばえがしないといふけれども、ちょっとなと思ひたところす。

きょうは、マスコミも来ていますんで、答弁として、それを言ってもらえればよかつたんですけれども、かわりばえしませんって答弁を聞

くと、何か教育長の思ひとそれが、若干違ふなといふような気がしておりますもんですから、その辺をまたお願いしたいなど、熱い思ひで教育をよろしくお願ひします。

また、家庭教育については、もういろいろ厳しいと思ひますよ。先生たちが、保護者に、これはおかしいですわとは言えんすわね。

その辺がかなりネックになっているのは、私は、1番と2番と、ほとんど一緒のことだと思ひますよ。児童生徒と接する以外の事務作業が多いといふのも、これも絶対一緒だと思ひますね。この辺は、一体としてやっていかなくちゃならない。

この中にも、校長先生を経験された方も、多分、いっぱいいらつしやると思ひますよ。そういった人たちの意見もどどん取り入れながら、議会にも必要な情報を提供していただき、またこちらも、情報はこうですよと、もっとキャッチボールをしていければと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

○重松委員長 ほかはございませんか。

今のその他の報告事項については、これで終了いたしまして、その他のその他はございませんか。

○中野委員 体育協会といふのがありますよ。あそこの予算は、どうなっているのかな。これで見たら、ちょっと見たぐらいではわからんかつたんだけど、その体育協会の予算の仕組み、ちょっとそこ辺を教えてもらえませんか。

○古木スポーツ振興課長 体育協会につきましては、県のほうから補助金を、例えば国民体育大会、あるいは県民総合スポーツ大会開催等にかかわる経費といふことで、補助金等を交付しているところでありませんけれども、総額として

は、2億を超える補助金を、その中で運用していただいているということでございます。

○中野委員 ちょっと要望しておきます。あの体育協会のことしの総会資料をよかったら後で下さい。

それと、PTAというのは、今、どんな活動をしているか。私の孫は今度、中学生。中学校なんかは、PTAの生徒の親が出て、学校の草刈りとかそういうことをやっておるわけですよ。

仕方がないかなと思ながらも、せめて中学校ぐらいは、みんながみんなじゃないかもわからんですよ。何でもかんでもPTAじゃなくて、せめて自分の運動場ぐらい、校庭ぐらいは、生徒の何て言うか、そういう考え方を何って言ったらいいかわからんけれども、そういうことで、私はやるべきかなと思うのが一つ。

それと今、いろんな子供の問題があるけれども、やっぱり学校というのは、しつけまではできませんよね。俺は思うんだけど、人間とていうのは、頭のいいことにこしたことはないけれども、社会に出たり、子供の中でも、しつけというのが大事だと思うんですよ。

今、ビアホールやらを関係してやると、スポーツグループが打ち上げに来てくれるわけよ。すると、若い母ちゃんたちは、飲み方ばかりして、子供が騒ごうが何しようが我関せずという感じで。今、若い人の子供に対する教育というものに疑問がある。PTA活動というのを通じて何かそういう、なかなか難しいけれども、そこ辺のPTAのあり方というのをもうちょっと真剣に教育委員会として、これは町の教育委員会もあるけれども、家庭内問題についても、何かPTA会費だけ出して、運動会の経費か何か知らんけれども、もうちょっとPTAの活動

を有意義というか、そこ辺はどうなんですか。教育長が、何かそういうあり方について文書を出すとか。

教育委員会は、あんまりPTA活動は関係ないんですかね。

○恵利生涯学習課長 PTAの連合会につきましては、教育委員会からの指定をします社会教育団体の一つであります。

我々も、先ほども教育長が申しましたように、家庭教育支援のプログラムがございますので、その中のPTA活動の中で、それについての啓発をしたり、または、それぞれPTA活動の中で、講演会にも私どもは足を運んでいかせていただきながら、家庭教育の大事さだとか、そんなことも話をさせていただきます。

実際に、ここで話してよろしいかどうかわかりませんが、国富町のほうには、今度、教育長もPTAの講演会に行ってくださいまして、教育長からも熱い思いを話させていただきます。

いろんな機会で、家庭教育を含めたPTA活動の充実、子供たちも一緒に活動すること、議員のおっしゃったように、そんな活動を、それぞれの発達段階の中で推進してまいりたいと思います。

一つだけ、ことしのPTAの連合会の目玉というんでしょうか、携帯・スマホを夜9時、電源オフ運動というのを小中学校のPTA、または高等学校も、そういうスマホ関係の取り組みを全県下挙げてやろうとしているところもございます。

○中野委員 ぜひ目に見える形で、PTA活動をもうちょっと充実。目に見える活動はあるべきだと思うんです。

○重松委員長 中野委員、先ほどの体育協会の

資料というのは、総会資料か何かでよろしいでしょうか。総会資料でよろしいですね。

委員の皆様は資料請求をお諮りいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 わかりました。資料についてまた提供させていただきたいと思えます。

○井本委員 美術館の件で、これは思いつきなんだけれども、個人情報になるから、そんなのは難しいのかもしれないけれども。この県下に、お金持ちがたくさん本物の美術品を持っているんですね。そんなのというのは、皆さん方の情報の中に入っているのか。恐らく入っていないでしょうね。

まず、そういうのは入っていないでしょうか。

○飛田教育長 担当課長がフォローすると思いますが、その前に私のほうで。

実は、美術館で非常に大事な仕事で、なかなかやりにくい仕事というのが、收藏されている個人の美術品の寄贈とか、個人が引き受けてくれというのは、かなりありまして、ただ、それが、どれぐらいの価値があるかという、実際に、その無料で寄附いただいても、あそこの收藏庫で燻蒸をして、ずっと永年保存しているような価値があるかどうかというのは、收藏品の専門家をお願いしてやっておりますし、それから、個人の作家が、いろんな家族が、すごく著名な方が言われるような場合も、そういうような段取りをきちっと踏んでおります。

県立美術館の大事な役割としては、郷土作家の作品をきちっと收藏する。瑛九が、一番のメイン作家ですが、その瑛九以外の方も收藏をしているということと、それから、県民の美術館として、日本と西洋のある程度、美術史のある世代を俯瞰できるような作品もやるというよう

なことで、ずっと收藏してきております。

ある程度の調査はいたしております。

○恵利生涯学習課長 寄贈作品についてですけれども、平成25年度が絵画が3点ございます。26年度が41点と、年度によっても、そういう寄贈が違うわけですがけれども、これも収集委員会に、きちんと諮りながら、きちんとしたそういう作品を收藏するというのでやっております。

○井本委員 いや、私は、その寄贈の話は今、しようとしたんじゃないなくて、私も行って見て、家の中にピカソやら置いてあるわけよ。

そしたら、本人としては、本当はどこかで見せたいんだね。だから、そういうところの展示場をこちらで提供してやるという。

例えば県立美術館で県内のピカソを持っている人はそれを持ってきてやるとか、そんなのをやってみたらいいんじゃないのかなと思います。

○恵利生涯学習課長 コレクション展という、年内4回の、例えば今度、7月7日まで行われますコレクション展では、瑛九の世界だとか、そういう非常に大切なピカソの作品も、その中のもので展示をされる計画でおります。

そういうコレクション展、または有名な作品を「旅美」といって、旅する美術館といまして、県内各地の美術館に、そういう有名な作品をきちんと保管しながら運びまして、地域の方々に、その作品のよさを広げるというような事業も行っているところでございます。

○井本委員 それで、最初の話だけれども、大体ピカソはどこにあるとか、そんなのはわかってるんですか。個人が、この人が何を持っているとか、そういうのはわかっておるわけか。

○恵利生涯学習課長 個人のコレクションにつきましては、美術館の中では、教育委員会とし

ましても、把握をしていない状況でございます。

○井本委員 そういうのをちょっと、それは向こうが絶対言えんというのはいしょうがないけれども、お金持ちのところを、何を持ってますかといって、彼らも外に出して見せたいわけよ。本当は見せびらかしたいわけよ。

ところが、自分の家だけで飾ってるだけなんだね。彼らは見せたいという欲望があるわけよ。だから、そういう展示する場を提供してやったらどうかなということですよ。

○恵利生涯学習課長 委員の御指摘をいただきました。県内にも、そういう作品がいろいろとあるかと思しますので、そういうようなことで、展示につきましても、また努めてまいりたいと思っております。

○田口委員 私は、これまで議会で3回ぐらい、土曜授業の件で質問をさせていただきました。今回も、6月議会で質問をいたしました。実は、私が質問をした次の日に、宮日新聞の1面トップに出ました。

その後にも、この件に関して、私には何の報告もないものですから、ちょっとここで聞いとかなないといかんと思ひまして、この記事に関しては、中身に関しても含めて、今後の予定はどうなっておるのか、ぜひお聞きしたいんですが。

○川越学校政策課長 県立学校における土曜授業の実施についてでございますが、基本的な考え方としましては、県立学校において土曜日に教育課程に位置づけられた授業、または特別活動を実施する場合には、完全学校週5日制の趣旨を踏まえながら、保護者、地域の住民に開かれた学校づくりを推進するなどの観点からも、行うものとするという点と。

もう一点は、実施に当たっては、保護者、地

域住民、関係団体に対して、当該学校からその趣旨を十分説明するとともに、理解が得られるものとするような基本的な考え方がございます。

内容につきまして、土曜日の授業の内容としましては、家庭、地域との連携による行事や授業、保護者や地域住民等への公開授業等を含めることができるように、検討をしているところであります。

勤務につきまして話題になります。土曜授業の実施日における教員、事務職員の勤務につきましては、土曜授業の内容に応じ、各学校の定めた計画に基づいて、職員が出勤するというような形で考えております。

留意点としまして幾つかございまして、実施回数等は、完全週5日制の趣旨を踏まえて、生徒の身体的負担等の考慮をし、月2回を上限とするということで、部活動の実施についても配慮をすることとしています。

今後の計画でございますが、現在、組合との検討等を含めまして、8月から9月ごろに通知という形で、検討の結果を公表していきたいと、実施に向けて検討をするという、実施に向けての通知文を出す予定にしております。

今はまだ決定ではございませんので、あくまで今、検討をしているということで、新聞にもそのような報道になっている。

あくまでも、高校の場合は、学校によって教育課程も含めまして、講師が違いますので、校長の判断のもとで実施をするかどうかということを検討する形をとっています。

○田口委員 もちろん、今、検討中でしょうから詳しくは言えないかもしれませんが、こういうふうに至るに至った経緯というのは、県内でも、延岡だけ、今、始まっていますが、学校側

から県教委に対しての要望だったのか、あるいはPTA等々からの要望であったのか、あるいは逆に全国の情勢とか県内の情勢を見て、県教委のほうから逆に提供をしようとしているのか、お聞きいたします。

○川越学校政策課長 基本、数校から、高校における土曜授業は、県としてどういうふうを考えているのかというようなこともありまして、実際に、高校が導入するかどうかの決定はまだ決まっていませんけれども、その趣旨のもとで、土曜授業の検討は、各学校からの要望も含めまして入ったところでございます。

○飛田教育長 学校がいろんなことを子供たちのために革新的にやろうと思っていることを、できるだけやれるような体制をつくるのが、県教育委員会の仕事だと思っています。

これと同じような事例が、県立学校の2学期制をどうするかということがあったんですが、例えば、就職を考えたときには、就職に関する科目を9月16日の就職解禁日より前に、全部履修が終わったほうがいいんですね。

ですから、それを2学期制にして前のほうでやったほうがいい、そういう学校はそれでやんなさいということで、県はそういうやり方をしました。

土曜授業についても、資格取得とか課外授業とか、今、県立学校では、かなりPTA主催とか同窓会主催とかいうような形で、いろんなことをやっていますし、そういうところで、学校が子供たちのためにやりやすいような体制をつくることは、非常に大切だと思っています。

ですから、その体制整備等、あるいはやる場合の留意点を今、きちんと整理をしているというふうな作業をしているところでございます。

○緒嶋委員 今は現場主義というのが、よく言

われるわけですね。その中で、あの農政の場合は、農業試験場長が、この委員会に来るわけですよ。木材利用技術センターの所長とか農大校の校長とか。

ここにもいえば、出先のそういう主な直接、県民と関係するようなところの博物館長とか図書館長を後ろのほうにも据えて、その現場の人に対して、我々が聞きたい部分もあるわけですよ。農政は、そういうふうにしてるんですよ。教育委員会の場合は、それができんとかどうかということです。

生涯学習課長とか文化財課長がおられますけれども、現場のことは、現場の人が一番知っているわけです。

そうすると、そういう人たちが、この委員会に出てきてもいいんじゃないかなという気がするんですね。それが、我々現場主義であるし、今度の美術館の問題なんかについてでも、そういうことで意見交換。それぞれの所管課はあるけれども、農政は皆、それをやっているわけですよ。だから、我々は、そういう林業については、その林業技術センターの所長に直接聞いて、どうなっておるかという、間接的な答えを文化財課の課長からもらうんじゃないくて直接。

そういうことで農政の場合はやっておるのに、教育委員会はそれができんのかなという気が前からしてたんですが、それはどんなもんか。

○飛田教育長 この場で、それができるかどうかというのは、制度上のこともちょっと調べないといけないと思うんですが、今までも、常任委員会の皆さん方に、出先にも直接訪問いただいて、学校でもいろんな機関でも、意見交換をしていただきました。

ぜひそういうことを、ことしも、もしおいでいただいて、していただけるなら、していただ

けたらと思います。

○緒嶋委員 制度的にできれば、我々も、いつも行くのはなかなかだから。

それで、恐らく条例とか何かとかでどうなるかわからんけれども、これは総務課長、どんなもんか。

こっちにおいでになれば、その館長とかそういう人たちも、緊張感を持ってくると思うんです。

今、あの人たちに言うと、県議会がないからいいですわって、彼ら自身は言うんですね。そういうことは、彼らにとっては緊張感がないわけですよ。生涯学習課長、文化財課長がいろいろ言われる。

そういうことであれば、現場主義というのが一番言われておるんじやから、現場のトップを呼んでからいろいろ言ったほうが、現場も緊張感を持ち、また、我々の県会議員の意向というのを間接じゃなく直接聞くことによって、いろいろ改めるべきとか、そうしなきゃいかんこともあるとか、間接的聞くことよりも直接聞くほうが、人間はやはりわかりが早いわけがありますので、私は、これはもう何とかならんかなという気がする。

○大西総務課長 緒嶋委員がおっしゃったように、農政水産部、それから商工観光労働部においても、出先機関の長が常任委員会等に御出席をされているという事実は承知しております。

それらの委員会において、どのような経緯で出席をされているのか、そういったことも含めまして、私どもと議会事務局のほうと、いろいろと御相談させていただくことになるのかなと思いますので、また検討したいと思います。

○重松委員長 そのほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようでございますので、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の終了日に行うこととなっておりますので、あす、採決を行うこととし、再開時間は13時ちょうどということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なし。それでは、そのように決定をいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時21分散会

平成27年6月26日(金曜日)

午後1時2分再開

出席委員(7人)

| | | | |
|-----|---|----|-----|
| 委員 | 長 | 重松 | 幸次郎 |
| 副委員 | 長 | 日高 | 博之 |
| 委員 | | 緒嶋 | 雅晃 |
| 委員 | | 井本 | 英雄 |
| 委員 | | 中野 | 廣明 |
| 委員 | | 田口 | 雄二 |
| 委員 | | 凶師 | 博規 |

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

| | | |
|---------|-----|----|
| 議事課主事 | 八幡 | 光祐 |
| 政策調査課主幹 | 西久保 | 耕史 |

○重松委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決を行います。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時38分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時43分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

7月22日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、閉会中の継続調査についてお諮りをいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

平成27年 6 月 26 日 (金)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 44 分閉会